令和３年11月29日開会
令和３年12月17日閉会

令 和 ３ 年 西 予 市 議 会
第 ４ 回 定 例 会 会 議 録

西 予 市 議 会

第　1　日

11 月 29 日（月曜日）

令和３年第４回西予市議会定例会会議録（第１号）

１．招集年月日　令和３年１１月２９日
１．招集の場所　西予市議会議場
１．開　　議　令和３年１１月２９日
　　午前１０時００分
１．散　　会　令和３年１１月２９日
　　午前１１時３５分
１．出席議員
　１番　和気数男
　２番　宇都宮久見子
　３番　信宮徹也
　４番　宇都宮俊文
　５番　加藤美香
　６番　中村一雅
　７番　河野清一
　８番　佐藤恒夫
　９番　山本英明
　１０番　竹﨑幸仁
　１１番　小玉忠重
　１２番　源　正樹
　１３番　井関陽一
　１４番　中村敬治
　１５番　二宮一朗
　１６番　兵頭　学
　１７番　森川一義
　１８番　酒井宇之吉
１．欠席議員
　なし
１．会議録署名議員
　１番　和気数男
　３番　信宮徹也
１．地方自治法第１２１条により
　説明のため出席した者の職氏名
　市長　管家一夫
　副市長　宗　正弘
　教育長　松川伸二
　総務部長　山住哲司
　政策企画部長　下澤広幸
　生活福祉部長兼
　福祉事務所長　藤井兼人
　産業部長兼
　生活福祉部産廃処理施設担当部長　酒井信也
　建設部長　三瀬計浩
　医療介護部長　山岡薫彦
　会計管理者　三瀬　功
　消防本部消防長　酒井広一
　教育部長　宇都宮　裕
　明浜支所長　上中保博
　野村支所長　和氣岩男
　城川支所長　藤川忠男
　三瓶支所長　片山勇一
　総務課長　一井健二
　財政課長　宇都宮明彦
　監査委員　正司哲浩
１．本会議に職務のため出席した者の職氏名
　事務局長　冨永　誠
　議事係長　三好祐介
１．議事日程　別紙のとおり
１．会議に付した事件　別紙のとおり
１．会議の経過　別紙のとおり

議　事　日　程

１　会議録署名議員の指名
（１番和気数男、３番信宮徹也）

２　会期の決定
（１１月２９日～１２月１７日　１９日間）

３　議案第８１号　ＣＡＴＶ整備事業　野村サブセンター整備工事請負契約について

４　議案第８２号　西予市同報系防災行政無線デジタル整備（宇和地区）に伴う機器の取得の変更について

５　議案第８３号　行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について

議案第８４号　西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第８５号　西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第８６号　西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第８７号　西予市公園条例の一部を改正する条例制定について

議案第８８号　西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第８９号　西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について

議案第９０号　西予市野村高齢者工芸館条例を廃止する条例制定について

議案第９１号　西予市野村トレーニングセンター条例を廃止する条例制定について

議案第９２号　西予市有料駐車場の指定管理者の指定について

議案第９３号　西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について

議案第９４号　西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について

議案第９５号　高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について

議案第９６号　西予市物産会館の指定管理者の指定について

議案第９７号　西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について

議案第９８号　西予市渓筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について

議案第９９号　西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について

議案第１００号　西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について

議案第１０１号　西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について

議案第１０２号　西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について

議案第１０３号　西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について

議案第１０４号　西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について

議案第１０５号　西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について

議案第１０６号　八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について

議案第１０７号　愛媛県市町総合事務組合規約の変更について

議案第１０８号　愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

議案第１０９号　市道路線の廃止について

議案第１１０号　市道路線の認定について

議案第１１１号　令和３年度西予市一般会計補正予算（第８号）

議案第１１２号　令和３年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議案第１１３号　令和３年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）

６　議案第１１４号　西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第１１５号　西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第１１６号　西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第１１７号　西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

７　報告第２１号　専決処分事項の報告について

本日の会議に付した事件

1　会議録署名議員の指名

2　会期の決定

3　議案第８１号　ＣＡＴＶ整備事業　野村サブセンター整備工事請負契約について

4　議案第８２号　西予市同報系防災行政無線デジタル整備(宇和地区)に伴う機器の取得の変更について

5　議案第８３号　行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について

議案第８４号　西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第８５号　西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第８６号　西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第８７号　西予市公園条例の一部を改正する条例制定について

議案第８８号　西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第８９号　西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について

議案第９０号　西予市野村高齢者工芸館条例を廃止する条例制定について

議案第９１号　西予市野村トレーニングセンター条例を廃止する条例制定について

議案第９２号　西予市有料駐車場の指定管理者の指定について

議案第９３号　西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について

議案第９４号　西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について

議案第９５号　高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について

議案第９６号　西予市物産会館の指定管理者の指定について

議案第９７号　西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について

議案第９８号　西予市渓筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について

議案第９９号　西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について

議案第１００号　西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について

議案第１０１号　西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について

議案第１０２号　西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について

議案第１０３号　西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について

議案第１０４号　西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について

議案第１０５号　西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について

議案第１０６号　八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について

議案第１０７号　愛媛県市町総合事務組合規約の変更について

議案第１０８号　愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

議案第１０９号　市道路線の廃止について

議案第１１０号　市道路線の認定について

議案第１１１号　令和３年度西予市一般会計補正予算(第８号)

	議案第１１２号	令和３年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
	議案第１１３号	令和３年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）
６	議案第１１４号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第１１５号	西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第１１６号	西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第１１７号	西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
７	報告第２１号	専決処分事項の報告について

開会　午前10時00分

○佐藤議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより令和３年第４回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

改めまして皆様おはようございます。

令和３年西予市議会第４回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、新型コロナ感染症の状況でありますが、本県は10月20日からの感染縮小期への移行後、新たな感染者数は急速に減少しており、特にこの２週間は日々の感染確認がゼロ人の日が多いなど、非常に低い水準で推移をしております。

これは全国的にもおおむね同様の傾向であり、第５波についてはようやく終息したものと思っておりますが、警戒をしなければならない、そのように考えております。

これに伴いまして、飲食業、観光業も次第に活気を取戻しつつあり、長く低迷が続きました経済活動も復活の兆しが見えてまいりました。

国では、11月19日にコロナ克服・新時代開拓のための経済対策について閣議決定されました。国と地方による財政支出で55.7兆円、民間支出を含む事業規模では78.9兆円程度になる見込みをされております。

この経済財政対策は、新型コロナの拡大防止、ウィズコロナ下での社会経済活動の再開、新しい資本主義の起動、そして、防災・減災の推進など、安全・安心の確保の４本柱で構成されており、岸田首相は「国民に安心と希望を届けられる十分な内容と規模になっている。今後、補正予算案を速やかに編成し、年内のできるだけ早い成立を目指す。」と述べられております。

今後、具体的な施策事業について、国・県から示されるものと思われます。国・県の動向に注視し、当市における感染症対策及び経済活動の復活に効果的な事業に関する情報収集に努め、スピード感を持って実施できるよう準備を整えているところであります。

議員各位におかれましても、御協力いただきますようお願い申し上げます。

一昨日の11月27日に第170回乙亥大相撲が開催されました。昨年に引き続き、新型コロナの影響によりまして、１日のみで規模を縮小して開催となりました。今年こそはと多くの方が楽しみにしておられたかと存じますが、誠に残念でたまりません。それでも出場された選手達は、そうした思いを払拭するような熱い取組を見せていただきました。来年こそは盛大に開催できることを御期待、御祈念するところであります。

そして、そのためにも、コロナ感染予防対策の徹底に努める必要があります。

感染症対策の切り札とも言えるワクチン接種ですが、現在、当市では、12歳以上の接種率が87％を超えており、県内平均でも約85％となっております。12月からは３回目のワクチン接種が医療従事者から先行して開始されます。感染症対策をより確実なものにするため、また、重症化を防ぐためにも、市民の皆様には特に支障がない限り、ぜひとも３回目の接種を受けていただきますようお願いいたします。

現在、旧小学校区単位の市内27カ所の地域を対象に市政懇談会を開催しております。主に令和５年４月からの導入を検討しております地域づくり活動センター推進計画案について御説明を申し上げており、これまでに18地区の説明を終えたところであります。それぞれの地域において、本計画案に対する考え方、取り組む環境に差異がありますので、当然ながら賛否を含め、様々な御意見をちょうだいしております。

そうした地域の皆様からの貴重な御意見を尊重しつつ、年度内には計画案を成案にしたいと考えているところであり、地域の皆様とともに、人口減少社会に対応できる地域基盤をつくってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

さて、本定例会でございますが、工事請負契約１件、条例改正及び廃止13件、指定管理者の指定14件、補正予算３件など、合計38件の案件を上程し、御審議をお願い申し上げるものでございます。

議案等の提案理由につきましては、上程の際に御説明申し上げますので、何とぞ慎重に御審議をいただき、御決定賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶といたします。

○佐藤議長

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配信のとおりでありますのでお目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

（日程１）

○佐藤議長

まず、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に１番和気数男君、３番信宮徹也君の両名を指名いたします。

（日程２）

○佐藤議長

次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から 12 月 17 日までの 19 日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から 12 月 17 日までの 19 日間と決定いたしました。

（日程３）

○佐藤議長

次に、日程第３、議案第 81 号「ＣＡＴＶ整備事業 野村サブセンター整備工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

〔下澤政策企画部長登壇〕

○下澤政策企画部長

議案第 81 号「ＣＡＴＶ整備事業 野村サブセンター整備工事請負契約について」提案理由の御説明を申し上げます。

本市では、テレビの難視聴解消とネット通信の高速化を目的として、平成 20 年度から平成 22 年度にかけて、総務省及び農林水産省の補助金を活用し、市内全域にＣＡＴＶが利用できる環境を整備しております。

今回の野村サブセンター整備工事につきましては、設備の整備から 10 年以上が経過していることから、更新計画に基づき、現在利用している野村公民館２階機械室内の放送・通信機器類を整備・更新するものでございます。

本工事につきましては、去る 10 月 26 日、電子入札による事前審査型一般競争入札の開札を行い、三徳電機株式会社 代表取締役木下裕介氏と工事請負金額 1 億 7451 万 5000 円で、10 月 27 日に工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 81 号は、会議規則第 37 条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 81 号「ＣＡＴＶ整備事業 野村サブセンター整備工事請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 81 号は原案のとおり決定いたしました。

（日程４）

○佐藤議長

次に、日程第４、議案第 82 号「西予市同報系防災行政無線デジタル整備（宇和地区）に伴う機器の取得の変更について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第 82 号「西予市同報系防災行政無線デジタル整備（宇和地区）に伴う機器の取得の変更について」提案理由の御説明を申し上げます。

本業務は、宇和地区の防災行政無線デジタル整備に伴う機器の取得として、令和２年第１回定例会において議決いただき、取得金額 4 億 5100 万円で、株式会社富士通ゼネラル四国支店と契約を締結し、令和３年 12 月 28 日の事業完了を予定いたしておるところでございます。

このたび事業完了に向け、電波の受信状況を改善するための再送信子局設備の追加及び戸別受信機の在庫状況から今後の設置見込みの精査を行い、納入台数を減じた結果、1046 万 8000 円を減額し、取得金額を 4 億 4053 万 2000 円とする変更仮契約を、去る令和３年 11 月 19 日、株式会社富士通ゼネラル四国支店 支店長小谷廣和氏と締結しましたので、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 82 号は、会議規則第 37 条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 82 号「西予市同報系防災行政無線デジタル整備（宇和地区）に伴う機器の取得の変更について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 82 号は原案のとおり決定いたしました。

（日程５）

○佐藤議長

次に、日程第５、議案第 83 号「行政手続等における押印の見直しに伴う関係条例の整理に対する条例制定について」から、議案第 113 号「令和３年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）」までの 31 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第 83 号「行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

国では、新型コロナウイルス感染症拡大への対応を契機としてデジタルガバメントへの取組を推進するため、押印・書面規制・対面規制の見直しが進められております。

本市における行政手続の押印見直しにつきましても、市民、事業者等の申請等、手続にかかる負担軽減を図るとともに、行政手続のデジタル化を見据えた対策を推進するため、順次、申請手続様式等に規定する押印義務の見直しを行っているところでございます。

今回の条例改正は、押印の必要性や実質的意義

を勘案し、西予市固定資産評価審査委員会条例、西予市職員の服務の宣誓に関する条例及び西予市火入れに関する条例に規定する押印義務について廃止するものであります。

続きまして、議案第 84 号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和３年６月 11 日に、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和３年９月 10 日に公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和４年４月１日から施行されることによるものであります。

現在、西予市国民健康保険税は、世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額、並びに、これまでは年齢に関係なく世帯の国民健康保険被保険者数に応じて算定した均等割額及び一世帯当たりの世帯平等割額を合算して課税しておりますが、今回の改正によりまして、均等割額において、未就学児については、１人当たり５割の減額を行うこととなりました。低所得者に対する７割・５割・２割の軽減世帯の場合は、未就学児１人当たりの各減額後の均等割額からさらに５割を減額することとなっております。

以上２議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長兼福祉事務所長。

〔藤井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 85 号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、産科医療補償制度の見直しにあわせて出産育児一時金の額が見直されるため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度に加入している分娩機関で分娩する場合に加算する額を引き下げるとともに、出産育児一時金の基本額を引き上げることによって、加算後の支給総額を現状の 42 万円に維持するものであります。

続きまして、議案第 86 号「西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、当該基準府令に従い同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容としましては、保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等での業務負担軽減等を図る観点から、当該事業者等が行う事業に係る諸記録の作成等を電磁的記録により行うことができることとするほか、所要の整備を行うものであります。

以上２議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

〔酒井産業部長登壇〕

○酒井産業部長

議案第 87 号「西予市公園条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市公園条例では、市民の保健、休養及び文化の向上とコミュニティーづくり及び都市との交流を通じた地域活性化を目的として、西予市三滝渓谷自然公園、西予市竜沢寺緑地公園、西予市城川総合運動公園の３カ所を西予市公園として設置しているところでございます。

このうち、西予市城川総合運動公園は、昭和 58 年から 61 年に、公園内にトリムコースやローラー滑り台、休憩所等が設置され、子どもから高齢者まで住民の憩いの広場として親しまれていましたが、利用者の減少や各設備の老朽化、腐食や劣化が進み、安全面の確保が難しくなったため、平成 23 年度より施設の一部の使用を制限しているところでございます。

今回の改正は、このような状況を踏まえ、今後、集客見込みが低く、改修や維持管理も困難である

ことから、西予市公園から西予市城川総合運動公園を廃止するとともに、西予市三滝渓谷自然公園及び西予市竜沢寺緑地公園につきましても、同様に老朽化した設備等があることから、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

〔宇都宮教育部長登壇〕

○宇都宮教育部長

議案第 88 号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市社会体育施設条例に定める西予市野村体育館につきましては、主に野村地区市民のスポーツの推進を図り、福祉増進と体力向上を目的として活用されてまいりましたが、平成 30 年７月豪雨により被災し復旧困難な状態となっております。

本議案は、施設の実情を踏まえ、同地区におきましては、復旧した西予市乙亥会館を社会体育施設としてスポーツ活動等を展開していることもあり、西予市復興まちづくり計画及び野村地区肱川周辺水辺まちづくり計画に基づき、当該施設を廃止・解体する見込みとなったことから、公布の日を施行日として、西予市社会体育施設条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

〔藤井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 89 号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市老人憩の家は、西予市在住の老人の教養の向上、レクリエーション等の場を供与し、心身の健康増進を図り、明るく楽しい老後を保障することを目的として設置しております。

本議案は、平成 30 年７月豪雨で被災した西予市野村老人憩の家につきまして、復旧が困難であるとして、施設の実情を踏まえ、西予市復興まちづくり計画及び野村地区肱川周辺水辺まちづくり計画に基づき、解体する見込みとなったことから、当該施設を廃止するとともに、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第 90 号「西予市野村高齢者工芸館条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市野村高齢者工芸館は、農村高齢者が地域社会の中で高齢者にふさわしい生活諸活動、技術の再開発等を促進するとともに、地域ぐるみの交流を深めるために必要な施設として昭和 54 年度に建設された施設であります。

本施設は、建設後 40 年以上経過し、施設の老朽化や高齢化等による利用者の減少に伴い、平成 22 年度から利用を休止しておりましたが、平成 30 年７月豪雨により被災し、工芸館としての利用は困難な状態となっております。

本議案は、施設を取り巻く実情を踏まえ施設を廃止したいため、公布の日を施行日として、西予市野村高齢者工芸館条例を廃止するものであります。

以上２議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

〔酒井産業部長登壇〕

○酒井産業部長

議案第 91 号「西予市野村トレーニングセンター条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市野村トレーニングセンターは、第２次林業構造改善事業の林業村落振興緊急対策事業により、主に林業者の体力づくりを目的として、昭和 54 年度に建設され、就業時間後の平日夜間を中心にスポーツ活動や文化活動に活用されてまいりました。

本施設は、建設後 40 年以上を経過し、近年利用者の減少や経年劣化による雨漏りなどの不具合が頻発していたことから、施設の利用を休止しておりましたが、平成 30 年７月豪雨災害により１階の天井部分に至る浸水があり、復旧困難な状態

となっております。

本議案は、施設を取り巻く実情を踏まえ、西予市復興まちづくり計画及び野村地区肱川周辺水辺まちづくり計画に基づき、施設を廃止・解体する見込みとなったことから、公布の日を施行日として、西予市野村トレーニングセンター条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第 92 号「西予市有料駐車場の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市有料駐車場は、自動車を利用する外来者の一時的な利便に供し、地域の発展に寄与することを目的として、宇和町商店街の中に２つの駐車場を整備したもので、現在、宇和町駐車場管理組合が指定管理者として管理運営を行っております。

今回、指定期間の終了に伴い、本施設の指定管理者の候補者といたしまして、審査委員会での協議の結果、非公募により宇和町駐車場管理組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものでございます。

その理由といたしましては、駐車場の設置目的である商工及び観光の発展につながる管理運営を行う経営方針であること、また、同組合は施設の状況に熟知しているとともに、効率的・効果的な運営がされており、経営状況も安定していることなどから、当施設を引き続き管理運営させることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第 93 号「西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について」、議案第 94 号「西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について」の２議案の提案理由を一括して説明を申し上げます。

この２施設は明浜地域を代表する交流拠点として整備され、年間を通じて、憩いと地域間交流の場として多くの市民や来訪者に利用いただいており、健康の維持・増進及び地域産業の振興に大きな役割が期待されている施設であります。

今回、２施設の指定管理者の候補者として、非公募により、あけはまシーサイドサンパーク株式会社を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、あけはまシーサイドサンパーク株式会社は、平成 13 年度から一貫して施設の管理運営に当たっており、各施設の設置目的達成に関するノウハウが十分に蓄積されていること、さらに、これまでの経営改善と営業努力により、施設運営の効率化が図られており、観光客などの確保や地域振興及び活性化のための取組の成果が認められることなどから、これら施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第 95 号「高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、漁業経営の安定に資するため、平成９年３月に漁船の定期的な点検補修施設として、漁港改修事業により整備されたものであります。

今回、指定期間の終了に伴い、西予市産業部指定管理者審査委員会での協議を経て、非公募により、愛媛県漁業協同組合明浜支所を指定管理者の候補者として選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものでございます。

選定の理由といたしましては、漁船の船揚げを対象とする施設である中で、本施設の利用者の大半が漁協組合員であることから、漁船登録の有無の確認が容易であり、施設の健全な管理運営及び適切な処理が期待できること、また、船揚時などでの事故に際しても、損害保険の対応に熟知しており万全の体制が図られることから、愛媛県漁業協同組合明浜支所に引き続き施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものでございます。

続きまして、議案第 96 号「西予市物産会館の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、平成 11 年度に建設され、以来、西予市産の農林水産物や農産加工品の販売、地域食材を活用した食の提供などで大きな実績を上げてきており、市を代表する施設となっております。

今回、指定期間の終了に伴い、西予市産業部指定管理者審査委員会での協議を経て、非公募により、株式会社どんぶり館を指定管理者の候補者として選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、施設開館以来 22 年間一貫して運営管理を行ってきており、施設の設置目的達成に関するノウハウが蓄積されているとともに、経営的にも安定した収益が確保されております。また、平成 26 年４月には道の駅登録を

受けたことから、さらに県内外に認知され、年間約 45 万人にも及ぶ利用客が訪れるなど、西予市宇和インターチェンジ付近の立地条件を生かした市の玄関口としての施設運営実績があり、加えて、地域産品の販売拠点及び観光情報の発信拠点としての負託に応えうる人的・物的能力を持った会社であることから、株式会社どんぶり館に引き続き施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第 97 号「西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、平成 13 年度に建設されたもので、市内で生産された農産物の処理・加工・出荷の一貫体制を行うことにより、地域農産物の流通及び地域情報の受発信を通じて、農家所得の向上と地域雇用の創出及び地域活性化を図る施設として位置づけられている施設であります。

今回、指定期間の終了に伴い、本施設の指定管理者の候補者といたしまして、審査委員会での協議の結果、非公募により、株式会社グリーンヒルを選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、施設開設以来 19 年間一貫して運営管理を行ってきており、すぐれた製造技術の確立とともに順調な販売実績を達成していること、さらに、先進的な取組として、ＨＡＣＣＰの導入によって商品の安全性の向上と徹底した品質管理に努めていること、地域農業振興並びに地域雇用の安定を図っていること、また、今後とも、製品の販売を株式会社ファンケル関連会社が担うことが想定されるため、西予市、東宇和農協、株式会社ファンケルが合同出資した当該会社が妥当であることなどから、この施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第 98 号「西予市渓筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、平成 14 年度に建設されたもので、市内で生産される農林水産物を活用し、物産品の販売、加工品の試作・研究及び販売活動を行うことにより、地域農産物の流通・販売拡大と農業者の生産・経営意欲の向上に努め、農林業の振興並びに農山村地域の活性化を目的としている施設であります。

今回、指定期間の終了に伴い、西予市産業部指定管理者審査委員会での協議を経て、非公募により、渓筋農産物加工組合を指定管理者の候補者として選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由といたしましては、施設開館以来 19 年間一貫して運営管理を行ってきており、施設の設置目的達成に関するノウハウが蓄積されていること、さらに、これまでの経営状況分析によって効率的な健全運営がなされております。また、地域組織が運営することにより、地域農業者の生産・経営意欲の向上が認められることなどから、渓筋農産物加工組合に引き続き施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第 99 号「西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、平成５年度から６年度にかけて建設されたもので、市内畜産農家の生産性向上、経営体質の強化、担い手の育成確保を図り、合理的な営農活動の推進を目的としている施設であります。

今回、指定期間の終了に伴い、本施設の指定管理者の候補者として、非公募により、東宇和農業協同組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものです。

その理由といたしましては、施設開館以来 27 年間一貫して運営管理を行ってきており、目的達成に関するノウハウが蓄積されていること、さらに、効率的な健全経営と運営がなされており、また、地域農業者の生産・経営意欲の向上、経営体質の強化を図るための事業の実績が認められること、加えて当施設は、本市の畜産の拠点施設として、東宇和農協畜産部、愛媛県酪農の関係機関の総合事務所としても活用していることから、引き続き東宇和農業協同組合にこの施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第 100 号「西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、平成６年度に野村町畜産総合振興センター関連施設として建設され、酪農、肉用牛、養豚など、畜産経営における購入飼料のコスト低

減と高品質畜産物の生産を目指し、共同作業による効率的な混合飼料の製造と新しい飼料供給システムの構築により経営の安定を図ることを目的としている施設であります。

今回、指定期間の終了に伴い、本施設の指定管理者の候補者として、非公募により、農事組合法人野村町飼料混合施設利用組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしまして、施設開館以来 27 年間運営管理を一貫して行ってきており、目的達成に関するノウハウが蓄積されていること、さらに、これまでの経営状況分析によって効率的な健全経営と運営がなされ、地域畜産農家の生産性の向上を図るなどの実績が認められることから、引き続きこの施設の管理を行わせることが適当と判断したものでございます。

続きまして、議案第 101 号「西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、平成 17 年度と 18 年度に整備され、西予市大野ヶ原地区における畜産業の振興と集落内の環境保全に努めることを目的としている施設で、堆肥舎が２棟と汚水処理施設となります。

今回、指定期間の終了に伴い、本施設の指定管理者の候補者として、非公募により、大野ヶ原環境施設組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、本施設は、事業計画の段階から地元組合で施設の管理運営を行うことを前提としていた施設であり、施設完成と同時に地元畜産農家を主体とした当組合が設立され、過去 15 年間にわたって施設の管理・運営に従事してきました。大野ヶ原地域は県内有数の観光地でもあり、今後も景観に配慮した適切な管理運営が必要である中で、目的達成に関するノウハウが蓄積されていること、また、地域に密着した健全運営がなされていることから、この施設の指定管理者として適当と判断したものであります。

続きまして、議案第 102 号「西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について」、議案第 103 号「西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について」、議案第 104 号「西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について」、議案第 105 号「西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について」の４議案の提案理由を一括して御説明申し上げます。

この４施設は、市内農畜産物の加工・販売を行うとともに、これらの施設を通して都市との交流促進を図るなど、地域の活性化に寄与することを目的として設置された施設であります。

今回、所定期間の終了に伴い、４施設の指定管理者の候補者といたしまして、審査委員会での協議の結果、非公募により、株式会社城川ファクトリーを選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、施設設置以来一貫して運営管理を行ってきたことから、施設の経営に関する十分なノウハウを有しており、さらに、これまでの経営戦略や営業努力により、地域の期待に応える売上げ実績が達成されており、施設設置目的に沿った適切な運営がなされていることなどから、これら４施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

以上 15 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、指定管理者候補者の概要及び施設運営計画概要につきましては、別添の各議案参考資料を御参照ください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

〔下澤政策企画部長登壇〕

○下澤政策企画部長

議案第 106 号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について」提案理由の御説明を申し上げます。

八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金は、平成６年 10 月にふるさと市町村圏の選定を受け、構成市町の出資と愛媛県からの助成により造成され、その運用益により多彩な広域的ソフト事業を展開して地域の活性化を進め、圏域内の総合的・一体的な振興を図ることを基本理念として設置されたところであります。

しかしながら、近年は経済情勢の変化から基金の運用益がほとんど見込めない状況であることに加え、市町村合併により圏域市町村数が減少し、社会情勢も創設当時とは大きく異なってきていま

す。

本議案は、このような状況から、当該基金の目的は果たしたものと捉え、当該基金を廃止することに伴い、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更を行うものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第107号「愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」及び議案第108号「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」関連がございますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、愛媛県市町総合事務組合が共同処理する日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する事務、いわゆる交通災害共済事務の構成団体から脱退するとともに、脱退に伴う財産処分を行うため、当組合より地方自治法第286条第1項及び第289条の規定に基づく協議がありましたので、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容といたしましては、令和3年度をもちまして、本市における交通災害共済加入申込み事務の取扱いを終了するため、当組合の交通災害共済部門を構成する団体から脱退するものでございます。

事務取扱いを終了する理由といたしましては、近年加入率が低下傾向であるとともに、民間各社の類似商品も普及・充実していることのほか、加入申込み取りまとめを依頼いたしております自治会における負担の軽減、また、組織の再編等に伴う事務事業の全体的かつ抜本的な見直しによるものでございます。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

議案第109号「市道路線の廃止について」及び議案第110号「市道路線の認定について」関連がございますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

宇和町の市道旧町地区204号線は、国道56号線を起点とし、ＪＲ線路の跨線橋及び肱川に係る山崎橋を経由する路線でありますが、跨線橋の老朽化による撤去のため、現道を廃止し、該当する跨線橋の区間を除いた路線を市道旧町地区204号線及び市道旧町地区409号線として再認定するものであります。

次に、野村町のあけぼの団地内の道路の市道路線の認定につきまして御説明申し上げます。

当路線は、平成7年から平成9年にかけて宅地開発されたあけぼの団地の都市計画法による開発道路として整備された路線であります。24年が経過し、地域の生活に密着した生活道路として必要な路線であることから、あけぼの中央線、あけぼの下線、あけぼの上線、あけぼの東線、あけぼの南線及びあけぼの西線の6路線を市道認定するものであります。

次に、城川町の池野々古市線及び稲田窪田線の市道路線の認定について御説明申し上げます。

当路線は、池野々地区と東古市地区及び中津川地区と西古市地区を結び、地域の主要な路線であることから市道路線として認定するものであります。

なお、本件に係る市道の廃止及び認定につきましては、さきの11月5日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいているものであります。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第8号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、新しい資本主義実現に向けて設置されたデジタル田園都市国家構想実現会議の概要と国の経済対策予算、本市の予算編成について触れさ

せていただきます。

政府は、成長と分配の好循環とコロナ後の新しい社会の開拓をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくため、11 月８日に新しい資本主義実現会議を開催し、未来を切り開く新しい資本主義とその起動に向けて、緊急提言を取りまとめました。

また、緊急提言を踏まえて、新しい資本主義実現会議と連携し、具体的な政策立案を行うため、新たに３つの会議を設置することを９日に決定しました。

第１に、デジタル田園都市国家構想実現会議を、第２に、デジタル臨時行政調査会を、第３に、全世代型社会保障構築会議を設置しました。

第１のデジタル田園都市国家構想実現会議は、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながるデジタル田園都市国家構想の実現に向け、構想の具体化を図るとともに、デジタル実装を通じた地方活性化を推進するため設置されました。

デジタル田園都市国家構想とは、新しい資本主義実現に向けた成長戦略の最も重要な柱であり、デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会の実現を図ります。

12 日に開催された第１回会議においては、同構想実現のため、時代を先取るデジタル基盤を公共インフラとして整備するとともに、これを活用した地方のデジタル実装を、政策を総動員して支援する方針を示しております。

また、構想の実現に向けて、地方の課題を解決するため、デジタル実装、デジタル人材の育成・確保、地方を支えるデジタル基盤の整備、誰一人取り残されない社会の実現を論点として検討を進められ、デジタルを活用した地域の自主的な取組を応援するための交付金を大規模に展開すると緊急提言されています。

本市においても、この交付金を活用し、魅力的なまちづくりの推進に取り組んでまいります。

次に、政府は 19 日、新型コロナウイルス感染症対応に万全を期すとともに、新しい資本主義を起動させ、成長と分配の好循環を実現するため、４つの柱から成るコロナ克服・新時代開拓のための総合的な経済対策を閣議決定しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策やポストコロナを見据えた地方創生等に向けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額が補正予算に計上されます。本交付金については、地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう制度の見直しを行うとともに、年度を越えて柔軟な執行が可能となるよう繰越要件の弾力化や基金積立要件など、機動的な運用や手続の簡素化などを図り、早期にその方針を示すことが要望されているところです。

国においては、この経済対策の裏づけとなる令和３年度補正予算を、いわゆる 16 カ月予算の考え方により、令和４年度当初予算と一体的に編成されることから、本市においても、当初予算編成作業とあわせて国の補正予算に即応できるよう事務を進めてまいります。

さて、本市の令和４年度の予算編成の基本方針は、復興まちづくり計画に基づく豪雨災害からの復旧・復興事業を最優先事業とし、中長期的な財政状況を踏まえた上で、第２次西予市総合計画に基づく事業の重点化を図り、新型コロナウイルス感染症への対応を国・県と歩調を合わせて実施いたします。

一方、市税、地方交付税等の一般財源が大きく伸びない中、財源不足を市債の発行や財政調整基金の取崩しで賄うことになり、基金の取崩しに頼った財政運営では、基金は数年のうちに枯渇してしまいます。

したがいまして、歳入に見合った予算規模の実現に取り組むこととし、令和４年度から直ちに事務事業の廃止、縮小等の思い切った見直しを行い、さらなる行財政改革に取り組み、持続可能な財政運営を目指さなければなりません。

今後の財政状況及び財政方針について、情報提供に努め、市民の皆様並びに議員の皆様の理解が得られるよう努めていく所存でございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今回の補正予算案でございますが、新型コロナウイルス感染症対応として、事業者への支援策、その他緊急を要する経費を計上するものであります。

その主な内容ですが、予算書の款別に御説明申し上げます。

総務費では、地域おこし協力隊インターン制度を活用した大学生等の公営塾講師の活動体験と三瓶分校の魅力づくりに要する経費を計上し、民生費では、避難行動要支援者の避難支援等を実効性のあるものとするための個別避難計画作成に要する経費、また、成年後見制度の利用促進に向けて、地域ネットワークの中核を担う機関の体制整備の検討に要する経費を計上し、農林水産業費では、肱川流域の治水対策として、令和４年度から実施します田んぼダムモデル事業の実証試験の準備に要する経費を計上、また、新型コロナウイルス感染症のほか、燃料高騰等の影響を受けています養殖漁業者の支援に要する経費を計上し、消防費では、消防本部署庁舎建設用地の造成工事の早期着工に向けた測量設計に要する経費を計上し、教育費では、野村運動公園において、応急仮設住宅撤去後のグラウンド利用に向けた造成工事等の測量設計に要する経費を計上するものであります。

これらの財源につきましては、それぞれの歳出に見合う国・県支出金、地方債の特定財源を計上し、収支均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 732 万 3000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 327 億 195 万 6000 円と定めるものであります。

また、債務負担行為の補正として、令和４年度に実施予定の事業及び指定管理施設の管理運営事業など 21 事業につきまして、期間と限度額を設定しております。

地方債補正では、過疎対策事業債の限度額の変更を行っております。

以上が今回の補正予算の概要でありまして、詳細な点につきましては担当課長から補足説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮財政課長。

〔宇都宮財政課長登壇〕

○宇都宮財政課長

それでは、予算書に沿って歳出から補足説明を申し上げます。

予算書の 13 ページをお開き願います。

2 款総務費、8 項 1 目地域振興費、高校魅力化事業 75 万 6000 円でありますが、総務省の地域おこし協力隊インターン制度を活用して、大学生等を募集し、県立宇和高等学校三瓶分校での公営塾講師の活動を体験することで、応募者の裾野を拡大するとともに、三瓶分校と大学生との連携をアピールし、魅力ある高校づくりの推進に要する経費を計上するものであります。

14 ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、避難行動要支援者管理運営事業 91 万 9000 円でありますが、本年５月 20 日に災害対策基本法等の一部を改正する法律が施行され、自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難の実効性を確保するために、個別避難計画の作成に取り組むことが、災害対策基本法において市町村の努力義務となったことを受けまして、個別避難計画作成に要するシステム改修費を計上するものでございます。今年度におきましては、三瓶町と城川町でのモデル地区において個別避難計画を作成し、来年度は、西予市全域に推進する計画であります。

同ページ、7 目人権対策費、人権啓発庶務事業 12 万円でありますが、西予市成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、成年後見制度の利用の必要な方が安心して制度利用ができるように、関係者が相互に連携・協力して、課題の共有や検討、調整、解決に向けて継続的に協議を行う場となります地域連携ネットワークの核となる中核機関の設立準備に要する経費を計上するものであります。

17 ページをお開き願います。

6 款農林水産業費、1 項 10 目農村環境保全向上活動支援事業費 200 万円でありますが、一級河川肱川下流域での治水対策に効果があるとされています田んぼダムを令和４年度から宇和町内の２つの地区において、モデル事業として実施するために必要となります水田の排水口に流出量を抑制するための堰板のほか、実証試験の効果分析方法の検討に要する経費を計上するものであります。財源として、農村環境保全向上活動推進事業費県補助金を充てています。

同ページ、3 項 2 目水産業振興費、漁協関係各種補助金事業、魚類養殖等共済支援事業補助金 1170 万 3000 円でありますが、新型コロナウイル

ス感染症の影響により、売上げの減少や燃料高騰の影響を受けて経営が厳しい養殖業者支援のため、養殖共済の契約掛金に対しての支援金の補助割合を４分の１以内から３分の２以内へ、また、補助金の上限額を 100 万円から 500 万円にそれぞれ引上げて支援を行うものであります。

20 ページをお開き願います。

10 款教育費、7 項 2 目体育施設費、野村運動公園管理運営事業 292 万 4000 円でありますが、野村運動公園多目的グラウンド内に整備をしています応急仮設住宅を愛媛県が撤去した後のグラウンドの利用再開に向けまして、暗渠排水の敷設等の整備に要する測量設計委託料を計上するものであります。

それでは、主な歳入につきまして御説明を申し上げます。

予算書は 10 ページにお戻りください。

16 款財産収入、2 項 5 目出資金返還金、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合出資金返還金 9308 万 7000 円でありますが、八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金が廃止されることに伴います出資金の返還金を受入れするものであります。

11 ページをお開き願います。

18 款繰入金、5 項 1 目公営企業会計繰入金 400 万円でありますが、令和２年度水道事業決算において利益剰余金が生じたことにより、西予市水道事業等の剰余金の処分等に関する条例第２条第５項に基づき、その利益の一部を一般会計に対する納付金として予算措置を行うものであります。

予算書は５ページにお戻りください。

債務負担行為といたしまして、議会だより印刷製本費から、給食センター病原性腸内細菌検査業務委託まで、今年度中に契約締結を行う必要がある業務、合計 21 件について、期間及び限度額を設定いたしております。

下から２つ目の野村中学校校舎外壁等改修工事 1 億 8300 万円でありますが、野村中学校校舎の外壁劣化調査の結果、早急に改修工事の契約締結を行う必要が生じたために今回設定するものでございます。

６ページをお開き願います。

地方債の補正といたしまして、過疎対策事業債を 20 万円減額し、旧合併特例事業債を 1130 万円増額して、限度額を 44 億 5609 万円と定めるものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

〔藤井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 112 号「令和３年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、前年度の愛媛県国民健康保険保険給付費等交付金等の返還額が確定したことにより償還金を増額するとともに、財政調整基金積立金事業を減額調整するものであります。

なお、既決いただいております事業勘定予算の歳入歳出総額 50 億 6689 万円に変更はございません。

また、令和４年度導入予定の市町村事務処理標準システムにつきまして、令和３年度中から導入仕様の決定等の事務を進める必要があることから、債務負担行為を設定するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

〔山岡医療介護部長登壇〕

○山岡医療介護部長

議案第 113 号「令和３年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金、不採算地区病院等に対する財政措置の拡充に伴う他会計負担金の増額及び医療機器購入に伴う補正を行うものでございます。

第２条の業務の予定量の補正では、主な建設改良事業の増額を行うものでございます。

第３条の収益的収入及び支出の補正につきましては、医業外収益を 8580 万 7000 円増額し、総額を 42 億 4466 万 8000 円といたしております。支出につきましては、医業費用を 487 万円増額し、総額を 46 億 1633 万 1000 円といたしております。

第４条の資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入額を 2210 万円増額し、総額を 3 億 7706 万 1000 円とし、資本的支出額では 2376 万円を増額し、総額を 5 億 1985 万 8000 円といたしております。

第５条の企業債の補正では、医療器械購入に伴う企業債の限度額を 1 億 2400 万円に改めてございます。

そのほか、第６条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正についても表のとおり改めております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

（日程６）

○佐藤議長

次に、日程第６、議案第 114 号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第 117 号「西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの４件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第 114 号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 115 号「西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 116 号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 117 号「西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じて、それぞれの条例の一部を改正するとともに、所要の整備を行うものであります。

主な改正内容でございますが、期末手当につきまして、民間の支給割合との均衡を図るため、年間 0.15 月分引下げを行うものであります。

今回の改正では、令和３年度の 12 月期支給割合を 0.15 月分引下げ 1.125 月分とし、期末勤勉手当の年間支給割合を 4.3 月分としており、令和４年度以降においては、６月期と 12 月期に振り分け、それぞれ 1.2 月分としております。

また、市の特別職、議会議員の給与等につきましても、県の給与改定に準じ、期末手当を年間で 0.1 月分の引下げを行うものであります。

また、会計年度任用職員の給与につきましても、県の給与改定に準じ、期末手当を年間で 0.05 月分の引下げを行うものであります。

以上４議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案４件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 114 号から議案第 117 号までの４件は、会議規則第 37 条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 114 号から議案第 117 号までの４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 114 号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第 117 号「西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの４件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、議案第 114 号から議案第 117 号までの４件は原案のとおり決定いたしました。

（日程７）

○佐藤議長

次に、日程第７、報告第 21 号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

報告第 21 号「専決処分事項の報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり１件の専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の報告は終わりました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12 月３日は午前９時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会　午前11時35分

第　２　日

12 月 3 日（金曜日）

令和３年第４回西予市議会定例会会議録（第２号）

１．招集年月日　令和３年１２月　３日
１．招集の場所　西予市議会議場
１．開　　議　令和３年１２月　３日
　　午前　９時００分
１．散　　会　令和３年１２月　３日
　　午後　０時１２分
１．出席議員
　１番　和気数男
　２番　宇都宮久見子
　３番　信宮徹也
　４番　宇都宮俊文
　５番　加藤美香
　６番　中村一雅
　７番　河野清一
　９番　山本英明
　１０番　竹﨑幸仁
　１１番　小玉忠重
　１２番　源　正樹
　１３番　井関陽一
　１４番　中村敬治
　１５番　二宮一朗
　１６番　兵頭　学
　１７番　森川一義
　１８番　酒井宇之吉
１．欠席議員
　８番　佐藤恒夫
１．地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名
　市　　長　管家一夫
　副市長　宗　正弘
　教育長　松川伸二
　総務部長　山住哲司
　政策企画部長　下澤広幸
　生活福祉部長兼福祉事務所長　藤井兼人
　産業部長兼生活福祉部産廃処理施設担当部長　酒井信也
　建設部長　三瀬計浩
　医療介護部長　山岡薫彦
　会計管理者　三瀬　功
　消防本部消防長　酒井広一
　教育部長　宇都宮　裕
　明浜支所長　上中保博
　野村支所長　和氣岩男
　城川支所長　藤川忠男
　三瓶支所長　片山勇一
　総務課長兼選挙管理委員会書記長　一井健二
　財政課長　宇都宮明彦
　監査委員　正司哲浩
　（午前１１時０１分退出）
１．本会議に職務のため出席した者の職氏名
　事務局長　冨永　誠
　議事係長　三好祐介
１．議事日程　別紙のとおり
１．会議に付した事件　別紙のとおり
１．会議の経過　別紙のとおり

議　事　日　程

1　一般質問

本日の会議に付した事件

1　一般質問

開会　午前９時00分

○宇都宮副議長

おはようございます。

本日はこのように傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

（日程１）

○宇都宮副議長

日程第１、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

まず、18番酒井宇之吉君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

おはようございます。

コロナのオミクロンが出まして、大変な社会情勢になっておりますが、そのような中で、一般質問ができることを幸いに思っております。また、私にとりましては、初めての一番バッターのような気がいたしておりますので、一般質問の中で、一番バッターってのは結構緊張するものであるなと、こういうように痛感しているところでございます。

議長に許可をいただいておりますデジタル社会の推進について、財源確保について、一問一答で質問させていただきます。

まず、デジタル社会の推進でありますが、私のように、アナログ社会、また活字型文化で育った人間にとりましては、デジタル社会、また、映像型文化の現在のような社会の中で、瞬時に何もかもが電波で、通信が終わるような社会ってのは、非常にまだ慣れておりません。そして、脳細胞がやはり新しいデジタルに適用できにくいような気がいたしておるところでございます。アナログ社会が成長経験をしながら、まだまだ理解できておりませんので、質問が的を得ないことがあるかもしれませんけれども、真摯な御答弁をお願い申し上げます。

菅政権下でデジタル庁ができまして、６つのデジタル法が成立いたしました。

スマホとか、キャッシュレス、カード決済、ポイントカード、マイナンバーカードの利用、そしてまた、押印等々のデジタル化などが進められており、デジタル社会は国際化が進み、また、社会の働き方改革がコロナ禍の中で、社会が変わるとともに、デジタル化も推進しなければならないと思っております。

私のようなアナログ的な人間がデジタルの質問をするのは、私自身がわからない、わかりにくいところがあるので、行政側、そして国の方針等々、それによって質問をするところでございます。

まず、デジタル社会への推進についてでありますが、自治体、地域、学校教育、この３面について、人材育成、どういうようにデジタルの推進をするための人材を求めていくかという点につきまして質問をさせていただきます。

先般の議案第 111 号に、市長は来年度予算につきましてのデジタル田園都市国家構想実現編成、また、デジタル臨時行政調査会等々も含めまして、デジタル実装を通じた地方活性化を推進するため、予算を考えているというような説明がございました。デジタルを活用した地域の自主的な取組を応援する予算等々につきましては、また、近々に来年度予算が迫ってるところへ議案第 111 号の説明の中でおっしゃられたんだろうと思いますので、私の質問も的を得てると、このように考えております。

まず、西予市が職員採用に至る募集申込み、新規採用の募集申込者採用人数、地域別の人数はどうであるか。新規採用の要件で、デジタル能力の評価基準は、デジタル職員の専門職はいるのか、また、スキルアップの方法はどのようにして対応しているのかをまずお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

皆さんおはようございます。

本日は一般質問に当たりまして、早朝より傍聴にお越しをいただきまして、心より感謝申し上げます。

12 月に入りまして気温も急激に下がり、本格的な冬の到来を感じるようになりました。体調にもくれぐれも御留意をいただきたいと思います。

また、新型コロナウイルスの新たな変異株、オミクロン株の懸念が世界中に広がっております。各国で水際対策が講じられており、日本も厳しい入国規制が行われているところでありますが、このような対策により、国内感染が広がらないことを祈るところであります。

さて、本日から土日を挟んで２日間にわたりまして、５名の議員の皆様から一般質問をお受けいたします。それぞれの御質問に対しまして真摯に回答させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

なお、市政運営の根幹に関わる御質問には私が回答させていただき、専門的な分野の質問につきましては、各部長を中心として回答させていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは、私から酒井議員からの御質問に御答弁させていただきます。

まず、新規採用職員の状況につきましてお答えさせていただきたいと思います。

今年度の採用候補者試験は現在も実施中でございますので、令和２年度までの過去５年間におけます試験の申込者数及び採用人数につきまして御説明をいたします。また、定員管理計画におきましては、人数調整を行う職種といたしまして、一般事務職と技術職を対象といたしておりますので、この２つの職の人数として御説明をさせていただきます。

過去５年間におけます試験の申込者数は 243 人、採用者数は 56 人でありました。内訳といたしましては、出身地を旧町別で見ますと、明浜は申込者数が４人、採用者はゼロ、宇和は申込者数 92 人、採用者 18 人、野村は申込者数 39 人、採用者 14 人、城川は申込者数 14 人、採用者数５人、三瓶は申込者数 22 人、採用者数５人、西予市外からの申込者数でございますが 72 人、うち採用者数は 14 人となっております。

次に、デジタル化、ＩＣＴに関する知識は採用の際に必要としているかということでございますけれども、試験区分といたしましてはＩＣＴの知識や資格を要件とはいたしておりません。したがいまして採用後の研修でありますとか、自己研鑽によりまして、職員個々が能力向上に努めるといったこととさせていただいております。

なお、ＩＣＴに関する知識や関連する資格を要件とした採用候補者試験については別途個別に行っております。

本市におきましても、デジタル社会の進展に対応するため、令和２年度から情報通信行政に特化した試験区分を設定し試験を実施しているところでございます。実績でございますが、残念ながら今年度も含めた過去２年間で申込者はございませんでした。来年度以降もこの事実を検証しながら試験を計画したいと考えております。

また、職員のスキルアップについて、研修等でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、基本的には研修、自己研鑽をしていただくということにはなっておりますけれども、職員としての採用１年目におきましてはパソコンまたはシステムの操作など、基本的な内容についての研修会は実施をいたしております。その後、年齢階層や職の階層ごとに定期的に研修会ということについては、まだ実施をいたしておりませんので、基本的には、先ほど申し上げましたとおり、自己研鑽ということにはなります。

ただし、今後は、情報通信行政に携わる職員の人材育成としまして、県外の自治体向け職員の専門分野に特化したカリキュラムの組まれている研修所に参加をしたり、また、内部研修を行ったり、そういったことを通じまして、円滑な行政運営、また、市民サービスの向上につながる職員の育成対策を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

まず、デジタル推進でございますが、ＩＣＴとかいうような言葉を使われると、私らは分かりにくいんですよ、なかなかね。

私こうして質問してますけど、住民にとっても、

分かった人が分かった人に説明するのと、分かった人が分からない人に説明するのとはやっぱり理解度は大分違うと思うんですよ。ですから、職員の中でも能力がある、頭がすぐにデジタル化に変われるような職員、こういう方々をこれからどんどんつくっていかないと、国際化の中とか、ＩＣＴの中で、自治体自体の力がなくなってくる、私はこういうふうに考えておりますので、今後とも職員教育に頑張っていただきたいと思います。

また、次の質問ですが、正職員、再任用職員、会計年度職員の待遇の違いはどのあたりにあるのか。また、わからない人はやる気がなくなると思うんですよ。その辺りの職員全員のデジタル活用の現状と、そして一体感について、みんなが一緒になって、西予市のデジタル化を推進していくんだという一体感をつくるためにどのようなことを考えておられますか、お尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

正職員、再任用職員、会計年度任用職員の一体感ということでございますけれども、基本的にはそれぞれの職に応じました給与待遇とか、そういった構成、給与関係につきましてはそれぞれの職種に応じた待遇となっております。

その上で今回の御質問にございますＩＣＴに関する取扱いでございますけれども、それぞれの職に応じましてその取り扱う業務のＩＣＴ技術はそれぞれ異なっておりますけれども、その辺りにつきましては、課内におきまして、正職におきましては常に新しい技術等を身に付けるとともに、再任用職員におきましては、経験を生かした後進の育成にも努めていただきたいと思います。

その上で、会計年度任用職員につきましては、その専門分野や一般的な事務補助の範囲で、そういったＩＣＴ技術等も学んでいただき、正職員とともにチームの一員としてその課全体が一つの組織として、それぞれが自覚と責任を持って業務を遂行するといったことに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

専門家の指導を求めながらデジタル化を進めているということは耳にいたしておりますが、職員間の能力アップ向上、そして、本庁支所間のネットワーク、また、コロナ禍でのリモート会議が行われておると思いますが、現在、コロナ禍のデジタル利用は、また、職員のＩＣＴの活用能力の向上は、先ほど説明がありましたけども、情報ネットワーク、リモート会議、このあたりは現在どのような形でなされておられますか、お尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

西予市におきましても、デジタル化を進めるに当たりまして、現在、外部の専門家のアドバイスを受けながら進めていく体制の準備を行っております。

また、職員のＩＣＴ活用能力の向上につきまして補足させていただきますと、情報推進室で、新規採用職員への研修ですとか、主任級以下職員への研修、課長補佐級への研修を今年度は実施いたしました。今後も行ってもらいたいとの職員の声が多いこともありまして、来年度も継続して行うということで、今後も職員の能力向上を図っていく予定としております。

ネットワークに関しましては、情報システムのネットワークの面、本庁支所間に加え公民館等の出先機関においても、行政用のネットワークで接続されておりまして、そのネットワークにつながれば、どこにいても同じように業務が実施できる環境を構築いたしております。

この環境を生かして、リモート会議につきましても、各職員が通常使用している端末でそのまま利用できることとなっており、今年令和３年４月１日から令和３年 10 月 31 日の間で、市がホストとして実施いたしましたオンラインでの会議の回数は 700 回以上にわたるということで手元で数が出ております。このほか、外部からの招待にゲストとして出席したような形での会議を含めますと、さらに数が増えまして、リモート会議というものは日常的に行われているものと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

関連でございますが、今回の定例会で押印のデジタル化の条例が出ていると思いますが、まだ委員会に付託はいたしておりませんけれども、現在、押印のデジタル化は具体的にどのように進んでるのかをお尋ねいたします。

また、情報を扱う職員の個人情報等々に対してのコンプライアンスはどのように指導しているかをお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住部長。

○山住総務部長

ただいまのデジタル化に伴います押印廃止の関係でございますけれども、この押印の廃止といいますか、押印を省略することによりまして、各種手続がデジタルによって行うことが可能となっております。

今回の押印廃止条例につきましても、現状といたしましては、それに伴う私印、個人印等についての廃止をするということになってはおりますけれども、今後はそういったことを踏まえまして、デジタルいわゆるインターネットを通じての申請等も可能になるということで現在進めているところでございます。

また、デジタル化に伴います個人情報の取扱いでございますけれども、こちらにつきましては、従来の紙ベースの個人情報の取扱いと現在のところ特段取扱いが変わるものではございません。

今後デジタル化の推進に伴いまして新たな課題等が生じましたら、それに対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

先般の愛媛新聞に西予市ＤＸ推進への外部の力をというのが出ておりました。これもデジタル化推進の一環であろうと、かように考えておりますが、このＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の内容について、自治体の業務効率化や利便性向上にどのように役立つのか、また、この内容について説明をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

下澤部長。

○下澤政策企画部長

ＤＸとは、デジタル技術による社会経済の変革だけでなく、行政や住民・事業者等がデジタル技術も活用して、住民本位の行政を実現し、地域社会等を再構築するプロセスであるというふうにとらえております。

愛媛県におきましては、愛媛県デジタル総合戦略において、行政のＤＸ、暮らしのＤＸ、産業のＤＸの３分野でＤＸを推進する計画としており、西予市におきましても、この３つの分野を参考に外部の専門家のアドバイスも受けながらＤＸに取り組んでいくとともに、県と市町が連携してＤＸに取り組むことについて、令和３年３月 25 日に愛媛県・市町ＤＸ共同宣言を行っており、県の支援もいただきながら、連携しＤＸに取り組んでいく予定としております。

また、西予市においては、株式会社Ａｎｏｔｈｅｒ Ｗｏｒｋｓと複業人材に関する連携協定を、去る令和３年 11 月８日に締結を行い、高い能力と専門性を持った外部人材を西予市がアドバイザーとして登用し、課題解決のロードマップ作成等を行っていく予定としております。

ＤＸ推進に当たり、先ほども申しましたが、外部人材も活用しつつ、利用者目線から見て、業務のプロセスそのものを見直し、行政サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

行政内部では、これまで職員がアナログ的に行っていた定型作業などのデジタル化、リモート会議による移動時間の短縮等、効率化を図ることができると考えております。

市民の皆様には、行政事務処理の効率化による待ち時間短縮や処理の迅速化、また、近くの公民館等からテレビ通話での相談による利便性向上などを想定しているところでございます。

全てをデジタル化で対応するというのではなく、機械ができることは機械に任せて、職員でなければならないことは、デジタル化により効率された

時間を使って担っていくことで、サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

今の説明聞いてみますと、私もＤＸというのが余り詳しくぴんとこないんですけれども、住民本位とおっしゃられますので、私も完全に理解できない、でも、もっと高齢化率の高い地域なんかは、住民本位でこのＤＸをやりますよと言っても理解できないんじゃないかと思うんですよ。その辺りをしっかりととらえてやっていただきたい、遂行していただきたいなと。

中核都市もまたこれを入れたいというようなことが大々的に新聞にも出ておりますので、これは何らかの行政の自治体のデジタル化を推進するのに非常に役に立つ制度だろうと解釈いたしておりますので、住民本位で住民に分かるような形の推進をお願いしたい。まだ私もこれ完全に理解しておりませんので、またこの点につきましては、我々にも説明できるようにしていただきたい。

続きまして、やはりそうは言いながら、デジタル化していくけど、先ほど言いましたように、地域の人たち、住民の人たちが対応できないとおわかりいただかないと役所だけがデジタル化進めても役に立たないわけでございますので、住民・民間へのデジタル活用についてどのような啓蒙策をしているのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

下澤部長。

○下澤政策企画部長

住民・民間へのデジタル活用への推進体制につきましては、デジタルを活用するため、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる方と利用できない方との間に生じる格差であるデジタルデバイドの対策を推進する必要があると考えております。

令和３年 11 月 19 日付けで閣議決定をされましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策におきましても、誰一人残さずデジタル化のメリットを享受できるよう、デジタル活用に対する不安の解消に向けて、デジタル推進委員を全国に展開するなど、デジタルデバイド対策を推進するというようなことが盛り込まれております。

都市部と地方におけるデジタル格差については、議員御指摘のとおり格差があることは承知をしておりますけれども、少子高齢化が進む西予市において、様々な地域課題を解決するため、デジタルの力を活用するというのは有効な手段であると認識しておりまして、外部の専門家のアドバイスを受けながら、身の丈に合った施策を展開するとともに、市民の皆様が、これらデジタルの恩恵を受けられるよう、既に西予市では、高齢者向けのスマホ教室なども実施はしておりますけれども、引き続き国の予算の活用を視野に入れて、デジタルデバイドの対策について施策を充実してまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

２点ほど、デジタル推進委員の全国展開でございますが、西予市ではもうやっておるのか。

そしてもう一つありますのは、高齢者のスマイル教室は、現在西予市でどれほどやられてるのかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

下澤部長。

○下澤政策企画部長

デジタル推進委員に関しましては、まだ西予市では進められておりませんので、その活用を視野に入れて、今後、策の充実を図っていきたいと考えております。

高齢者のスマイル教室というのは公民館等で行われているスマホ教室のことかなと認識はいたしておりますけれども、スマホ教室、例えばですけれども、生涯学習課で宇和公民館のスマホ教室を今年は 10 月６日と 19 日に行っております。また、高齢者対象のスマホ教室としましては、ほかにドコモショップ協力のもと、もう５回ほど実施をしているというようなことがございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

国のデジタル庁、職員の３割が民間から雇用してるというようなところでございますので、今度西予市がデジタルを推進していくに当たっては、やはり民間からの職員の登用等々も考えて、しっかりと他自治体に負けないようなデジタル推進に持っていかないと、私のようにデジタル化推進にブレーキをかけるような年齢の能力の人間も多ございますので、その辺りを鑑みながら、西予市の専門的な人材の登用をしていただくように、また、今後そういう計画がありましたらお聞きをしておきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

下澤部長。

○下澤政策企画部長

繰り返しになりますけれども、外部の専門の人材のアドバイスを受けながら、西予市としても、中の職員の育成ももちろん充実させていく必要があると思いますけれども、そういった外部の専門の方のお力を活用したほうが、デジタルの分野というのは日進月歩でございますので、そちらのお力を借りながら、西予市全体のデジタル化というものを精力的に進めてまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

将来、このデジタル社会の中で生きてる子どもたちが、先般、私ども総務委員会で 10 月 25 日でしたけれども、宇和小学校の１年生、３年生、６年生のＧＩＧＡスクールを見学させていただきました。私らが育ったときは、小学校１年生、３年生のときには、そろばん持ってきてそろばんでやってたのが、全員がノートパソコンを見て、そして先生の話を聞いてるってのは、私どもはこれからこういう社会になっていくのかな、こういう子どもたちを育てなきゃいけないのかなというような気がいたしました。

ところで、学校教育のデジタル活用の現状と今後は、指導者の登用等、ＧＩＧＡスクールの現状、そして他自治体との熱の入れ方、これが大変なんですよ、だからしっかりと西予市では、将来を背負う子どもたちにも、早くから人間性を失わないようなデジタル教育をどのようにしているかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

学校教育におきましては、国のＧＩＧＡスクール構想に基づきまして、今年度から、児童生徒１人１台に学習用端末を配布いたしまして、学校及び家庭での活用に取り組んでいるというところでございます。

端末の導入当初は、特に児童数の多い低学年の学級においては、入力等の基本操作を教えるだけでも大変な状況でございまして、学級担任以外にも複数の教職員の協力を得るとともに、ＧＩＧＡスクールサポーターを活用しながら指導を行い、現在においては、ドリルソフト、学習管理アプリ、また指導用デジタル教科書等を使った授業にも取り組みまして、家庭での学習においては、週に１回から２回を目標に持ち帰り学習を行っているというところでございます。

また、臨時休業等への対応として、学校と家庭のＷｅｂ会議ツールによりますオンライン授業の段階的な取り組みも行っているというところであります。

端末の活用につきましては、９月の段階で、学校及び学年によりまして活用頻度に差が生じておりましたので、学校間での調整を図りまして、活用頻度の少ない学校に対しては、11 月からＧＩＧＡスクールサポーターの訪問回数を増やしているというところでございます。

今後は、児童生徒のＩＣＴ活用スキル及び教職員のＩＣＴ活用指導力の向上を図るとともに、令和３年度におきまして、全国学力・学習状況調査、いわゆる学力テストでございますけれども、これのアンケート調査が、全国の一部の小中学校で、パソコン等の端末を活用したオンラインによる回答方式で実施されたというようなことから、このような動きをとらえた運用も行っていくということを予定しております。

また、学校教育をデジタル化することにより、教職員と児童生徒の対面の機会が減るということも考えられますけれども、業務が効率化され、教

職員の児童生徒と接する時間が増えることにより、直接コミュニケーションを図ることが可能となります。ＩＣＴの活用により確かな学力を身につけるとともに、豊かな人間性を育む教育も重視して取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

子どもたちは、やはり真っ白なところに絵を描いていくわけでございますので、小学校１年生とか３年生ぐらいまでには、やはりデジタル化社会の中で対応できるような人間を、都会のほうは非常に進んでるように思いますけれども、西予市も後ればせながらしっかりとやっていただいてると思いますので、人間性を失わないような形の教育理念に沿った形の中で、子どもたちを育てていただきたいなと、かように念願する次第でございます。

２番目の財源確保についてでございますが、先般の９月定例で、私はこの財源確保については質問をいたしております。

いろんな質問をいたしましたけれども、コロナ禍の中、これから数年先、財源が逼迫すると私は考えております。といいますのは、コロナ対策でたくさんの国債を発行いたしております。

このような中で、将来の人口減少とともに、西予市の財源確保を将来に向かってする計画等々について、普通財産の処分から民の活性へつながるような対策を計画すべきではないかと思うのですがいかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

普通財産の処分から民の活性化につながる対策についてのお答えをさせていただきます。

普通財産とは行政財産以外の市有財産でございまして、行政目的を喪失して遊休化しているもの、公共的団体の敷地として貸付けをしているものなど多岐にわたるものがございます。この現状につきましては、第３回定例会の一般質問におきましてお答えもさせていただいておるとおりでございます。

普通財産のうち遊休化しております財産、未利用財産でございますけども、これにつきましては適正な維持管理に努めておりますが、民間での活用が想定できるものであれば、立地条件や形状などによりまして利活用の困難なものもございまして、それぞれの状況に応じて様々な課題があるといった状況でございます。

議員御指摘のとおり、財政状況が厳しさを増す中、行政目的を失って、将来的な利活用計画が定められていない未利用財産につきましては、維持管理費の節減や自主財源確保の観点からも売却や貸付け等によります積極的な利活用を進めていくことを基本的な考え方といたしまして、将来的な利活用計画が定められていない未利用財産につきまして、土地の所在や形状や立地条件、建物であれば建築年度、構造、規模など実態調査を行いまして、個々の財産について行政上の将来的な必要性を総合的に検討いたしまして、利活用及び処分を進める方針を整理いたしました。

その内容につきましては11月４日に開催されました市有財産処理審議会におきまして報告をさせていただいたところでございます。

その具体的な方法といたしましては、未利用財産を保有継続する財産と保有継続しない財産とに区分をいたします。

保有継続しないこととなりました財産につきましては、計画的に売却などの財産処分を行うことといたしております。ただし、売却方針の決定の際には、対象となる財産の利用計画の有無のみならず、その財産の取得の経緯、周辺の環境、近隣住民の方の意向調査など慎重に調査、審議を行った上で決定をすることといたしております。

その上で、特に売却可能となった財産につきましては積極的に処分を進めていくため、対象財産を市のホームページ等に公表いたしまして広く応募の機会を確保できるように努めてまいります。

また、土地の売却に当たって建物等がある場合は、それを解体し売却処分を進めるといった方法もございますし、また、建物付きでの売却が見込める場合は、土地代金から解体費相当額を控除した額により売却できるものといたしております。

こうした取組によりまして市の保有する財産の適正かつ有効な管理・運用を進めるとともに、処

分に伴う民間活用の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

先般の第３回定例会の一般質問を私いたしましたので、その中でお尋ねしますが、答弁の中で、愛南町の 30 ヘクタール、それからもう一つありますね、あれは 145 町歩ほどあるんですが、このあたりの処分は、何か聞き及ぶところによりますと、処分をする予定だとかいうて聞いておりますが、どのようになっておりますかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住部長。

○山住総務部長

愛南町にあります市有林でございますけれども、こちらにつきましては既に一般競争入札を行いまして現在公募をしております。申込みがございましたので、今後具体的に払下げができるかどうかというところについて、精査を行っているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

もう一つありますのは、市外でありましたら八幡浜、西宇和郡旧町５町で共同購入した土地、これにつきましても、もうほとんど西予市にあんまり関係ないんじゃないかというような気がいたしておりますが、この処分について考えをお尋ねしたいのと、145 町歩の山林、鬼北町の山林ですね、このあたりも、まず考え方を聞かせていただきたいのと、もう１点、競争入札にするのは 30 万円を超えるものとありますが、これをもっと上げて、そして現在の土地価格ってのは、場所によっては物すごく乱高下しておりまして、固定資産税を評価にして合議をするのはどうかと私は思いますが、その点の考え方をお尋ねいたします。30 万円をもっと上げるというような考え方でできないのか、その辺りをお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住部長。

○山住総務部長

それでは、まず初めに八幡浜市におけます土地の関係でございますけれども、八幡浜市には旧三瓶町名義の土地が２件ございます。

１件は八幡浜労働基準監督署庁舎及び公益社団法人愛媛労働基準協会八幡浜支部事務所敷地として、もう１件が、八幡浜医師会館敷地として、共に八幡浜市と西宇和郡旧５町で共同購入を行った土地であります。したがいまして、現在のところ特段の検討はいたしておりません。

将来的に貸付けの目的がなくなった場合には、関係団体との協議を行うことになると思われます。

次に、鬼北町にあります市有林でございますけれども、直営林が 92.5 ヘクタール、分収林が 52.8 ヘクタールございます。旧城川町時代に取得をした財産でございます。

当地区の市有林につきましては、旧城川町時代から適切な森林整備を行ってきておりまして、収益を上げながら経営可能な森林として管理をしているところでございます。樹齢も 50 年から 60 年生が多く現存いたしておりますので、引き続き市におきまして維持管理を行ってまいりたいと考えております。

次に、払下げの随意契約の上限 30 万円というところの関係でございますけれども、普通財産の処分は、議員が御指摘のとおり、原則としましては一般競争入札の方法により行っておるところでございます。その際の上限は予定価格 30 万円以下の場合についてのみ随意契約ができるとなっております。

この随意契約で譲渡ができる金額 30 万円というものは契約規則で定めておりまして、法令で定める上限となっております。したがいまして、任意に引き上げることはできないものであることについては御理解をいただきたいと思います。

ただし、処分できる普通財産につきましては、市におきまして将来にわたり活用する予定がないということでございますので、財産処分は進めていく必要がございます。

円滑に処分を進めるためにも、具体的な事案ごとに判断をいたしまして、事務要綱等で随意契約

事由の要件を定めることによりまして、先ほど申し上げました契約規則の例外としての取扱いで普通財産を処分することを可能としたいというふうに考えております。

また、固定資産税、固定資産評価との関係でございますけども、これも第３回の定例会でお答えさせていただきましたけれども、現段階におきましては固定資産評価額は現在のところ適正な評価額としての取扱いを市としては行っております。そういった観点でその固定資産評価額と別に特段の鑑定評価等を入れてない場合は、基本とするところは固定資産評価額によらざるを得ないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

30 万円ってのが法で決まってると言いますけど、国の法ではないわけで、西予市の中の条例を改正したら、ある程度変えれるんじゃないかと思うのが私の考え方です。

もう１点ございますのは、固定資産税は適正であるという考え方ですけれども、今の実勢価格は、3.11 から明浜・三瓶に関しましては特に下がってるんですよ。これは路線価格ですけれどもね。公示価格も年に一遍出ますけれども、公示価格も下がってないんですよ。実勢価格と公示価格の差異があるから固定資産税が適正かということなんです。

これはまた後ほどいろんな体制の中で考えていただいたらと思いますが、市有財産処理審議会がどのようなものであるのか、市有財産ですから市有財産の中で特化してるのかどうか、その辺りを少し聞かせていただいたらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住部長。

○山住総務部長

市有財産処理審議会でございますけれども、こちらにつきましては市内の有識者、また議会の議員も含まれておりますけども、そういった方々で構成をされておりまして、必要に応じまして普通財産の処分、売却でありますとか貸付け等が生じた場合に、また取得する場合も含めまして、必要に応じて開催することとし、その財産の払下げの価格、取得についての審議をいただいているところでございます。

また、先ほどの公示価格と実勢価格との差についてですが、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、必要に応じて、財産によっては、不動産鑑定等も入れまして実勢価格とのバランスをとることもございます。ただし一般的には全ての財産についてそういった処理をすることは財源的にも厳しいというところもございますので、基本的には固定資産評価額を基準とした売却を進めていかざるを得ないというふうには考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

以前も一度尋ねたんですけれども、集会所も普通財産に入るわけでございますが、集会所の台帳の作成もでき上がりつつあるというように耳にいたしておりますが、普通財産である集会所につきましても、市が土地も持つ、あれも持つ、その辺りが曖昧になっておりますが、今後の考え方を聞かせていただいたらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

下澤部長。

○下澤政策企画部長

酒井議員におかれましては、令和２年第１回定例会において、集会所に関する御質問をいただきました。

その際、平成 27 年度に作成した集会所台帳に基づいた答弁でございましたが、令和２年度に集会所台帳の更新を行いました。

改めて現時点で把握している集会所の数を申し上げますと、市内には、集会施設として活用されているところが 309 カ所ございます。その中でも、公民館など行政財産を利用されているところが 37 カ所ございますので、これを差引きますと市内の集会所の総数は 272 であると把握しております。

旧町別の内訳といたしましては、明浜町 12、宇和町 83、野村町 120、城川町 54、三瓶町３となっ

ております。

特に普通財産としての集会所総数 272 のうち、地区で建設されたものが 47、旧町や西予市など行政が建設主体となって整備した、市が所有者となっている普通財産としての集会所は 225 ございます。この普通財産としての集会所につきましては、これまで同様に行政区での管理を継続してお願いしたいと考えております。

制度上は普通財産という位置づけになっておりますので、今後は、行政区と市の間で、建物の譲渡契約を締結し、行政区へ集会所を譲渡する方向で検討をいたしております。

いずれにいたしましても、この集会所の在り方については引き続き検討を重ねてまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

最後でございますが、西予市の消防署が今度新しいのができるわけでございますが、現在の西予市の消防署の跡地計画は、これは非常に一等地にありますので、民が利用して、民から固定資産税が入るようなシステムづくりの考え方をして推進されるのはいかがかと思うんですが、その計画をお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

酒井消防長。

○酒井消防本部消防長

西予市消防本部・署の跡地計画についてお答えいたします。

西予消防本部・署の新庁舎は、移転先の宇和町神領地区に令和４年度から令和６年度末にかけて造成工事及び建設工事を実施し、令和７年度の供用開始を計画しております。

現庁舎でございますが、敷地面積が６筆、合計で約 2,370 平方メートルとなっております。建物は、消防署庁舎が鉄筋コンクリート造２階建て、延べ床面積 748 平方メートルで、昭和 53 年に建築され耐震基準は満たしているものの、建築から 40 年以上が経過し、かなり老朽化が進んでおります。

また、消防本部庁舎は、鉄骨造２階建て、延べ床面積 531 平方メートルで、平成 16 年に建築され耐震基準は満たしており、比較的新しい建物であることから利活用することも可能と考えております。

御承知のとおり、現庁舎は国道 56 号線沿いに建設されており、ＪＲ卯之町駅や西予市役所にも近く、大変利便性のよい立地となっております。また、都市計画上の用途指定は近隣商業地域となっており、商業にも適した場所でございますので、民間企業に売却した場合、議員御指摘の民の活性化や自主財源の確保にもつなげれるものと考えております。

現在のところ、市として将来的な利活用は決まっておりませんが、積極的に売却処分する方向で関係各課と連携しながら計画を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

西予市は、人口減少の中で、やはりもう端々は合併から人口が減ってしまいました。このあたりも踏まえまして、民の活性化をやっていかないと、その方法論としてデジタル社会への推進、これがこれから情報通信、ＩＣＴの中で大変な義務だという考え方をしなければいけない。私のように、デジタル化推進にブレーキをかける世代が意識を持ってやっていかなければいけないなという意味で今回の質問をさせていただきました。

これから実際分からない人たちに分かるような指導を行政側からもしっかりと望みます。

なお、オミクロン株が蔓延しないように祈念をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○宇都宮副議長

暫時休憩いたします。（休憩　午前９時 57 分）

○宇都宮副議長

再開いたします。（再開　午前 10 時 10 分）

次に、10 番竹﨑幸仁君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

竹﨑幸仁君。

○10 番竹﨑幸仁君

おはようございます。

議席番号10番竹﨑幸仁です。

議長より発言の許可を得ましたので、通告書及び会議規則、申し合わせ事項に従って、一問一答により２点質問します。

天災は忘れた頃にやってくるとの格言がございますが、1995年の阪神淡路大震災、2004年の中越地震、2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震と続いております。我々は今、これらを忘れるいとまもない大災害の時代、この状況下にあると言っても過言ではないと思います。

さらに、今後30年以内に高い確率で発生するだろうと言われている南海トラフ巨大地震への備えを充実させ、具体策を講じる時期に来たとも考えています。

その一つとして、内閣府の提唱している準天頂衛星システムを活用した実証事業、これへの参加を昨年度提案しましたが、本年度は応募が認められ、具体的な取組も開始したと聞いていますので、本日はその内容を詳しく質問したいと考えています。

ちなみにＱ－ＡＮＰＩとは衛星安否確認サービスの略称でありまして、避難所の情報を収集し、準天頂衛星と管制局を経由して、関係府省庁、地方自治体等の防災機関に情報を伝達する仕組みだと昨年度学びました。

先般当市に来られた秋山座長さんとの対談でもより知識を深めることができました。

このシステムの利点は多く、地上の通信網の途絶の際にも使用でき、早急な救助、救援につながるとも知らされており、よりその必要性を感じたところでした。

初めに、西予市地域防災計画が修正されていますので、その中の津波災害対策編に関して、改善された箇所を中心に、海岸地域への安心安全の具体策について質問します。

１つ目です。

西予市地域防災計画が改訂されたと聞きましたが、そのポイントについて伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

竹﨑議員の御質問に答弁させていただきます。

まず、今回の改正の大きなポイントでございますけれども、平成30年７月豪雨災害におけます市の災害対応につきまして、その際の課題の抽出、また、改善策等を検討しまして、今後の防災体制の見直しを行うほか、災害対策基本法など関係の法令や上位計画等を踏まえた改訂を行っておるところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

竹﨑幸仁君。

○10番竹﨑幸仁君

再質問を行います。

その中の津波災害対策編における改訂のポイントについてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住部長。

○山住総務部長

津波災害対策編におきましても同様の改訂を行っております。

加えて地震災害対策編とも共通をいたしますが、南海トラフ大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価される場合に、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報の内容につきまして、発表時の市災害対策本部の体制等を定めたほか、住民の皆様への今後の備えに関する呼びかけを行うとともに、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震警報が発表され、国から指示が発せられた場合には、沿岸域の住民の皆様が後発地震の発生からの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域について、１週間程度の避難を継続すべき地域を検討し、大津波警報、または、津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市の避難情報に従いまして、津波緊急避難場所等から知人宅や指定避難所へ避難するなどの避難対策について追記をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

竹﨑幸仁君。

○10番竹﨑幸仁君

三瓶町誌によりますと、1854年の安政地震による津波の被害は軽微と記載されています。

津波災害対策編には、過去の津波災害も掲載さ

れており、記録上最大の津波が 1707 年の宝永地震のときと書かれています。このときには、宇和島市内で床上５尺、つまり約 150 センチですが、との資料もあり、三瓶湾には同レベル以上の津波が押し寄せたものと想定されます。

このような過去の災害をきちんと伝えることも大切だと思いますが、市のお考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

議員御指摘のように、地域防災計画には第３章津波発生の条件の中で、過去の地震についても触れております。

特に、南海トラフを震源といたします地震については周期的に発生をしており、ただ、同じような津波が観測されているわけではございませんので、過去の教訓を伝えていくことも大切であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

竹﨑幸仁君。

○10 番竹﨑幸仁君

再質問を行います。

安政を超える津波が宝永地震であったように、常に最大の想定を超える津波を想定した対策についてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住部長。

○山住総務部長

御質問のとおり常に最大の被害を想定した対策が必要となっております。

現在の被害想定では、三瓶港で 9.3 メートルの想定がなされており、千年に１回の規模、一般的にレベル２と言われておりますが、この対策を念頭に防災対策を行っております。

このレベル２相当の津波に対しましては、海岸施設等のハード対策では十分な対応はとれず、避難対策等、ソフト面と両輪となった対応が必要となってくると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

竹﨑幸仁君。

○10 番竹﨑幸仁君

続きまして、津波災害対策編の中にある指定緊急避難場所と指定避難所との違いについてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住部長。

○山住総務部長

指定緊急避難場所とは、災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所でございます。津波の場合は、浸水想定区域外の高台等を指定しております。

一方、指定避難所とは、災害により自宅へ戻れなくなった人たちが一時的に滞在する施設でございまして、被災した人が次の住まいを確保するまでの間生活する場所となります。市では、公民館・小中学校の体育館などを指定いたしております。

あわせまして指定避難所には、地域の支援拠点としての役割もございます。支援物資や情報が集まるとともに、状況によりましては、給水拠点や救護所が設置されます。

しかしながら、津波災害におけます沿岸部の指定避難所につきましては、大部分が浸水想定区域に該当することから、例えば、三瓶地区におきましては三瓶周木地区体育館、三瓶二及地区体育館、三瓶東公民館第１分館等に限られております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

竹﨑幸仁君。

○10 番竹﨑幸仁君

西予市地域防災計画についての概略は私自身も目を通しましたが、地震津波等への具体的な対策についてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住部長。

○山住総務部長

具体的な対策でございますけれども、地震・津波による被害を最小限にとどめるためには、施設の耐震性確保、住民の生活確保等に係る対策の実

施及び日常におけます教育・訓練の実施が重要でございます。地域防災計画における方針に基づき、災害予防活動及び対策を進めているところでございます。

当市では、平成30年７月豪雨で甚大な被害を受けております。その教訓を胸に、ますます防災・減災に対する市民の皆様の意識が高まってきております。関係各課、機関が連携し、ハード・ソフト一体となりました総合的な防災体制の確立に努め、地域防災の向上につなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

竹﨑幸仁君。

○10番竹﨑幸仁君

先般 11 月 14 日に三瓶町の南公民館を中心として、令和３年度地震・津波防災訓練が実施されたと聞きました。

その概要についてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住部長。

○山住総務部長

11 月 14 日に行いました訓練の概要についてお答えをさせていただきます。

これは津波に関する訓練でございまして、三瓶町と明浜町を隔年ごとに移動して会場を設定しております。今年度は三瓶町蔵貫地区をメイン会場として実施をいたしました。

想定といたしましては、11 月 14 日日曜日午前８時ごろに南海トラフを震源とする巨大地震が発生し、48分後に１メートルの津波が、81分後には最大津波高 9.3 メートルの津波が三瓶港に襲来する見込みとし、西予市、関係機関等が連携し、地域住民、自主防災組織及び防災関係機関等が参加をしまして、防災関係機関との連携強化を図るとともに、地域住民等の防災意識の高揚と防災力の向上を推進し、地震・津波災害時におけます人的被害軽減を目的として実施いたしたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

竹﨑幸仁君。

○10番竹﨑幸仁君

今のつながりに一部関係あるので、先般 11 月 12 日の愛媛新聞に津島分校と地域が連携した津波訓練の記事が紹介されておりました。

西予市内の幼保小中高等との連携した取組についてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住部長。

○山住総務部長

子どもたちへの防災教育・防災啓発につきましては、非常に重要であると考えております。

これまでも、学校等の所在地におきまして訓練を実施する場合は、訓練参加についての呼びかけなども行ってまいりましたので、今後も連携に努めてまいりたいと考えております。

また、子どもたちが地域で実施される訓練にも率先して参加してもらえるよう各御家庭への啓発にも努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

竹﨑幸仁君。

○10番竹﨑幸仁君

その訓練に関してですが、訓練はとかく天候のよい日に実施されるのが現状だと思っております。

現実の問題、潮位、潮の高さですが、潮位や気象条件等も含めての想定外を意識した訓練の必要性についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住部長。

○山住総務部長

御指摘のとおり、訓練は悪天候の際には中止としたりいたしておりますが、実際の災害が天候を選んでくれるわけではございません。

沿岸部におきましては潮位や波浪の状況、また、季節や天候時の留意点等も機会をとらえて、そういった状況での対応については啓発してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

竹﨑幸仁君。

○10 番竹﨑幸仁君

先般、９月 10 日付の愛媛新聞で、内閣府の準天頂衛星みちびきを利用した災害時の安否確認システムの実証調査の取組が紹介されていました。

西予市を含めた県内４市が取り組むとあり、令和２年 12 月議会でこのことについて質問させていただきましたが、その後の取組状況についてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住部長。

○山住総務部長

Ｑ－ＡＮＰＩシステムでございますけれども、このシステムは避難所に端末を設置して情報を収集し、議員が述べられてましたように、準天頂衛星を経由して、関係府省庁、地方自治体等の防災機関に情報を伝達するもので、地上の通信網の途絶・輻輳が発生をし、孤立した場合にも最後の通信手段として使用することができる。また、大規模災害時におきましては、避難所情報、救援物資要求等を発信することで早急な救助・救援につながるものと考えております。

安否情報の集約には、スマートフォンに専用のアプリをインストールし、近距離無線通信機能、ブルートゥースを利用してリレー形式で集約することも可能となっております。さらに、近親者等が電話番号で検索し、避難所の避難状況を確認することも可能なシステムとなっております。

国におきましては、令和３年度から令和９年度の６年間を実証・調査期間としまして、全国で応募のありました自治体に端末を貸付け、その有効性を検証することとしております。

当市も昨年度応募しまして、令和２年度中に 25 台の端末の貸付けを受けているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

竹﨑幸仁君。

○10 番竹﨑幸仁君

ただいまの御説明によりますと、孤立した際の最後の通信手段として有効、近親者が避難状況を確認出来合える、それから 25 台の貸付けと聞きました。

東日本大震災では携帯電話の使用ができず、救助活動にも遅れが生じたと秋山座長さんからもお聞きしました。

では、そのＱ－ＡＮＰＩ端末の配備先についてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住部長。

○山住総務部長

現状におけますＱ－ＡＮＰＩの配備場所につきましては、山間部や宇和海沿岸に面した地域で、土砂災害及び地震津波等の大規模災害発生に伴い、通信途絶、孤立地域が発生するおそれがある地区にあり、職員が常駐する指定避難所として、該当する公民館等 18 カ所に配備をいたしております。

残りの７台に関しましては、孤立のおそれがある地区で職員が常駐していない分館、集会所等への配置を検討いたしておりますが、まずは、職員等による訓練を実施し、操作の習熟、操作上の課題等を見出し、職員以外の方でも操作可能な状況を確認した上で、孤立集落等への配備も行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

竹﨑幸仁君。

○10 番竹﨑幸仁君

その 11 月 14 日当日、皆江地区の方も防災訓練後に参加され、Ｑ－ＡＮＰＩ端末の配備を強く要望されておられました。

残り７台は、孤立する可能性の高いそういった集落にも配備する予定と聞いたので、この答弁を聞かれた海岸部の関係地域の方々の安堵感はいかばかりかと実にありがたいと感じました。

さて、そのＱ－ＡＮＰＩ端末に関しての訓練の実施状況についてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住部長。

○山住総務部長

訓練の実施状況でございますけれども、まず、このシステムの導入当初に各施設の端末管理者を指定しまして、内閣府の委託業者によります機器

及び操作に関する説明を受けまして、令和２年度中に各施設におきまして操作説明会を実施したところでございます。

今年度に入りまして、令和３年７月に実施をいたしました高川地区での地震避難訓練におきましては、地区公民館と現地対策本部を結んでの操作訓練、９月には同様の訓練を全施設と実施をいたしました。

また、三瓶地区におきましては、令和３年５月に三瓶支所現地対策本部移設訓練におきまして、なごみかんでの設置・操作訓練、そして、先ほどもありましたが 11 月 14 日の蔵貫地区で実施をした地震・津波訓練におきましては、三瓶南公民館から蔵貫浦地区金光寺の津波緊急避難場所にＱ－ＡＮＰＩを移動設置し、避難者の情報をアプリも活用してなごみかんに設置をしました現地災害対策本部に集約する、そういった訓練を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

竹﨑幸仁君。

○10 番竹﨑幸仁君

当日の様子、私ももちろん参加させてもらって見ておりましたが、実際に操作訓練を実施してみての課題等について、ありましたらお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住部長。

○山住総務部長

議員が述べられましたように、各訓練実施後におきましては、操作をした職員の意見を聞くことといたしております。

現状といたしましては、機器の設置から非常に煩雑な過程を踏まなければならないということで、決して操作性が良いとは言えない状況にございます。

14 日に実施をいたしました訓練におきましても、パソコンへ設置する付属品に改良の余地があるということ、屋外や停電時に電源が確保できない場合に発電機等もセットにした設置の必要性があること、また、スマホでリレーに使用するアプリを起動状態にしていないと情報が取得できないなどの課題を認識することができました。

現在、実証の期間中でございまして、こうした操作性につきましては、その問題点を内閣府にも伝え、今後カスタマイズしていただくということになろうかと思います。

また、先般 10 月には内閣府の宇宙開発戦略推進事務局宇宙政策専門委員の秋山先生が、この西予市にお見えになられまして、機器の使用状況、改善点の要望等について、率直な意見交換をさせていただいたところでございます。

今後は、職員以外の方が操作することも取り入れた孤立想定地区での検証も実施をするということと、これまでの訓練は市単独での訓練となっておりますけれども、内閣府とも連携した訓練も実施し、よりよいシステムの構築に貢献できればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

竹﨑幸仁君。

○10 番竹﨑幸仁君

ただいまの御説明で、特に操作性の改善、これ私もそばにいて本当に感じました。それから、孤立想定地域での実施、これまた重要だと考えます。それから、内閣府とも連携した訓練を考えているとの答弁でした。このあたりはぜひ、今後、率先して取り組んでいただきたいと考えているところです。

当日私もスマホを使用して参加させていただきました。避難場所、そして現地、また元の場所へ移動して、そのスマホによって確認、つまり、そのことについて質問したんですが、区長さんや行政職員の適切な指示に従って行動し、そして最終的にスマホを確認しましたら安否確認がとれました。そういうことでとても安心したものです。

ですから、ぜひこのシステムを最終的には内閣府とも連携した具体的な訓練を、これは三瓶だけでなくて明浜をひっくるめて海岸部にぜひこれを具体的に推進していただきたいと感じたものです。

さて、この訓練は、南公民館と離れた津布理地区にあるなごみかんを現地対策本部として実施したと聞いております。

心配しておりますのは、休日や深夜等でも対応できるようになっているのかと、このことについてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

片山三瓶支所長。

○片山三瓶支所長

なごみかんへの本部移設訓練はという御質問でございますが、なごみかんの使用につきましては、施設管理者であります西予総合福祉会と令和３年２月15日付で災害時における施設利用等に関する覚書を締結しておりまして、津波災害をはじめといたします大規模災害時に、三瓶支所におきまして現地災害対策本部が設置困難な場合の代替施設として当該施設が使用可能となるものでございます。

本年５月25日には、三瓶現地災害対策本部移設訓練として、三瓶支所から防災行政無線の遠隔制御装置や衛星携帯電話といった、主に通信に関わる機器を中心になごみかんまで持ち運び、実際に現地にて設営、通信状態の確認や所要時間の検証を行ったところでございます。

また、先般の地震・津波防災訓練時には、５月に実施いたしました訓練内容に加えて、なごみかんが休館日であったり、夜間など館内に関係者が不在の際の対応、また、電源喪失時を想定して、非常用発電機を起動、館内に電力を供給するための手順の確認を行っております。

今後におきましても、訓練での検証、また、いろいろな御意見などもいただきながら、より実効性のあるものとなるよう、日々の訓練を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

竹﨑幸仁君。

○10番竹﨑幸仁君

ただいまの支所長の答弁で、西予総合福祉会とは覚書を締結しており、それに基づいての訓練だったと聞き安堵しました。

今後の訓練においても想定外を含めての実効性のある内容としていただき、海岸部に住んでいる住民の安心安全の対応をぜひお願いしたいと思っております。

さて、11月28日の愛媛新聞の別冊というか、チラシと一緒に入っとった分でわかりにくかったと思いますが、愛顔のえひめにも掲載されておったのですが、国や県の発表している津波高は、三瓶町が宇和海に面した集落の中でも最も高い場所だと書いてありました。近隣で言いますと八幡浜市が9.0、それから宇和島市が6.5だったと思います。紙面には、最高9.3メートルが予想されると明記されておりますので、行政側の方もぜひ確認しておいていただきたいと思います。

奥地湾の名称のとおり、湾の奥行がとても深いため、特に1707年の宝永地震による津波が最も高いと記録されているだけに、このクラスを想定した対策は必要不可欠だと考えております。

一例ですが、湾内の最も奥に位置する東地区には、特別に厳しい津波が襲来することでしょう。その際、特に湾内全体に影響あるんですが、朝立地区はストレートに波が来るもので、壊滅的な打撃が想定されております。海抜12メートルに立地する第１分館だけは、理事者側が最初のうちに答えていただいたように津波災害からは免れます。

その地域からの要望でもあり、朝立地区全体を対象とした仮称ですが、準拠点施設等に位置づけ、万一の津波災害に備えることは極めて重要だと考えます。

そこで、市としての考えをお伺いします。

さらに、三瓶・明浜の危険地域を精査していただき、その集落ごとに、不必要なところは構いませんが、このような安全対策を講じることが住民の安心安全のためにより重要と考えますので、このことを含めての答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

お話にございました11月28日付の新聞折り込みにありました愛媛県広報、愛顔のえひめ12月号の内容につきましては拝見をさせていただきました。

今月21日は昭和の南海地震が発生した日でございまして、えひめ防災の日に制定されており、あわせまして、県におきましても自助・共助の大切さの啓発を行っていただいているところでございます。

御質問の三瓶東公民館第１分館につきましては、津波災害に対応できる緊急避難場所・避難所に指定をさせていただいております。海岸部におきま

して建物などもあわせて指定できている数少ない建物となっております。防災倉庫も設置をさせていただいておりまして、地域主体となっての防災への取組につきましては、今後もぜひ進めていただきたいと思いますし、市といたしましても、そうした地域自主防災活動等の取組につきましては支援をさせていただきたいと考えております。

一方で、防災に特化した施設の建設につきましては、現状として非常に難しい問題があるととらえております。

今後のそうした施設の在り方につきましては、地域の御意見も伺いながら、津波想定以外の各種ハザードの状況等も総合的に考慮しながら検討をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

竹﨑幸仁君。

○10 番竹﨑幸仁君

再質問を行います。

検討いただくとのことですが、先ほど申しましたように、準拠点的な発想に立つ、その視点に立った施設整備の必要性に対しての市の見解を再度お尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

津波災害に対しての準拠点的な施設の整備の再質問でございます。これに対しましてお答えをさせていただきたいと思います。

津波災害に対しては、命を守る行動として、緊急避難場所となる高台への避難というものが最優先であると考えております。その後、被害のレベルに応じてのことになりますが、最大級の津波による破壊的な被害を受けた場合などは内陸部への一時避難に移行することを想定しております。その上で、市が建物を設置し、普段及び災害発生時に地元で管理・運営を行っていただく、準拠点施設という考え方でございますが、市では、これまでに、このような考え方による施設整備の検討はいたしておりませんので、現時点では、市内の状況を踏まえると、そのような施設の建設は難しいと考えております。

しかしながら、今回いただいた御意見を踏まえながら、現在国が進めております国土強靱化政策に基づく関連事業、また、他の地域による取組事例などを収集しながら研究はしてまいりたいと思います。

また、現在西予市では、事前復興計画の策定に取りかかっておりますが、これは主に、津波を想定した甚大な被害に対して、早期かつ的確な復興を行えるよう平時からまちづくりを想定して、体制や手順などの事前検討、訓練の実施等を行うという計画であります。

この計画策定に当たりましては、地域の方にも御協力をいただき、そして地域ワークショップによる被災後の復興について具体的な検討を行う予定としておりまして、外部として愛媛大学などの協力、そういうものもいただきながら実施をしていきたいと、こうした取組を含めまして、防災・減災対策及び復興を見据えた事業や環境の整備に努めていきたいと思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

竹﨑幸仁君。

○10 番竹﨑幸仁君

大変厳しい、正直言って冷たいなと感じる答弁のようにも感じましたが、後半部分、具体的な国等の連携を含めて、もちろん予防、予防は難しいですが、実際に万一に備えるという対策及びそのあとの復興等に関しても今述べていただきました。

現在、調べた範囲ですが、静岡県、愛知県、和歌山県、高知県、宮崎県等がこの問題に特に熱心に取り組んでおられます。その中でも太平洋に面した市や町では、国や県と連携し、積極的に、一例ですが津波避難センターの名前と、各所によって名前は違いますが、このような建物が次々と設置されております。

今後 30 年以内に起こるだろうとほぼ断言されております大地震、大津波への備えそのものは、三瓶で言いますと、崩落を繰り返している国道 378 号線の整備・改修をはじめとして、明浜も含めた海岸部に居住する住民の安心安全のためにも、先述した先進地に倣っての積極的な取組を期待いたしまして、次の質問に移ります。

最近地域からよく質問されるのが、「三瓶保育園の民営化への工事は本当に実現するのですか」との内容でした。

まずは、三瓶保育園の民営化に関しての現状についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

三瓶保育園民営化の現状についてお答えをいたします。

移管先法人である社会福祉法人三瓶福祉会への円滑な移管や移管後のよりよい保育所運営を検討いただくため、行政・法人・保護者で構成する西予市公立保育所民営化第三者委員会を設置するとともに、保護者の皆様からの御意見やよりよい保育環境に向けた御要望を広くお聞きするため、保護者全員を対象としたアンケート調査を実施し、適宜対応・回答しているところでございます。

今年10月には、保護者を対象とした説明会を開催し、移管後の保育園運営について説明を行っております。

三瓶地域の皆様には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、三瓶地区全域に 11 月 10 日の回覧で三瓶福祉会発行のチラシで周知させていただいているところでございます。

現在は、両園の職員間で、移管に向けた情報連携や子どもたちが保育環境に慣れるための交流保育の打合せ等に努め、移管後の運営に必要な修繕及び改修工事を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

竹﨑幸仁君。

○10 番竹﨑幸仁君

関連質問をさせていただきます。

今ほどの説明の中で、10 月に説明会、それから11月10日には回覧で周知されたとのことでした。

御存じのように回覧は、住民の皆さんがきちっと正確に全文を読まれているかというと、意外にそうではないということを、私も区長をしましたので、その経験から感じたところであります。そういうことからもこういう質問があったんではないかと感じるわけです。

説明の中にありました特に交流保育に関して、この内容についてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

交流保育の内容についてお答えをいたします。

交流保育は、民営化後の保育環境に戸惑うことのないよう、三瓶保育園とひまわり保育園の園児の交流や職員間の連携を深めるため実施しているものでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、感染拡大防止の観点から一時中止となった時期もございましたが、専門講師の指導によるリトミックや英語で遊ぼうなど、令和３年４月以降５回実施しているところでございます。

移管に伴う子どもへの心理的影響緩和のため、今後も新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、園児の負担にならないよう、より密度を上げて交流を行う予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

竹﨑幸仁君。

○10 番竹﨑幸仁君

民営化後のための取組、４月以降５回の実施、今後も密度を上げて実施すると伺い安心しました。

次に、地域内で不安視されている施設改修工事等の進捗状況についてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

施設改修工事等の進捗状況についてお答えをいたします。

令和３年西予市議会第２回定例会において、改修工事等に関する予算を承認いただいた後、速やかに設計業務委託を行い、11 月９日に三瓶保育園改修工事の入札を執行し、翌日 11 月 10 日付で請負業者と契約を締結しております。

改修工事の主な内容は、乳幼児が使用する沐浴ユニットや調乳ユニットの設置、園児や職員が使用する和式トイレの洋式化、令和４年度から行われる病児保育に対応するための医務室の改修、園

庭では、遊具点検により改修・修繕が必要と判断された遊具の撤去及び更新などでございます。

改修工事に関しましては、保育園の行事等に配慮するとともに、12 月から空き保育室の利用を行うなど、園児の安全確保に努めながら、令和４年３月下旬の完成を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

竹﨑幸仁君。

○10 番竹﨑幸仁君

11 月に入札、そして契約の締結が終わり、12 月から園児の安全確保に努めながら、３月下旬の完成予定とのことでした。

それでは、民営化に向けた今後のスケジュールについてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

民営化に向けた今後のスケジュールについてお答えをいたします。

令和４年４月の円滑な移管に向けて、認可廃止手続などの所要の手続を行ってまいります。また、令和４年１月からは社会福祉法人三瓶福祉会と三瓶保育園の職員で定期的に事務の引継ぎを行い、交流保育も週に１回程度に回数を増やす予定でございます。

また、園舎の長寿命化に関する工事も行う予定でございまして、民営化のメリットでございます国の補助金を活用して、将来にわたる園舎の安全な保育環境維持のため、園舎本体の外壁塗装や保育室内の改修などを移管法人が令和４年度に施工する計画で今進めております。

移管後の保育園の名称も三瓶ひまわり保育園に決まり、三瓶福祉会からは、両園の長所を引継ぎながら、よりよい保育園事業を目指し、新たな思いでスタートするとお聞きしておりますので、今後とも連携を図り、民営化に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

竹﨑幸仁君。

○10 番竹﨑幸仁君

ただいま円滑な移管に向けての手続、それから、令和４年１月からは事務の引継ぎ、それから交流保育も週１回、新たな名称が三瓶ひまわり保育園とのことでした。

再度繰り返して関連質問ですが、長寿命化に関する工事をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

長寿命化に係る工事につきましては、先ほども申し上げましたように、民営化することで、国の補助金を民間の法人であれば活用が可能となります。市がやる場合には補助金はございません。

そういったメリットを活用いたしまして、将来にわたります園舎の安全な保育環境維持のために、園舎本体の外壁塗装、また保育室内の改修などを移管法人が主体となって令和４年度中に実施をする計画で、今、お互い協議をしながら進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

竹﨑幸仁君。

○10 番竹﨑幸仁君

ただいまの御説明で、移管後に国の補助を活用した計画が進められているとのことでした。園児や保護者、地域の願いをしっかりと受け止めていただき、民営化してよかったなと言われるように、遺漏ない対応を重ねてお願いいたしたいと思います。

今回は、最初の危機管理についての質問に時間をとりました。

今後 30 年以内に発生する確率の高い南海トラフ巨大地震への対応は、太平洋側に面する都府県の大きな課題で、それぞれ他の市町は知恵を出し合って具体的な対策を講じています。

西予市も国や県との結びつきをさらに強めていただき、住民の安心安全に努めていただくようお願いして、今回の一般質問を終わります。

○宇都宮副議長

暫時休憩いたします。（休憩　午前 11 時 01 分）

○宇都宮副議長

再開いたします。（再開　午前11時15分）

次に、15番二宮一朗君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

公明党の二宮一朗でございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、本日最後の質問者として質問させていただきたいと思います。

今回の質問は大きく３つさせていただきます。いつもながらですけれども、時間に配慮しながら頑張っていきたいと思いますので御協力をよろしくお願いします。

まず最初に、カーボンニュートラル2050についてであります。

1992年のブラジルのリオサミットにおいて、国連気候変動枠組条約が採択をされたことで始まった国際的な温暖化問題への取組は、1997年に京都議定書が採択されたことで大きな一歩を踏み出しました。1998年には地球温暖化対策推進法を制定し、その後改正を繰り返しております。

この法は地球温暖化に関して、地球温暖化対策計画の策定や社会経済活動、その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずることなどによって地球温暖化対策の推進を図り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的としております。

昨年、菅前総理が就任直後の所信表明で、「2050年カーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指すことをここに宣言いたします」と宣言をされ、続いて、「もはや温暖化への対応は経済成長の制約ではない。積極的に温暖化対策を行うことが産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要」との発言をされました。

これを受け、環境省では、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を策定し、他の省庁でも脱炭素化に向けての様々な取組をスタートさせているところであります。

環境エネルギー政策研究所の試算によりますと、2020年の日本国内の自然エネルギーの全発電電力量に占める割合は、前年の18.5%からおよそ２ポイント増加して20.8%となっております。

このような現状を踏まえると、今の国におけるエネルギー政策だけで2050年の目標を達成できる状況にはないというふうに考えます。

一国の総理が発言をされたことでありますから、今までよりも実現に向けて政策が加速することは期待をするとともに想定できますけれども、地方自治体として2050年カーボンニュートラルに向けた取組が必要だと考えて、今回質問をさせていただきます。

まず、項目１番目の西予市の方針についての質問ですけれども、愛媛県では2020年にゼロカーボンシティ宣言をされているようであります。

愛媛県の取組について、市はどのように理解をされているのかまずお聞きをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

愛媛県の取組についてお答えをいたします。

愛媛県におかれましては、令和２年２月に策定した愛媛県地球温暖化対策実行計画において、低炭素型ライフスタイルの転換や低炭素型のビジネススタイルの実現、エネルギーの低炭素化の推進、環境負荷の少ない地域づくり、環境教育、環境学習の充実とパートナーシップの構築、気候変動への適応の推進の６つの基本方針を掲げ、中期目標として、2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を27%削減することを目指しております。

また、長期目標として、2050年に温室効果ガス排出実質ゼロの脱炭素社会を目指すとお聞きしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

今の件の答弁をいただきましたけれども、これを受けてですけれども、西予市のカーボンニュートラルへの取組というのはいかがになっているのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

市としての取組についてお答えをいたします。

市では、令和３年度中に西予市環境基本計画を策定する予定でございます。

本計画は、西予市環境基本条例に沿った基本的な計画であり、地球温暖化をはじめとした環境問題が重要視される状況下で、西予市環境基本条例の基本理念を受け、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代に引き継ぐことを目的に、市内の良好な環境を保全・創造していくための基本となる計画を定めるものでございます。

また、令和４年度には、今年度中に策定するこの西予市環境基本計画の内容を踏まえて、市自らの省エネ目標を定める地球温暖化対策地方公共団体実行計画を策定する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

今答弁のありました西予市環境基本条例についてですけれども、この条例の基本的な目的と再生可能エネルギーとの関連についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

西予市環境基本条例についてお答えをいたします。

西予市環境基本条例は令和２年１月から施行し、条例の目的は、当市の環境の保全及び創造について基本理念を定め、市民及び事業者、市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に寄与することとしております。

この条例に基づき、西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例を設けております。

これは、全国的な問題となっております太陽光発電施設などの適正な設置及び維持管理に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止し、市民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な生活環境と自然環境を保全することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

今ほど答弁にありました再生可能エネルギー発電施設設置条例ですけれども、これ、設置条例のときにも意見として発言をさせてもらったんですが、中身を見てみると、どうも風力とか太陽光、当時ちょっと住民の方の反対というのもあったりしたのはあるんですけれども、風力や太陽光の発電施設に対しての制限的な条例のように私はこのとき感じておりました。

このカーボンニュートラルとの整合性についてはどのようなお考えなのかもう一度お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

条例とカーボンニュートラルとの整合性についてお答えをいたします。

西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例は、再生可能エネルギー発電施設を抑制するものではなく、地域と共生し調和のとれた利用促進を図ることを目的としており、先ほど申しました、西予市環境基本条例の第８条第４号で規定しているとおり、市として再生可能エネルギーを推進していく立場でございます。

また、当市では経済産業省のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金を活用し、西予市エネルギービジョンの策定を計画しております。

西予市エネルギービジョンは、当市のエネルギーに関する動向の整理、構造の分析、課題、将来の方向性を示すものであり、今年度策定予定の環境基本計画の下位計画に当たります。西予市エネ

ルギービジョンを策定することにより、当市のエネルギー構造の高度化に向けた取組について国庫補助を活用することが可能となりますので、公共施設への再生可能エネルギーの導入及び市内環境に沿った適切なエネルギー需給構造の構築等、国庫補助を活用しながら脱炭素社会の実現に寄与する取組について進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

今回の質問をさせていただくに当たって、私も全国のいろんな先進地事例というのを勉強したんですけれども、やっぱりその中にも、先ほど言われましたエネルギービジョンというのがあちらこちらで策定をされておりました。一歩進みよるんかなという、今の答弁で感覚はいたしておりますが、例えばですけれども、市で取り組める再生可能エネルギーの事業について、どういうものが想定できるのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

市で取り組むとなればどのような事業ができると想定されるかとの御質問だったと思いますが、当市においては、太陽光発電、水力発電、風力発電、バイオマス発電等全ての発電方法において可能性がございます。

これまでに、立地条件などから主に公共施設等で太陽光発電設備を設置しておりますが、さらに当市のエネルギーに関する動向の整理、構造の分析、課題、将来の方向性を示すために、先ほども申し上げました西予市エネルギービジョンの策定を計画しておりますので、計画を策定する段階において専門家を交えた調査研究結果をもとに判断してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

続いて、項目の２つ目ですけれども、再生エネルギーについてですが、西予市の再生可能エネルギーの普及率等を把握されておりましたら教えていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

市内での再生可能エネルギーの普及率についてお答えをいたします。

市内において一般の方々の再生可能エネルギーの普及率は把握をしておりませんが、一般の方が家を建てられるときなど、太陽光発電設備を設置されるケースが近年増えておりますので、省エネ意識を持たれている方が多くなっているのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

それでは、一般家庭で今よりももっと再生可能エネルギー発電の設置に、より市民の皆さんが前向きになっていただくためにはどのようなことが必要だと、市としてはお考えなのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

一般の方が今よりも再生可能エネルギー発電の設置に前向きになっていただくために何が必要かとの御質問だったかと思いますが、市では、家庭用蓄電池設置に対しまして、一定の助成を現在検討しており、市内での再生可能エネルギーの普及向上に寄与するのではないかと期待をしております。

また、今後策定予定の西予市エネルギービジョンをもとに国庫補助を活用し、まずは施設管理担当課と協働により公共施設に再生可能エネルギーを導入することで、施設の省エネ化に取り組んでいきたいと考えております。

その後の動きとしましては、市内の特性に応じた再生可能エネルギーを地域産業に取り入れるこ

とで、新産業の創出や防災力強化を図るほか、集会所や地域の防犯灯等に再生可能エネルギーを取り入れ、地域住民のエネルギーに関する理解を促進し、地域コミュニティーの活性化を図ることについても検討できると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

今のこの政策というか、冒頭にも言いましたけども、やっぱり国の動向というのがもちろん一番大事でありますし、期待をしたいと思うんですけれども、今回質問させていただいた趣旨は、自治体でできることをまずやっていくべきではないかということで質問をさせていただいて、先ほども言いましたように全国各地の先進事例等も勉強というか研究をさせていただきました。

各地で取り組まれている自治体発電についてですけれども、この件については昨年 12 月 4 日の一般質問において、西予市の特性、海抜ゼロメートルから 1,400 メートルを考えたら、再生可能エネルギーを西予市の事業として取り組めるのではないかという質問をいたしました。

そのときの答弁では、自治体新電力への認識はあるけれども、電気代が高くなるという課題があると、今後も専門家の意見をちょうだいしながら検討をするという答弁でありました。

まだ 1 年しか経ってないんですけども、その後の状況に変化があればまたお伺いをいたしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

議員御質問の地方自治体新電力の取組状況でございますが、地方自治体新電力は、地域で発電した電力を供給することで地域を活性化させることが大きな目的となっており、地域で生み出された再生可能エネルギーによる電力を地域で活用することは、環境に配慮した取組として評価されているようでございます。

先ほど申し上げたとおり、当市においては、経済産業省のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金を活用し、西予市エネルギービジョンの策定を計画しております。

西予市エネルギービジョンは、当市のエネルギーに関する動向の整理、構造の分析、課題、将来の方向性を示すものであり、西予市エネルギービジョンを策定する段階において、専門家を交えて調査・研究結果をもとに判断してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

経営的なことはちょっと横に置いといたとして、この西予市の資源の中で、再生可能エネルギー発電に取り組める可能性としては、もう 1 回お伺いしたいんですけれどもいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

先ほど申し上げたとおり、太陽光発電、水力発電、風力発電、バイオマス発電等全ての発電方法において可能性はございますが、導入できるかの判断につきましては、今後策定するエネルギービジョンの段階の調査・研究結果をもとに判断してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

先進自治体においては、再生可能エネルギーを活用して、電力の地産地消を目指す、または自給率 100%を目指すということで、産業や雇用の創出を生み出したり、移住定住の促進につながっているところも実際にはございます。

もちろん先ほども言いましたように、国による規制改革や推進が重要なのは当然でありますけれども、地方が今できることを全力でやることが必要ではないかと、繰り返しですけども考えております。

2050 カーボンニュートラルに関して、改めて市の方向性を少しでも早く出すべきではないかと思

いますけれどもいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

繰り返しの答弁になりますが、策定予定の西予市エネルギービジョンをもとに国庫補助を活用し、まずは施設管理担当課と協働により、公共施設に再生可能エネルギーを導入することで施設の省エネ化に取り組んでいきたいと考えております。

また、その後の動きとしまして、市内の特性に応じた再生可能エネルギーを地域産業に取り入れることで、新産業の創出や防災力強化を図るほか、集会所や地域の防犯灯に再生可能エネルギーを取り入れることで、地域住民のエネルギーに関する理解を促進し、地域コミュニティーの活性化を図ることについても検討できると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

やはり国庫補助がなければというのが結論かなというふうに感じました。

私も今回のことをいろいろ勉強してる中で、いろんな省庁がこのカーボンニュートラル、または地球温暖化の政策をしてるんですけれども、本当にこう多岐にわたってしている。これ自治体の人迷うんじゃないかなというふうな、環境省がやったり総務省がやったり経済産業省がやったりと、似たような政策をたくさんしております。そういうところをやっぱり一本化して、本来国の政策としてやるのであれば、もう少し一本化できるような、内閣府中心にやるとか、そういうふうなことを、私としては公明党の組織を通じまして、国にも推進を要望していきたいなと思いますので、先ほども言いましたように、西予市も１日も早くそのエネルギービジョンを作成されて、市民の皆さんにお示しをしていただきたいと思っております。

この項目の最後の３つ目、2050 年ゼロカーボンシティについてですけれども、2050 年ゼロカーボンシティの表明について、国の市区町村の約 18%がゼロカーボンシティの宣言を今されているようであります。

まずリーダーが声を上げなければ、職員も市民も前には進めないのではないかと考えております。

西予市全体がカーボンニュートラルに取り組めば、市民の皆さんは自分にできることは何なのかと、また考えていただけると思いますし、自宅に再生可能エネルギー発電を設置したり、電気やガスなどのエネルギーの無駄遣いというのを考えて節約してみたりというふうになるのではないかというふうに思います。

また、この西予市の取組に賛同をしていただく方が増えて、関係人口が増えるということも考えられると思っております。

管家市長には、ぜひゼロカーボンシティ宣言をして、西予市が持続可能な未来へ方向性を示していただくことが、私は一番望ましいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

2050 年ゼロカーボンシティの表明についてのお尋ねでございました。それについてお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど二宮議員も言われましたように、愛媛県は宣言をしておりまして、市町としましては、松山市、そして新居浜市が県内では宣言をされているとお聞きをしております。

西予市といたしましては、国の改正地球温暖化対策推進法や、今後専門家を交えて策定予定の、先ほどから御説明しております西予市エネルギービジョンの内容を踏まえまして、市民の皆さんや事業者、行政が連携していける体制というものを構築する考えでございまして、その段階で、私としてはゼロカーボンシティの表明を行いたいと、そのように考えているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございます。

地球の温暖化とか気候変動というのは、誰もが今認識をされているところではないかと思っております。

特に、平成30年７月豪雨災害を経験したこの西予市、また西予市民においては、こういう宣言をされることによって、御理解も進むというふうに考えております。ぜひ積極的な推進を市長にはお願いをしたいと思います。

続きまして、施策区分２番目の西予市定員管理計画についてに移りたいと思います。

合併からの人口減少が約 1 万人を超えました。西予市人口推計では、高位で見ても2030年には約3 万人、さらに 2040 年には 2 万 5000 人と想定をされております。将来の職員体制について、ちょうど質問を考えていたところでしたけれども、先日11月９日の説明会で、西予市定員管理計画というのが説明がありましたので、今回はそこにありました基本方針の６項目の中からの質問をさせていただきたいと思います。

一番最初につきましては、行財政改革の推進についての中にありました、組織のスリム化についてどのようなものかをお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

組織のスリム化につきましてお答えをさせていただきます。

合併以降、当市の組織体制につきましては、当初の総合支所方式から本庁方式に移行いたしまして、これまで各所属となります部や課の統合、また新設を経て現在に至っているところでございます。

現在の組織体制におきましても、課長補佐が係長を兼務している場合でありますとか、現在いろいろ各地区で説明を行っておりますけども、地域づくり活動センターの推進事業におきましては、教育委員会所属になります公民館主事が積極的に責任を持ってその業務に携われるよう併任辞令を発令し、事業の推進にも当たっておるところでございます。

今回策定いたしました定員管理計画でございますけども、令和５年度以降、正規職員の削減を計画しておるところでございます。

現状の組織体制を維持していくことは困難と考えております。部・課・係などの統合を図る組織再編、いわゆる行政のスリム化に取り組むとともに、再任用職員や会計年度任用職員の任用など、人員確保を図りながら行政サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

また、事業を効率的・効果的に展開をするために、所属を越えた連携による業務遂行が可能となるような、業務の状況に応じた兼務や任命の発令をし、体制を整えていくように考えております。

以上が当市における組織のスリム化の考え方になります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

もう一つ、行財政改革の推進についてにありました、２つ目の行政ニーズに対応した職員配置というのがありましたけれども、この分についても具体的に教えていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

行政ニーズに対応した職員配置、行政ニーズすなわち住民ニーズでございますけども、地域を取り巻く環境の変化などに伴いまして、市民生活におけます各種福祉施策、農林水産業・商工観光振興、道路などのインフラ整備、また教育施策のほか、地域コミュニティーの維持、そして事務手続の簡素化・迅速化など、多様化・複雑化しております。

このような中、限られた職員数ではございますので、本市の進める施策の重点分野を見極めまして、正規職員のほか、知識と経験豊富にある定年退職後の再任用職員、そういった職員を適材適所に配置し、必要に応じて任期付職員、また会計年度任用職員を任用しまして、そうした住民ニーズに対応した行政サービスの維持、提供をできるように職員の配置に努めているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

答弁の中で、先ほどですけども、最初の分で、

令和５年から削減をする計画というふうなことがありました。

この西予市広い地域ですから、削減という行財政改革の中で必要性は理解もできますけれども、ただ市民サービスが低下しては元も子もないというのが一つありますので、そこのところがどうなのかなということで、正規職員と会計年度職員、このバランスについてどのような考えなのかをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

正規職員と非正規職員、現在の会計年度任用職員でございますけども、そのバランスでございますが、これまでの状況等説明をさせていただきたいと思います。

平成17年度の定員管理調査におけます正規職員数が1,047人、週20時間以上勤務する、当時の臨時・非常勤・嘱託職員となりますけれども、いわゆる非正規職員の人数が 407 人となっており、職員数全体では約 28%が非正規職員となっております。会計年度任用職員制度が始まる前の平成31年度では約 39%となっておりまして、直近の令和３年度の定員管理の職員数は 853 人、会計年度任用職員は、パートタイム・フルタイムを合わせますと 656 人となっております。約 44%が会計年度任用職員といった形で推移をいたしております。

会計年度任用職員制度になりまして、単純に比較することはできませんが、平成17年度と比較をいたしますと 16%ほど増加をしております。

今後、定員管理計画に基づきまして、正規職員数の削減を進める、そういった計画の中で、会計年度任用職員の割合は総体的には高くなってくるかと思われます。

ただ、業務の内容でありますとか、組織体制、正規職員数に応じて過大とならないように、その辺りは十分配慮をしながら会計年度任用職員の任用にもまた努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今の答弁をお聞きしまして、先ほども言いましたように、この西予市広いですから、やっぱり市民サービスのためには正規職員を減らしていっても、会計年度職員さん等でバランスをとるということは必要なのかなと、改めて感じたところでございます。

次に、要旨の２番ですけども、民間委託の推進、指定管理者制度の活用についてというのがありましたけれども、この点について、民間委託の推進、指定管理者制度の活用とは、具体的にもう一度説明をしていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

民間委託の推進、指定管理者の活用の状況、また考え方について御答弁させていただきます。

市におきましては、衛生センターの運営、また公立病院の窓口業務などを民間委託しているほか、12 月１日時点におきまして、市内 31 施設を指定管理施設として管理運営を行っております。

今後、職員数の削減を進める方針の中で、業務の民間委託につきましては、業務の専門性等を鑑みまして、窓口業務、公金徴収業務、統計調査関連業務、給食センターの運営など、全国自治体の事例を参考に、本市において導入できるかどうか、そういった可能性について検討し進めていきたいと考えております。

また、公共施設の維持・管理運営につきましても、市の直営と比較して運営体制や民間のノウハウによる収益力の向上など、効率的かつ効果的な管理運営が見込めると判断をいたしましたら、指定管理者制度につきましても積極的に活用をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

民間委託の推進については、私も十数年議会で仕事させていただいて、一般行政のところでも、これ民間委託でもできるんじゃないかなというようなことをちょっと感じた点は何カ所かございますので、やっぱりそういうところももう一度調整

しながら進めていっていただきたいなというのが１点です。

もう１点の指定管理者制度についてですけども、この点については、先日、指定管理者制度の見直しの方針が我々議会に示されました。

今後、指定管理団体や第三セクターの選定や管理運営について、モニタリングをされるとのことですので、この点についてはちょっと推移を見守っていきたいと思っております。

その中で今回、民間委託等の全国事例を見ておりましたら、総務省のホームページに西予市の取組として掲載されておりましたけれども、業務改革モデルプロジェクトというのがあって、西予市窓口改革モデル事業というのがございました。

総合窓口からアウトソーシングへというふうにタイトルがありましたけれども、この事業のその後の状況についてお聞かせ願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

本市では、住民サービスに直結する窓口業務や業務効率化に直結する庶務業務等の内部管理業務の改革を推進するため、平成 28 年度から 29 年度にかけて、総務省の業務改革モデルプロジェクト事業を委託事業として受託いたしました。

受託後、西予市窓口改革モデルについて、コンサル事業者へ委託を行い、窓口業務の課題の洗い出しと課題に対する改善案として、窓口業務の一元化、手続のワンストップ化、予約制の導入、申請書の作成支援、オンライン窓口の導入、窓口業務の非常勤化、またはアウトソーシング化を検討するということとなりました。

事業により検討した内容については、平成 29 年度より取組が可能な部分からの検討を行い、具体的に進めようとしておりましたところ、平成 30 年７月豪雨の影響により、復旧・復興業務を優先する必要があったことから、その窓口業務改革が一旦停止というふうになりました。

災害から徐々に復興していく状況において、再度、窓口改革について検討を行っておりましたところ、今般の新型コロナウイルス感染症が拡大し、新しい生活様式に対応した行政サービスを構築する必要が生じたことから、この平成 28 年度の内容も踏まえつつ、地域づくり活動センターへの対応も見据え、現在、窓口改革を進めている状況でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございます。

先ほどありましたオンライン窓口については、今の地域づくり活動センター化の中でちょっと目に見えてきたというのは私も確認しておりますけれども、３つ目に言われた予約制の導入についてですけれども、ホームページでは何か 10 の業務というふうに選別して、10 の業務について行うというふうになっておりました。

どのような方法で予約を想定されているのかという点と、今、流行りといいますか、全国で今やっておりますＬＩＮＥ等での予約とか、そういうのは検討されるのかどうか質問させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

予約制につきましては現在検討しておりまして、まずは西予市のホームページに予約ページを準備し、そこから予約できるというようなことを予定しております。

各種証明書の発行や相談業務等を予約していただいて、その窓口に来ていただくというようなことを今検討しておりまして、最終的な詰めの検討を行っております。

ＬＩＮＥなども見据えたアプリの見直しというようなことにつきましては、アプリをどう改善していくかということを引き続き検討しておりますが、もう少しお時間をいただけないかなと考えておりまして、来年４月のところにはまだそのアプリとの連携というところはもう少し先の段階の課題かなというふうに考えて進めているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございます。

前向きに進んでるということなので期待をしたいと思います。

この項目の３つ目、人材育成についてですけれども、人材育成についてのお考えというのを、これももう少し詳しく説明を願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

人材育成についての考えについて答弁させていただきます。

行政課題の高度化、複雑化が進んでおります中で、事務の専門性も高度化している傾向にございます。そうした専門分野におけます人材の確保については、新規採用することが困難といった場合が多く、実質的に苦慮いたしておるところでございます。

こうした現状を踏まえまして、当市では職員の適正、能力に応じて、自治体向けの専門分野に特化したカリキュラムの外部研修、また内部研修、そして円滑な行政運営や市民サービスの向上につながる育成対策を進めているところでございます。

また、そういった外部研修等で経験、知識等を積んだ職員が組織内部でフィードバックをして、専門分野における対応とともに全体的なレベルアップにつなげてまいりたいと考えております。

もう全国的なことにはなりますけれども、建築及び土木技師の新規採用につきましては、毎年度計画的に募集は行ってはおりますけれども、応募が少なく、近年は採用計画人数に達していない状況が続いております。

このことは、先ほども申し上げましたけども、県内自治体共通の課題となっておりまして、関係機関が連携して学生向けのインターンシップ制度を創設するなど、技術職の確保にも取り組んでいるところでございます。

採用試験の受験者数が年々減少傾向にある中、一般事務職のほか、技師、保健師、保育士などの専門職、特にそういった専門職につきましては、先ほどもありましたインターンシップ制度、そういった創設の検討を含めまして、人材の確保、また育成に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

今現在ですけども、正規職員の中で、病院と保育所を除いた一般職の中での技術職とか専門職と言われる職員の方は何人なのか、わかれば教えていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

職員の職種別の人数でございますけれども、本年度４月１日現在で、当市の職員のうち、土木建築関連に技術職として勤務しておりますものは、課長補佐級以上の管理職を除いた人数となりますが、33 人となっております。そのうち、西予市移行後に技師職として任用した職員は 14 人、そのほかの職員につきましては、採用後に資格を取得、または資格を有しないながらも勤務の中で知識・経験を積み重ね、技師としての能力を身につけたものとなっております。また、そのほか保健師、栄養士などの専門職が 26 人となっております。

なお、その中には再任用職員、また任期付職員、診療所に勤務する医師、看護師は含んでおりません。

定員管理調査におけます部門別に分けますと、技師職につきましては農林水産部門が９人、土木部門が 15 人、公営企業の関係、水道部門及び下水道部門で９人となっております。保健師、栄養士などの専門職につきましては、民生部門が４人、衛生部門が 22 人、以上のとおりとなっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございます。

今の土木だけではなくて技師の専門職の人がなかなか採用しにくいというのは、私も全国的にそうなのは知っております。

今回こういう質問を考えたのは、市の業務を進める中で、コンサルに委託するというのが必須のようになっているように思います。そのコンサル

等の結果を職員の方でチェックできるんかなと、そういう方は少ないんじゃないかなという心配をしておりましたので今回の質問とさせていただきました。

今、会計年度職員等のお話もありましたけれども、民間の専門職等をリタイアされた方が、都会からとか帰って来られたりしているというのもあると思います。会計年度職員でそういう方を採用できれば大きな戦力になっていただけるのではないかと考えます。

職員が市内全域で、地域のアンテナを張っておれば、そういう情報というのは人事の総務課に集まるんじゃないかなと私はちょっと考えるんですけども、人口減少時代の今こそ、知識より知恵を出し合ってそういう対応を進めていただきたいなと、これは私の希望でございますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後の項目の高齢者対策についてお伺いをいたします。

まず１つ目の投票率についてでございます。

投票率の向上については何度か質問しておりますけれども、まずは先般の衆議院選挙の投票率についての分析などがあればお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

一井選挙管理委員会書記長。

○一井選挙管理委員会書記長

西予市におけます、第49回衆議院議員総選挙の投票率について答弁をさせていただきます。

令和３年10月31日執行の第49回衆議院議員総選挙における小選挙区の投票率は 61.87％となっております。これは、県内平均投票率から 6.89％、国平均投票率から 5.94％高い投票率となっております。

投票率の高低は、選挙の種別や各選挙における関心・注目の度合い、立候補者との関連性などから、単純に比較、判断することはできませんが、前回、平成29年の衆議院議員総選挙と比較いたしますと、前回の投票率 59.54％から 2.33％向上した結果となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

愛媛県平均よりは高いというふうな御答弁でありましたけれども、平均よりは高いと言いましても、私たちが感じているこの地方での選挙の投票率というのは、遠い昔ですけど、90％とかいうのはもう何か当たり前やったようなのがしみついているわけですよね。それが何かいつのときからか、やっぱり合併してからでしょうけども、ガンガンガンと減りだして、もう今 60％前後というのが都会並みやなあというふうに私自身は考えますし、だからこの投票率向上の対策に対しては、先ほども言いましたように何度か質問をさせていただいてるわけでございます。

これまでには、移動投票所での投票行動というのはどうかと、または高齢者への投票所までのバスでの送迎などの取組の検討はできないかとかということを質問させていただきました。

高齢化のスピードは目に見えて進んでいるわけですよ。３年前に質問したことを、例えば今やってもらったとしても、果たして今度それにまた追いつけるかと、高齢化がね、という状況なのではないかなと私は感じております。

選挙に行きたいけど行けないという高齢者の方もお会いするとそういう方がたくさんおられます。この対策をぜひ考えていく時期だと思うんですけれども、お考えをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

一井選挙管理委員会書記長。

○一井選挙管理委員会書記長

移動投票所へのバス送迎などの検討に関して答弁をさせていただきます。

令和２年６月の御質問に対しての回答と同様にはなりますけれども、移動投票所については、豪雨災害後に１カ所、車内で投票する取組を行いました。

その結果を踏まえまして、狭い車内での投票について高齢の方が御苦労されていたことや市内投票所間における二重投票防止対策への十分な構築、悪天候時の対応策、職員の配備、移動中の事故等のリスク対策などの課題もございまして、本格的な検討には至っておりません。

一方で、西予市では期日前投票所を、増設投票

所も含めて、合計で15カ所設置しておりまして、今後も選挙期間中における移動手段として、生活交通バス、代替バス、デマンド乗合タクシーを御利用いただくなど、その周知啓発に努め、移動式投票所の導入ではなく、期日前投票所の利便性の向上に努めてきたところでもございます。

昨今、県内でも移動期日前投票所の取組事例がございますので、当選管といたしましても、今後も当市における過疎化や高齢化の進展といった社会環境を踏まえまして、移動期日前投票所の実験的な取組などを行いまして、投票環境の整備について、さらに協議、検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

実験的とはいえ、実施してみるという前向きな答弁だと受け止めましたので、ぜひ進めていただきたいと思います。

来年につきましては参議院選挙もございますので、ぜひできれば間に合うように何らかの実施をお願いしたいなと思っております。

最後の質問になりますけれども、免許返納優遇制度について質問させていただきます。

最近のニュースで、何度も同じような事故等を目にしているんですけれども、高齢者の運転ミスによる事故というのがよく見かけられます。あれを見ていて、被害者に対しても加害者に対しても本当にもういたたまれない気持ちになります。

西予市では車がないとなかなか生活に支障を来すということが多いために、運転に不安を感じながらも免許返納に踏み切れないという方も多いというふうに聞いております。

市として、免許返納したときの優遇措置についてのお考えをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

免許返納制度についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、高齢者の事故が相次いでおります。高齢化に伴います社会問題の一つの大きな問題であろうかと思っております。

市におけます令和２年度の運転免許自主返納者数でございますが 221 人となっておりまして、そのうち運転免許経歴証明書申請書は 154 人となっております。こちらの手続につきましては、西予交通安全協会で取り扱っております。

本市の自主返納支援といたしましては、運転免許経歴証明書申請者のうち、交通安全協会会員に対しましては、申請手数料の 1,100 円全額を西予交通安全協会を通じて助成をしているところであります。令和２年度の助成対象申請者数は 118 人となっております。

市内はもとより、県下でも高齢運転者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境の整備を目的に、関係機関・団体等と連携した制度を構築し、自主返納の促進を図ることとされております。

市内におきましては、令和３年11月１日現在、28 の協力団体等がこの支援制度に協力をいただき、一部割引などの支援もいただいているところでございます。

今後とも、可能な限り申請手数料の助成の支援、また警察署との相互連携を深めながら、返納の支援については進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮副議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

答弁ありがとうございます。

もう５分切りましたので質問にはなりませんけれども、今後の検討にはなりますけれども、公共交通への優遇措置を設けたりとか、タクシーチケットをお渡しするなどの対策ということも考えてもらえればと思っております。

また、地域づくり活動センターにおいて、我が地域にはどのような支援が必要なのかということなども検討していただけるように、行政からのリードをぜひお願いしたいと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○宇都宮副議長

以上をもって本日の日程は全て終了いたしまし

た。

12 月６日は午前９時より一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会　午後０時12分

第　3　日

12 月 6 日（月曜日）

令和３年第４回西予市議会定例会会議録（第３号）

１．招集年月日　令和３年１２月　６日
１．招集の場所　西予市議会議場
１．開　　議　令和３年１２月　６日
　　午前　９時００分
１．散　　会　令和３年１２月　６日
　　午後　０時０９分
１．出席議員
　１番　和気数男
　２番　宇都宮久見子
　３番　信宮徹也
　４番　宇都宮俊文
　５番　加藤美香
　６番　中村一雅
　７番　河野清一
　８番　佐藤恒夫
　９番　山本英明
　１０番　竹﨑幸仁
　１１番　小玉忠重
　１２番　源　正樹
　１３番　井関陽一
　１４番　中村敬治
　１５番　二宮一朗
　１６番　兵頭　学
　１７番　森川一義
　１８番　酒井宇之吉
１．欠席議員
　なし
１．地方自治法第１２１条により
　説明のため出席した者の職氏名
　市長　管家一夫
　副市長　宗　正弘
　教育長　松川伸二
　総務部長　山住哲司
　政策企画部長　下澤広幸
　生活福祉部長兼
　福祉事務所長　藤井兼人
　産業部長兼
　生活福祉部産廃処理施設担当部長　酒井信也
　建設部長　三瀬計浩
　医療介護部長　山岡薫彦
　会計管理者　三瀬　功
　消防本部消防長　酒井広一
　教育部長　宇都宮　裕
　明浜支所長　上中保博
　野村支所長　和氣岩男
　城川支所長　藤川忠男
　三瓶支所長　片山勇一
　総務課長　一井健二
　財政課長　宇都宮明彦
　監査委員　正司哲浩
１．本会議に職務のため出席した者の職氏名
　事務局長　冨永　誠
　議事係長　三好祐介
１．議事日程　別紙のとおり
１．会議に付した事件　別紙のとおり
１．会議の経過　別紙のとおり

議　事　日　程

1　一般質問

2　議案第８３号　行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について

議案第８４号　西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第８５号　西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第８６号　西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第８７号　西予市公園条例の一部を改正する条例制定について

議案第８８号　西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第８９号　西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について

議案第９０号　西予市野村高齢者工芸館条例を廃止する条例制定について

議案第９１号　西予市野村トレーニングセンター条例を廃止する条例制定について

議案第９２号　西予市有料駐車場の指定管理者の指定について

議案第９３号　西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について

議案第９４号　西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について

議案第９５号　高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について

議案第９６号　西予市物産会館の指定管理者の指定について

議案第９７号　西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について

議案第９８号　西予市渓筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について

議案第９９号　西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について

議案第１００号　西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について

議案第１０１号　西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について

議案第１０２号　西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について

議案第１０３号　西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について

議案第１０４号　西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について

議案第１０５号　西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について

議案第１０６号　八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について

議案第１０７号　愛媛県市町総合事務組合規約の変更について

議案第１０８号　愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

議案第１０９号　市道路線の廃止について

議案第１１０号　市道路線の認定について

議案第１１１号　令和３年度西予市一般会計補正予算（第８号）

議案第１１２号　令和３年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議案第１１３号　令和３年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）

3　議案第１１８号　四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例制定について

４　議案第１１９号　令和３年度西予市一般会計補正予算（第９号）

５　請願第　１号　米価の暴落阻止のため過剰在庫の市場隔離と生活困窮者への食料支援を求める請願

陳情第　１号　西予市内建築業者の育成に関する要望書

本日の会議に付した事件

1　一般質問

2　議案第８３号　行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について

議案第８４号　西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第８５号　西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第８６号　西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第８７号　西予市公園条例の一部を改正する条例制定について

議案第８８号　西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第８９号　西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について

議案第９０号　西予市野村高齢者工芸館条例を廃止する条例制定について

議案第９１号　西予市野村トレーニングセンター条例を廃止する条例制定について

議案第９２号　西予市有料駐車場の指定管理者の指定について

議案第９３号　西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について

議案第９４号　西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について

議案第９５号　高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について

議案第９６号　西予市物産会館の指定管理者の指定について

議案第９７号　西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について

議案第９８号　西予市渓筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について

議案第９９号　西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について

議案第１００号　西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について

議案第１０１号　西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について

議案第１０２号　西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について

議案第１０３号　西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について

議案第１０４号　西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について

議案第１０５号　西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について

議案第１０６号　八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について

議案第１０７号　愛媛県市町総合事務組合規約の変更について

議案第１０８号　愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

議案第１０９号　市道路線の廃止について

議案第１１０号　市道路線の認定について

議案第１１１号　令和３年度西予市一般会計補正予算（第８号）

議案第１１２号　令和３年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議案第１１３号　令和３年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）

3　議案第１１８号　四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例制定について

４　議案第１１９号　令和３年度西予市一般会計補正予算（第９号）

５　請願第　１号　米価の暴落阻止のため過剰在庫の市場隔離と生活困窮者への食料支援を求める請願

陳情第　１号　西予市内建築業者の育成に関する要望書

開会　午前９時00分

○佐藤議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

（日程１）

○佐藤議長

日程第１、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、９番山本英明君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○９番山本英明君

おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告書、会議規則、申し合わせ事項等に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問は一問一答で以下のことについて行います。

１点目、水道事業の現状について、２点目、高齢者対策について、３点目、二次救急体制についてであります。

愛媛ＦＣがＪ３に降格しまして、實好監督が退任され、個人的には非常に寂しい気持ちになっておりますが、気を取り直して質問をしたいと思います。

初めに、いつも質問しますが、簡易水道を含む水道事業についてお伺いをいたします。

今年の広報せいよ６月号に「10 年後も水を届けるために経営戦略を策定しました」とありました。

我々の生活に必要不可欠な水を届けてもらっている水道事業でありますが、策定された経営戦略の意義と目的についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

経営戦略策定の意義と目的についてお答えをいたします。

公営企業を取り巻く経営環境はこれまで以上に厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が不可欠な状況にございます。

そのため、将来にわたって住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう国からの要請を受けまして、市では上水道事業及び簡易水道事業に関して、令和２年度に経営戦略を策定しております。

市内の水道施設の多くは、昭和30年から40年代の高度成長期に整備をされており、現在は更新時期を迎えておりますが、人口減少に伴う料金収入の減少などにより経営環境は厳しさを増しており、計画的な改築更新が困難な状況となっております。

このような中、水道事業が継続をしていくために、経営状況について的確な現状分析を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な事業計画に取り組み、経営健全化を目指す必要がございます。

今回の令和２年度から令和11年度までの10年間の経営戦略では、将来にわたって良質な水道サービスを持続していくことを目的としております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○９番山本英明君

それでは次に、市内の水道事業です。

上水道、簡易水道、県条例水道、小規模水道、全ての水道事業の現状はどのようになっておるのかをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

水道事業の現状についてお答えをいたします。

西予市の水道事業は、計画給水人口が5,001人以上で、明浜、宇和、野村、三瓶の４つの給水区域を有する上水道と、計画給水人口が101人以上5,000 人以下である 33 の簡易水道、また、計画給水人口が50人以上100人以下である18の飲料水供給施設及び愛媛県条例水道、計画給水人口が20 人以上 49 人以下である 33 の簡易給水施設及

びこれら以外に飲用に供する水を供給する小規模な水道である 14 の共同給水施設がございます。これらに専用水道１カ所を加えた総数 100 事業がございます。

各施設の給水人口は、令和３年３月 31 日時点で、西予市の人口 3 万 6340 人のうち、上水道が 2 万 9393 人、簡易水道 4,785 人、小規模水道及び専用水道 1,610 人、未普及 552 人となっており、水道普及率は 98.5%となっております。

また、これらの施設の多くが高度経済成長期に整備され耐震化していない施設も多く、厳しい経営状況から改築更新のめどが立てられない状況となっております。

このため、経営戦略の中でも出ておりますが、耐震化も含めた更新財源の確保のためにも料金水準の適正化を図る必要がございます。

次に、水道事業の維持管理につきましては、上水道とその他の水道では異なり、上水道は市が直轄事業として維持管理をしているのに対し、その他の水道では地元の水道組合に業務を委託する形で維持管理をしております。

このような状況から、上水道以外の水道では管理者の高齢化も伴い、施設の維持管理に苦労をされている水道組合も増えてきているという現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○９番山本英明君

再質問を行います。

ただいまの答弁の中に、未普及 552 人という言葉がありましたけども、水道事業で未普及とはどのような状態を指しているのでしょうか、お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

未普及についてお答えをいたします。

未普及とは、公的な水道が整備されていないという状態で、未普及地域では住民の方が自主的に水道として運営をされたり、個人で渓流水や井戸水を利用されております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○９番山本英明君

ただいまの答弁をお伺いしますと、先ほど水道と認められておるのが 98.5%、未普及が 1.5%になろうかというふうに思いますが、私が住んでいる城川町には、今のような施設が、戸数が 10 軒未満で、自主的に我々は水道と呼んでおりますが、今の御答弁をお聞きしますと、水道とは認められていないというようなことになろうかと思いますが、文字どおり命の水を確保しながら、水道という名のもとに、水を引いて施設を運営している、本当に小規模な水道施設、この 552 人の未普及という呼び名に入るものになるのかなというふうに感じました。

未普及ということは、私たちも西予市民でありながら公的な水道と認められていないということは、西予市からの補助的なもの、災害時とか修繕の折とか、いざというときにはそういう修繕等の補助的なものはないのかなというような、今自己判断をしておるところでございますけども、そうすると同じ税金を払いながら、水道に関しては寂しい思いをしなくてはならないということに若干の不条理を感じますが、次の質問に移ります。

城川のような小規模な水道施設とは違って、上水道は拡張しているというような話も聞くのでありますが、上水道の拡張の状況はいかがですか、お伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

上水道の区域の拡張についてお答えをいたします。

上水道は、三瓶が昭和 27 年に、野村が昭和 32 年に、宇和が昭和 36 年、明浜が昭和 61 年に給水を開始して以来、給水人口の増加、地域産業の振興、簡易水道等の統合に呼応いたしまして、数度にわたって給水区域を拡張する事業を行ってまいりました。

西予市への合併以降では、平成 20 年に野村の坂石簡易水道を、平成 23 年には高丸簡易水道を

野村上水道の給水区域に施設統合を行っております。

その後、平成 26 年に明浜、宇和、野村、三瓶の４つの上水道と、宇和の多田簡易水道、田之筋簡易水道、文治が駄場県条例水道、三瓶の南地区簡易水道、和泉簡易水道、鳴山簡易水道を経営統合いたしまして、現在の西予市上水道の給水区域となっております。

現在、野村の河成飲料水供給施設を野村給水区域に施設統合する事業を実施しております。これは、河成飲料水供給施設が上水道の野村給水区域となった高丸地区に隣接をしておりまして、施設統合が可能となったこと、また、統合に当たっては、地域からの要請や負担金に対する使用者全員の意見がまとまったことによります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○９番山本英明君

ただいまの御説明で上水道の拡張、また統合等も若干話が出ておりましたが、水道事業の統合に関しての市のお考えはどのようなお考えでしょうかお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

水道事業の統合についてお答えをいたします。

簡易水道に関しましては、上水道との統合を目指す考えでございます。

しかし、統合に際しましては、施設の整備や不具合箇所の修繕など、費用を水道組合に御負担いただく必要がございますので、容易に統合ができるものとは考えておりません。

このため、条件が整った組合から統合をしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○９番山本英明君

再質問をします。

条件が整ったところからというふうなことでありましたが、これまでの水道事業の統合の事例がありましたらお教え願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

水道事業の統合の事例についてお答えをいたします。

上水道の統合につきましては、先ほど答弁の中で申し上げましたが、簡易水道や小規模水道における経営統合の事例はございません。

また、施設統合に関しては、西予市への合併後における事例を御紹介いたしますと、城川の杭簡易水道が今田簡易水道に統合をしております。また同じく、城川の西組簡易給水施設が古市簡易水道に、新屋敷簡易給水施設が串屋簡易給水施設に統合をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○９番山本英明君

それでは再々質問をしたいと思います。

我々のような、未普及と言われる水道施設は別にしますけども、もしも小規模の水道が上水道に統合すると仮定したときに、どのような条件が必要ですか、お伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

小規模水道が上水道との統合に関する条件につきましてお答えをいたします。

統合の方法といたしましては、水道管を接続する施設統合と会計を一つにする経営統合の二通りがございます。

施設統合では、上水道の給水区域と隣接をしているなど、地理的条件により限られたものになってきます。この場合、上水道の水を小規模水道の配水池に送水するだけで浄水場の作業が必要なくなり、追加となる水質検査も生じませんので、接続工事や遠隔監視装置施設などの費用負担が解決できれば比較的容易に統合ができるものと考えております。

次に、経営統合の場合は、それぞれの施設はそのまま存続しますので、財布が一つになるだけで作業の手間は変わりません。その上に、小規模水道に係る水質検査の頻度を上水道と同じにしなければならないため、統合後の上水道の維持管理費用負担が増加をいたします。また、統合に際しましては、浄水場の状態が遠隔監視できるよう、施設の整備や不具合のある箇所の修繕も必要となるため、一概に金額は申し上げられませんが、相当額の負担が必要となってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○９番山本英明君

市内でも、例えば我々が住んでおります城川町には上水道がありませんので、上水道と小規模水道の統合は城川町ではできませんが、簡易水道同士、または簡易水道と小規模水道、小規模水道同士の統合などは、市民生活の基盤であります本当の命の水の確保のために考えてもらわなくてはならない重大な案件だと思っております。

現在でも調べたところによりますと、聞いたところによりますと、城川町内にはたった３軒の戸数で水を引き、水道という名前で呼んでおりますが、１人だけで維持管理をしておられるところもあります。小規模給水施設です。今後ますます我々のような未普及施設と言われる小規模水道施設では、維持管理、運営そのものが困難になってくると思います。

そこで、次の質問に移ります。

今後、市としては、我々のような小規模水道施設についてどのような関わり方をしていただけるのかをお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

小規模水道に対する今後の市の関わり方ということでお答えをいたします。

小規模水道におきましても、施設の更新時期を迎える中、厳しい経営状況に置かれております。維持管理に関しましても、組合員の減少や高齢化により維持管理の担い手を確保することが困難になりつつあり、給水人口の少ない小規模水道ほど深刻な状況と思われます。

このような状況でありますので、維持管理体制の再構築として、施設管理業務を外部に委託する方法や、地域づくり組織などにおいて、地域に見合った水道施設の維持管理をまとめて行う方法など、市といたしましても、組合と一緒に今後考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○９番山本英明君

これまでの御答弁をお伺いしておりますと、我々のような、1.5%になりましょうか、未普及と位置づけされている、いわゆる小規模水道では、市の水道としては認められていないということですので、本当に文字どおりの命の水に関して、年々施設の構成員は高齢になる、作業は体力的に非常に困難になる、物理的にも、今の説明を聞きますと、経営的にも統合は非常に費用が高くつくというふうなことで難しいというようなことになれば、将来的に文字どおり、本当に命の水の確保が、ということはすなわち生きていくことが難しくなってくるのではないかなと非常に心配をしております。

そのような現実がある中ではありますが、西予市民として真面目に税金を納めながら歯を食いしばって前を向いて生きていかなければなりません。どうかこのような非常に厳しい現実にある市民もおるということをお忘れにならないように、切にお願いをしながら次の質問に移ります。

次に、高齢者対策の現状についてお伺いをします。

少子高齢化が叫ばれて久しい昨今でありますが、介護に関しての情報を、西予市がいろんな介護に関する事業を行われておられますけども、その情報が各家庭に全て行き渡っているのかなというふうな疑問を若干感じることがあります。といいますのは、もっともっと市民の方々が情報を知っておられれば介護も楽になるではないかなというふうに思う部分があります。

私も、個人的なことになりますが、２年間にわ

たった父の介護を通しまして、毎日の食事をつくったり、洗濯をしたり、入浴をさせたり、おむつを替えたりする経験の中で、ケアマネジャーさんや長寿介護課、地域包括支援センターの職員の方々などたくさんの方々から情報をいただいて、御助言をいただきました。その情報や御助言のおかげで、体力的にも心情的にも、本当に介護が若干心が軽くなったというような経験がありました。

そこで、今回は特にありがたいなと思いましたので、地域支援事業について、現在西予市ではどのようになっておるのかをお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

西予市で実施しております地域支援事業についてお答えをいたします。

地域支援事業は、高齢者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とした事業でございます。

地域支援事業は、総合事業、包括的支援事業、任意事業の大きくは３事業からなり、総合事業には、介護サービスのケアプランを作成する介護予防ケアマネジメントや、デイサービスセンター等の施設において入浴、排せつ、食事等の介護、レクリエーション等を実施する通所型サービス、掃除、洗濯などの日常生活上の訪問型サービスなどの介護予防生活支援サービス事業と、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上を図る介護予防教室などの一般介護予防事業がございます。

包括的支援事業には、地域包括支援センターの運営、地域ケア会議の開催、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業がございます。

また、任意事業として、認知症サポーター養成講座や介護給付費用適正化事業、介護相談員派遣事業、介護用品給付事業などを実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○９番山本英明君

非常にたくさんの支援事業を実施していただきまして本当にありがたいなというふうに思います。

そのようないろいろな事業を実施されている中で、高齢者支援に関して見えてきました課題とか対策、今後の取組等についてありましたらお願いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

現状で見えてきた課題と今後の取組についてお答えをいたします。

日本における 65 歳以上の認知症の人数は、令和２年現在で約 600 万人と推測され、2025 年には約 700 万人、高齢者の約５人に１人が認知症になると予測されております。

本市においても、高齢化が急速に進む中、令和３年４月１日現在で、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人数は 2,168 人で、65 歳人口の 13.7％となっており、認知症に向けた取組が今後ますます重要となってまいります。

日常生活自立度Ⅱというのは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態を言います。

本市では、平成 27 年度から徘回するおそれのある認知症高齢者及び若年性認知症者を把握し、認知症が進行し万が一行方不明になった場合に早期に発見できるよう関係機関との支援体制を構築し、徘回高齢者等の安全確保及び家族等への支援を図ることを目的とした西予市徘回高齢者等ＳＯＳ登録事業を実施しておりますが、令和３年 11 月末現在の登録者は 32 名で、そのうち在宅の登録者は 20 名と少ない状況でございます。

認知症は誰にでも起こりうる病気ですが、まだまだ社会的な理解や協力は十分とは言えません。

今後は、警察署や消防署、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、有事の際には安全確保、早期発見につながる支援体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○９番山本英明君

再質問をしたいと思います。

ただいま 32 人の登録というふうなことがありました徘回高齢者等ＳＯＳ登録事業ですけども、いま一度御説明いただいたらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

西予市徘回高齢者等ＳＯＳ登録事業についてお答えをいたします。

本事業は、先ほども申しましたが、徘回するおそれのある認知症高齢者及び若年性認知症者を対象としております。

本事業に登録を希望する方は、まず西予市徘回高齢者等ＳＯＳ登録届出兼捜索に係る利用申請書を提出していただきます。提出書類の内容を確認し、不備がなければ徘回高齢者等ＳＯＳ登録台帳に登録をいたします。顔写真の添付が必要となっておりますが、認知症地域支援推進員が訪問して写真を撮影させていただくことも可能でございます。登録いただいた個人情報は、警察署、消防署及び地域包括支援センターへ提供をさせていただきます。

また、登録いただくと、10 枚１組の見守りＱＲマークを交付させていただきます。交付しました見守りＱＲマークを、ふだんよく履く靴とかつえ、またバック等に貼りつけていただいたらと思います。万が一、行方不明になったとき、発見した人がスマートフォンなどでこの見守りＱＲコードを読み取り、警察等へ連絡していただくことで、早期保護につなげる仕組みで、登録は無料でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○９番山本英明君

ありがたい事業を実施してもらっておりますので安心をしました。

今後、各家庭ではさらに大変になってくるんではないかなというふうに考えます。高齢者支援事業、このほかにもあるかとも思いますが、今後もっともっと市民に知っていただくために、市民への啓発活動をどのように充実させて発展させていかれるお考えかをお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

今後の市民への啓発活動についてお答えをいたします。

市ホームページや広報紙等で周知を図っておりますが、医療機関に対しては、医師会を通じて、認知症と疑われる人への事業の紹介を行っており、警察署では、徘回者を保護したときに御家族等へ事業を紹介していただいております。また、ケアマネジャーからも必要に応じて事業登録を進めていただいておりますが、御家族等の同意が得られず事業登録に至らないケースが多くございます。

今後は、介護予防サポーター養成講座や認知症高齢者介護教室などの充実を図り、認知症についての理解を深めていただくとともに、老人クラブなどでも事業の周知啓発を行いたいと考えております。

高齢者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう地域支援事業の充実を図り、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう今後も努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○９番山本英明君

ただいまの御答弁を聞いておりますと、どの事業も西予市に住みたいと思うための、そして、たとえ認知症になっても西予市で安心して暮らしていける、そういうようなまちづくりに向けての取組だと思います。

今後とも、市民への十分な啓発活動を継続していってもらいながら実践していってほしいと思っております。

次に、大きな３つ目の質問に移りたいと思いま

す。

市内の二次救急医療体制についてお伺いをします。

９月の宇都宮久見子議員の質問にもありましたけども、その後、二次救急医療体制について、西予市民病院と野村病院では、それぞれどのような体制になっておるのかをお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

市内の救急体制は、広報せいよ９月号に掲載しておりましたように、市内だけでなく県内で連携して対応に当たっているところでございます。

比較的症状の軽い初期一次救急と、入院、手術の必要な重症状の二次救急、さらに、脳卒中や重症外傷など重い症状の三次救急体制があり、医療機関が分担して対応に当たっているところでございます。

市内二次救急体制につきましては、本年度中は平日昼間は西予市民病院と野村病院が両方で行っておりまして、また休日・夜間については、両病院が１日交代で行っているところでございます。症状によっては市外の医療機関に搬送する場合もございます。

具体的な両市立病院の二次救急の当番体制としては、日中は通常の体制ですが、夜間は内科系、外科系医師がそれぞれ１名の合計２名と救急外来担当看護師が１名交代で当直に当たっております。また、臨床検査技師や診療放射線技師も各１名と事務当直１名が交代で当直に当たっています。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○９番山本英明君

次に、来年４月から野村病院の外科救急ができなくなることでの、両市立病院での市内二次救急の受入体制がどうなる予定かをお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

９月議会で答弁したとおり、来年４月から24 時間 365 日、夜間の二次救急対応を西予市民に集約し、平日の日中は両市立病院で対応するよう体制づくりを進めておりました。

しかしながら、新型コロナウイルスの対応によります両病院間の体制調整整備の遅れや、医師をはじめとする医療従事者の当初計画総数の確保見込みが今現在立っておりません。このまま無理に実行をしてしまうと医療崩壊のおそれがあるということから、４月からのスタートは延期をしたいと、そのようなことにいたしました。

特に来年度、野村病院においては、内科医師と整形外科医師が減少することになりまして、内科での二次救急は何とか維持する予定でありますが、整形外科が医師１名となり、野村病院での外科系での二次救急の継続というものが平日の昼間以外はできなくなる見込みとなっております。

このことにつきましては、できるだけ市民に影響が出ないように、現在両病院で調整協議中でございます。取りまとめができ次第、市民の皆様をはじめ、議員の皆様にもお知らせする予定としているところでございます。

また、市内二次救急の市民病院の集約については、これは諦めたわけではありませんし、早急にしなければいけないという考えのもと、医師、看護師等の確保に今頑張っておりますが、より一層取り組み、早期にスタートできるよう今後も進めていく考えであります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○９番山本英明君

市長の御答弁ありがとうございました。

再質問をしたいと思います。

本来両市立病院の設置目的といいますのは、端的に言えば地域医療ではないかと私は考えておるんですけども、今後の地域医療の柱をどのようにお考えになっておられるのか伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

９月議会の宇都宮久見子議員の一般質問でお答

えしましたとおり、両市立病院は、過疎地域における公的な医療機関として適正な医療供給のため、他の病院や診療所、開業医などとも分担、連携協力して、地域医療、具体的には救急医療、災害医療、一般医療などを確保する役割と考えております。

また、両病院とも愛媛県へき地医療支援計画におけるへき地医療拠点病院となっており、南予地区におけるへき地医療支援体制の中心的役割を担っているところでございます。

しかしながら、人口減少による患者数の減少と現下の医療従事者確保の困難さ、加えまして市の財政支出の健全化などによりまして、両病院を今までと同じ規模で維持することは困難なため、必要なダウンサイジング、規模縮小を行いながら、市内二次救急の維持できる体制確保、また東部地域の必要な病院機能維持が重要と考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○９番山本英明君

それでは次に、先ほどの市長の答弁にもありましたけども、従来からの懸案でありました医療従事者不足への具体的な対策、その後どのように実施をされたのかお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

公立病院における医師確保をはじめとした医療従事者の確保は全国的にも厳しい傾向でありまして、特に地方においてはさらに厳しい状況となっているところでございます。

近年は医師以外の職員採用試験を年４回実施することで応募の機会を増やしておりますが、採用予定人員に足りていないのが現状でございます。特に医師の確保については積極的な取組が必要であり、市長、両病院長及び関係職員が愛媛大学医学部や県への派遣要請活動を行っておりまして、今年度４月から新規の常勤医師派遣を愛媛大学から受けたところでございます。

しかし、二次救急体制集約のためには、医師、看護師等の医療従事者の今以上の増員が必要でありまして、そのために精力的に確保に努めることとしております。

そのため、医師確保については従来の取組、強化に加えまして、民間紹介事業者の活用などの新たな事業も始めているところであります。また、看護師確保についても、広報・宣伝活動や人材確保についても一層強化し積極的な取組をしているところであります。

そのほか、３月にも手当等の一部改正を行いましたが、その後も処遇改善の検討や職場環境を含む働き方改革にも取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○９番山本英明君

再質問します。

新規採用、それから新規人事も非常に大事だと思います。

また、今ほどの話もありましたが、近年では採用の枠を広げて、他の病院からの転職や中途採用の医療従事者も増えているとのお話も聞きます。中途採用の医療従事者の前歴計算など、前職の経験年数をどのように評価しておられるのかをお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

関連法令及び市の条例規則等に基づきまして、国・県に準じて対応しているところでございまして、医療の職種に在職した年数については、経験年数の換算率は全て 10 割としており、また号級の決定に当たりましては、基本的には前歴の職務経験年数によりまして、定められた調整率を適用させた号給とすることとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○９番山本英明君

再々質問をします。

中途採用の医療従事者の方々はどうしても個人的な感覚で前職との比較をされると思いますので、離職率という感覚でもある程度高いのではないかなと予想されるんですけども、離職率というものをどのようにとらえられておられますか。また、その理由を把握して職員へ対応しておられますかお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

離職率についてお答えをいたします。

日本看護協会が、病院看護職員の需要動向や労働状況の把握を目的として、全国の病院を対象に毎年実施している病院看護実態調査によりますと、公表されている最新の数値では、2020 年度の調査、基礎数値は 2019 年度のものでございますが、全国の病院数 8,249 施設に対しまして、46%の有効回収率で、正職員の全国平均離職率は 11.5%、愛媛県平均は 9.3%、西予市民病院は８%、野村病院は５%となっております。数字的に見ますと、両市立病院の数値は全国平均、県平均を下回っているところです。

しかしながら、現下の新規職員採用状況を見ますと、離職率をいかに低く抑えるかは看護師数を確保するために重要なポイントの一つであると認識しているところです。

退職の理由につきましては、傾向といたしましては定年退職が増加しているところですが、一般退職においては親の介護や家族の転勤、自身のスキルアップ、病気、業務過多などが主なものです。その対応につきましては、配置転換、夜勤回数の減、夜勤免除など、勤務のシフト変更による業務改善、有給休暇活用などが主なものでございます。そのほか処遇改善の検討を行い、可能なものは改定を行うなど努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○９番山本英明君

経験年数を 100%評価するということは、国や県の制度上からもできないと思いますけども、先ほどもありましたが、近年では中途採用の医療従事者も増えておられるということで、幅広い年齢層での就労形態になっていると思います。

働き方改革というふうなことも叫ばれて久しいわけでありますが、そこで少しでも西予市に就職をしていただいた方々、また、現在西予市で職員として仕事をしてもらっている方々への手厚く心のこもった手当等の対応を忘れずに、今後も実践していただきたいと思っております。

次に、先ほど市長の答弁で難しいことも言われましたけども、二次救急体制が実現した場合、西予市の地域によりましては、市民病院よりも市外の病院のほうが時間的に近いことがある場合などが考えられるのではないかと思います。

そこで、宇和島市立病院などの第三次医療機関とはどのような連携が例えばとれるのかお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

三次救急医療機関との連携についてお答えをいたします。

救急医療は先ほど答弁しましたように、患者の重症度に応じて３段階に分かれておりまして、三次救急は二次救急までは対応できない一刻を争う重篤な救急患者に対応する救急医療でありまして、南予では市立宇和島病院が担っているところでございます。

状況によりましては、ドクターヘリを有効に活用しまして、県立中央病院や愛媛大学附属病院への搬送をする仕組みが構築されております。

三次救急医療機関は地域の救急医療機関の最後のとりでありまして、重篤な患者さんに対応するため、適切な救急医療を提供できる体制を整える必要がございます。

しかし、一次・二次救急で対応すべき患者が直接三次医療機関に搬送されることが多くなりますと、医療従事者の疲弊や重篤な患者への対応の遅れなど、本来の機能に支障を来すことにつながりますので、症状によって適切な医療機関への搬送が重要となってくるところでございます。時間、距離的に近いからという理由だけで三次救急医療機関を利用することにはなりません。

これらのことから、症状に応じて、医療機関が

分担して救急医療を維持していくことが重要と考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○９番山本英明君

病気の状態に応じて、あるいは居住に応じて適切な搬送をしていただくというふうなことで安心をいたしております。

最後に、二次救急医療体制の整備あるいは充実についてですけども、今後、住民への啓発や説明が必要かと思いますけども、今から非常に厳しいこの二次救急医療体制への啓発、説明をどこでどのような場面で行っていかれる予定かをお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

令和４年４月からの二次救急体制について、早急に方針を決定しまして、変更することになればできるだけ早く市民へ延期のお知らせを含めまして、新しい体制についての周知が必要だというふうに考えているところでございます。

広報誌や防災行政無線だけでなく、必要があれば説明会等を実施して啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

その中では、現状では一次、二次、三次医療機関それぞれの医療従事者が現在苛酷な勤務状況の中で救急対応しているため、適切な救急医療機関の受診をお願いするなど、ふだんから３つの心がけとして、日頃からかかりつけ医を持っていただくこと、健康診断や検診などによりまして病気の予防や早期発見に努めていただくこと、家庭で薬を常備していただくこと。

また、受診に当たっての３つの心がけとして、体調の変化などで心配があるときにはなるべく早く通常の診療時間内に受診をいただくこと、救急車で搬送されましても軽症のときには通常の受付順になる場合があることに留意いただくこと、また休日などで症状の軽い方の場合は休日当番医を利用いただくことなど、症状は軽いけれどどうすればいいのか心配なときに、または休日夜間などにどのように病院に行けばよいかわからない場合には、えひめ医療情報ネット等でインターネットで検索いただくか、あるいは市立病院、または消防署等にお問合せをお願いするなどしまして、救急体制維持に対する理解をいただくこともお願いをしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山本英明君。

○９番山本英明君

ありがとうございました。

命の水の問題、そして介護も医療に関しても、市長がいつも言われます安心安全な西予市での市民生活におきまして絶対に必要不可欠なことですので、今後とも財政との兼ね合いもあることは十分承知はしておりますけども、小さな地域をどうか見捨てずに市民のための政策の充実をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○佐藤議長

暫時休憩いたします。（休憩　午前９時 57 分）

○佐藤議長

再開いたします。（再開　午前 10 時 10 分）

次に、１番和気数男君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○１番和気数男君

議長の許可がおりましたので、議席番号１番、日本共産党和気数男、質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず最初に、原発の問題です。

四国電力の安全管理、再稼働についての質問をいたします。

四国電力は、多くの県民の「伊方３号機は廃炉に」の願いを無視し、12 月２日から再稼働を始めました。

2020 年１月、伊方原発は、安全上重要な設備である制御棒や燃料集合体、所内電源に関わる重大なトラブルを連続して発生されております。

2011 年４月の運転停止から、2021 年の今日まで、実質、伊方原発を動かしていたのは僅か２年半であります。この間、原発なしでも電気は十分足りておりました。

そのような中で、また発覚したのが、2017 年３月から 2019 年２月の間、重大事故時に冷却水の配管接続作業などを担う責任者が、宿直中に無断外出していた事件を起こしております。５回のうち２回は実際に原発が稼働中という深刻な事態でありました。

さらに問題なのは、保安規定への不適合処理として、是正及び公表されないのはなぜかという内部告発でやっと明るみになったということであります。

９月８日、原子力規制委員会で保安規定違反と認定され、四国電力の安全に対する意識やコンプライアンスが問われています。

もし内部告発がなければ、四国電力は放置していたのではないか。隠蔽体質と言われるのも当然、さらに看過できないこと、伊方原発に係る全ての異常に関する事項について、適時的確な情報を県民にわかりやすく公表するという愛媛方式も完全に反故にしておったことであります。

昨年５月に当該社員を懲戒処分にした時点で、保安規定の違反の認識がない、報告もない。９月１日に行われた四国電力と原子力規制委員会への意見交換会の中で、委員長から、安全文化の劣化の兆候と厳しく指摘をしております。

ところが、９月 28 日、今度は３号機の火災探知機 140 台が消防法施行規則を満たさず、うち 18 台は消防法技術基準に適合していなかったこともわかりました。この事件は、改めて四国電力の安全管理能力の低さを示しており、危険な原発を運転する資格はないとの批判が多くの県民から起きております。

そこで具体的な質問ですが、保安規定違反事件の四国電力からの報告及び改善策、それから西予市のとった対応について問います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

和気議員の御質問にお答えさせていただきます。

今般の事案に関する四国電力からの報告、また市の対応でございますけれども、今回の事案のような保安規定違反の報告、改善内容につきましては、伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書を平成 24 年９月５日に結んでおります。これによりまして伊方発電所におきまして正常状態以外の事象が発生した場合は、速やかに連絡が入ることとなっております。

御指摘の事案でございますけれども、令和３年７月２日に四国電力より通報連絡を受けております。その後、７月 13 日に調査の概要報告を受けまして、９月 10 日には四国電力から中立的第三者の助言、指導のもとで調査されましたコンプライアンス推進委員会の報告を踏まえ、伊方発電所原子炉施設保安規程に定める必要な要員数を満たしていなかった時間があったことの調査結果、推定の原因、再発防止策を取りまとめた報告書が提出をされたところでございます。

また、愛媛県知事からも四国電力からの報告書を受け、９月 10 日に保安規定違反事案の対応状況等の報告に関する知事書簡、そして 11 月 19 日に３号機運転再開に関する要請の知事書簡を受けておるところでございます。

西予市といたしましても、市民の信頼を著しく低下させたことは大変遺憾であり、市といたしましても事態を重く受け止め、再発防止を強く求めたところでございます。

四国電力に対しましては、今まで以上に伊方発電所の安全性の確保に最大限の努力を払っていただきたいと考えております。

また、当市といたしましては、引き続き伊方発電所をめぐる動向を注視しつつ、国・県・周辺自治体と連携して情報を共有するとともに、今後も安全上必要と思われることがありましたら、引き続き早急な対応を要請したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○１番和気数男君

次の質問に移らせていただきます。

３号機の再稼働と現在建設中の乾式貯蔵施設についてであります。

使用済み核燃料を一時貯蔵する施設というふうな説明で行っておりますが、現在、青森県六ヶ所村の再処理工場の完成見通しは立っておりません。聞くところによりますと、もう 20 回以上延期、延期ということで、いまだにいつ完成するのかわかっておりません。

したがって結果的には、伊方原発の貯蔵は永久なものになるのではないかというふうな危惧が多くの県民から起こっております。

安全に対する使命感の乏しい四国電力には、絶対事故が許されない原発を動かす資格はないと思います。

市長の考えをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

御質問の伊方３号機の運転再開につきましては、前回第３回定例会でも述べさせていただいておるところでございます。

その際も申し上げましたが、この運転再開についての賛否についての発言は差し控えさせていただきます。

国のエネルギー政策の在り方に関しましては、原子力発電への依存度を低下させ、再生可能エネルギーの活用に向けたエネルギー政策の転換を求めていく姿勢にあることは従来から変わっておりません。

それが示されるまでの間は、原子力発電に向き合わざるを得ないと考えております。

また、竣工時期が遅れております再処理施設につきましても、早期に完成するよう国・県・周辺自治体と連携して要望をしたいと考えております。

御指摘のとおり、周辺自治体として問題に感じますのは、使用済み燃料が一時保管とならず、仮置きが長く続く状態が発生する可能性があるという点でございます。

これからも本件に関する動向につきましては、周辺自治体と連携しつつ注視していくとともに、現在建設中の六ヶ所村の施設が稼働した際には、安全協定に基づき使用済み燃料を搬出、適切な措置をとられるよう強く申入れをしていく考えにございます。

また、四国電力に対しましては、今まで以上に伊方発電所の安全性の確保に最大限の努力を払っていただきたいと考えておるところでございます。

当市といたしましては、引き続き伊方発電所をめぐる動向に注視しつつ、関係機関、団体等と連携をいたしまして、情報を共有するとともに、今後も原子力防災をはじめとする各種防災・減災対策の向上に邁進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○１番和気数男君

次に、避難計画及び危機意識についての質問をいたします。

今、伊方原発訴訟が行われております。そこの中の第 27 回口頭弁論の場で西予市在住の男性が、西予市避難行動計画について、原子力災害編についての意見陳述を述べられました。

陳述内容は、各項目ごとに詳細にわたり一つひとつの問題点を指摘され、「この計画は非現実的で、西予市住民の安全を保障できるものはない」と述べられております。西予市が作成した西予市住民避難行動計画では、「国や県の指針や計画に縛られながら、これを作成した西予市職員の心情を考えさせられました」と言われております。「地震や津波だけでも大変なことになるが、より多くの人々を助けたい。しかし、原発のせいで、避難や地域の復旧は思うようにいかない。さらに、感染症対策まで、これはもう不可能としか言いようがないのではないか」というふうに述べられております。「もはや誰の目にも伊方原発の危険性が明らかになっており、さらに高い確率で起こると予測されております南海トラフ地震との複合災害が起これば本当に大きな被害が起きるだろう」と述べられ、最後に、「巨大地震は減災のための様々な備えは大切なことですが、人の力でそれをとめることはできません。しかし、原発はとめることができます。原発廃止に歩み始めた国々もあります。第２の福島を防ぎ、苦しむ人々を増やさないでください。人が住むことができない土地をこれ以上増やさないでください」と結んでおられます。

まさにそのとおりだと思います。廃炉しかありません。

９月議会の私の質問で、避難計画、原発への危機意識は低いとの答弁がありましたが、なぜ低いのか。具体的に市民への周知はどのように行っているのかを問います。

福島の被災者に会いまして、被災前の危機意識はどれぐらいあったのかと聞きますと、「原発は

安全との説明が国や県、電力会社から繰り返しあったので、福島県民は危機意識はほとんどなかった」と答えておられます。

しかし、放射能が漏れた時点でまともな情報もなく、ただ恐怖に駆られて逃げ惑うだけで、避難中、高齢者や重症者患者約 60 人の死者を出さざるを得なかったことを考えると、たとえ不十分な計画であっても、このことについては十分市民に承知をするべきではないかというふうに答えられております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

御質問の避難行動計画に関しましては、第３回定例会におきましても説明させていただいているところでございますけども、この原子力災害時におけます西予市住民避難行動計画は、平成 25 年９月に策定をし、平成 29 年３月に改定をいたしております。原子力災害時における住民等の円滑な避難や防護措置を定めているものでございます。

この避難行動計画は住民を迅速に安全な場所に避難誘導するために、基本的な避難方法を策定するものでございまして、住民への迅速かつ的確な避難情報の伝達手段、一時集結所や移動方法の選定及び誘導、避難先・避難手段の調整、避難先における住民へのきめ細やかなサポート等について定めるものとなっております。

前回も答弁申し上げましたけども、この内容についてはまだ十分に住民の周知ができているとは言い切れないといった状況ではございますけれども、この計画の実効性につきましては、伊方地域原子力防災協議会の枠組みの中で、国・県とも連携し適宜見直しを行うこととしております。

その周知・啓発につきましても、今後も継続して努めてまいりたいと考えております。

周知につきましては、毎年行われております県の原子力防災訓練にあわせて県が配布しております新聞折り込み広告の原子力防災のしおりにより、原子力災害時に住民のとるべき行動について、啓発しているほか、市といたしましても、ホームページの掲載内容について、フェイスブック及びツイッターで発信するとともに、令和４年度に発刊を予定しております西予市住民避難行動計画概要版の作成、またその配布を進めるなど、さらなる周知活動に努めてまいりたいと考えております。

今後も国・県とも連携し、訓練等を実施することにより、これまで以上に市民の皆様に周知・啓発できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○１番和気数男君

再質問でございます。

保安規定違反事件など、安全性に関することや重大な変更などがありましたら、四国電力から報告があったときは、やはりその内容を詳しく広報紙などで住民に報告すべきではないかと思います。このことにより住民の原発に対する意識も上がると思いますが、ぜひ実行願いたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

今回のような伊方発電所におけます正常状態以外の事象が発生した場合、その状況に応じまして愛媛県及び四国電力におきまして公表がされているところでございまして、市独自において、さらなる広報、そういったものについては現時点では行っておりません。

市といたしましては、今後におきましても、事象が発生した場合には、速やかに公表を行うよう四国電力に要請してまいりたいと考えております。

その一方で、そうした事象が放射性物質の拡散等の重大な事故につながるおそれがある場合には、それぞれ定めております各計画のもと、国・県とも連携をしながら、広報・周知を実施することといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○１番和気数男君

次の質問に移らせていただきます。

原発の安全性について、今回は耐震性について

でございます。

私はある人の勧めで、「私が原発を止めた理由」と題する本を読ませていただきました。

この著者、樋口英明氏は、元福井地方裁判長の方で、2014 年関西電力大飯原発３、４号機の運転差止め、さらに 2015 年高浜原発３、４号機の再稼働を差止めの処分を出された元裁判長であります。

この本によりますと、原発を稼働させてはならないと判断した根拠は原発の耐震性が極めて低い、地震に対しての対策が低いということでございます。そして、一般住宅よりも劣っており、平凡な地震によってさえも危険が生じることを危惧したからと言われております。

伊方原発の耐震設計は 650 ガル、マグニチュード６弱までは設計ができておりますということですね。1995 年、26 年前の阪神淡路大震災を契機として 2000 年以降、日本でも地震観測網が整備され、データが蓄積されております。

気象庁の地震観測データで見ると、山で起きた大きな新潟県中越地震 2004 年、これはマグニチュード 6.8 で 2,515 ガル、東日本大震災、2011 年に起きたマグニチュード９、2,933 ガル、熊本地震 2011 年、マグニチュード 7.2 は 4,022 ガルであり、伊方原発の 650 ガルを超える地震が各地で起こっております。

原発は固い岩盤の上につくっているから大丈夫との意見も成り立つともあり、そのことで成り立っているようなものでありますが、問題は、原子炉や格納容器につながれている配電や配管が破損し、ウラン燃料が冷やせなくなると溶け出したウラン燃料によって原子炉や格納容器も壊れてしまう、福島の放射能漏れがそのことを証明しております。

伊方原発には 650 を超える地震のないことを証明することで初めて安全性が実証されるというふうに言っておられますが、このことはできておりません。

それに比べて、住宅建築大手の三井ホームは、震度７に 60 回耐えた家として、5,115 ガルの耐震性をうたっております。住友林業も 3,406 ガルの耐震性を売り物にしております。この数字は大きな鉄板の上に建てた家で実証した実際の数値です。原発のコンピューターシミュレーションの推測装置と異なり、信頼性は高いものであります。

原発の耐震性は一般住宅よりも低いという事実、管家市長は御存じであったかもしれませんが、この事実に対してどのようにお考えでしょうか。

地震観測網が提示する地震動は、日本列島の地球上で原発を稼働させることがいかに危険で愚かであるかということをこの本は警告をしております。

樋口さんは裁判官として「複雑多岐にわたる専門技術の問題でなく、福島原発が示した現地の悲劇と取り返しがつかない国の存亡に関わる莫大な被害をもたらした原発事故に対し、知性と良識の問題として、人格権の問題として判断した」と述べられております。

樋口さんは、「私は原発の本当の危険性を知ってしまった以上、それを皆さんにお伝えするのが責任だと思っています」と述べられています。

さらに、樋口さんは最後にキング牧師の言葉「究極の悲劇は、悪人の圧政や残酷さではなく、それに対する善人の沈黙である。結局我々は、友人の沈黙を覚えているものなのだ。組織に対して、問題に対して沈黙を決め込むようになったとき、我々の命は終わりに向かい始める」との言葉を引用されております。

樋口氏のこの言葉を市長はどのようにお考えでしょうか。

原発は国家権力、大企業の利権が絡む巨大な構築物であります。市長が公に判断を述べることは大きなリスクを伴うことは承知しております。

しかしながら、世界の原発に対する動きは変化しています。

今私たちは、コロナ禍の中で、自然災害の不安を抱え、そして、医療介護、雇用、子どもの教育、年金問題など、暮らし向きに不安を考えながら、安心して暮らせるいい社会をつくるために努力しています。

しかし、原発でもし苛酷事故が起これば、私たちを取り巻く職場、学校、地域社会、社会保障が、努力して勝ち取った全てのものが壊されることは福島が証明しております。

樋口裁判長のこの著者は、原発は私たち一人ひとりの喉元に突きつけられた短剣だという危機感を持つことが必要だということを自覚させてくれた非常に重要で大切な本だと思っております。皆

さん機会があればお読みください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

伊方発電所３号機の基準地震動についての御質問でございますけども、この基準地震動につきましては原子力規制委員会におきまして審査をされているものでございまして、西予市としての意見は控えさせていただきます。

この委員会において審査された結果、適切に策定されているとされておりまして、その上で原子炉設置変更許可がなされているものでございまして、耐震安全性は確保されているものと認識をいたしております。

四国電力には、長期間停止した後であることにも留意して、伊方発電所の安全確保に万全を期するよう緊張感を継続し、これまで以上に安全性の向上に努め、技術力の向上、維持、それらを強く求めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○１番和気数男君

それでは次に移らせていただきます。

まず、農業問題ですが、農業の振興計画について、西予市の農業振興計画についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

西予市の農業振興計画につきましては、地域における育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標とその目標実現に向けた政策手法を定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めており、おおむね５年ごとの見直しをしており、今年度 10 月に更新を行ったところでございます。

市といたしましては、高齢化及び担い手不足が深刻化している中で、この構想に基づき、農業の担い手を育成・確保していくためには、就農相談・体験から就農実現へ、就農者においては、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要であるため、農地につきましては、農業委員会による紹介や農地中間管理機構による賃借を行い、経費面では、行政からの支援事業の紹介、技術・経営面については、西予農業指導班や西予市農業支援センター、農業協同組合にて重点的な指導を行うなど、関係機関が連携をとって対応しているところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○１番和気数男君

この農業振興計画、いろんなことで、市に対しての質問などしますとホームページを御覧下さいとよく回答されるわけでございますが、なかなか西予市の場合わかりにくいということを聞いております。

このホームページをのぞいたときに、例えば、新規就農者であれば「よし西予市で農業やってみよう」というふうな気持ちが起きるようなホームページを作成していただきたいと思っております。

次の質問に移らさせていただきます。

今、私の周りで金の卵が２個生まれてきました。そして、来年ふ化しようとして、現在誕生の準備中であります。

金の卵とはもちろん新規就農者で、20 代と 30 代の２人の青年、始めようと思うが農地のことについてということで相談がありました。この話を聞いたとき、私は大変うれしくなり、また関わったことが今回の質問になりました。

まず新規就農支援計画と事業目標、その実績などをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

当市における新規就農者の推移については、平成 28 年度から令和２年度までの５年間の実績として、合計で 36 経営体 41 名が就農しており、年平均で約７経営体８名の就農実績となっております。

事業目標につきましては、第２次西予市総合計画にて平成 28 年度から令和６年度までに 47 経営

体の新規就農を目標としております。

令和２年度時点で 36 経営体の就農実績ですので、令和６年度までに目標を十分に達成できる見込みではございますが、さらに目標を大きく超えるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○１番和気数男君

今、新規就農者の数が報告されましたが、離農者、離農農家の実態はどのようになっておりますか、再質問させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

御質問の離農農家の戸数につきましては、手元に農林業センサスの農家数の結果しかございません。その資料を読み上げてみますと、専業農家についてでございますが、平成 17 年には 1,038 戸、平成 22 年には 1,208 戸、平成 27 年には 1,058 戸、残念ながら令和２年の速報がまだ出ておりませんので、この３回の結果しか見えてこない中で、平成 22 年に 200 件ぐらい増えてるのはどんなことかなということで担当者にも確認をしましたが、やっぱり農業センサスの聞き方の問題かなと、回答する場合の質問の聞き方の問題かなというような結論でございましたが、平成 17 年から 27 年にかけましてのこの 1,038 から 1,058 という数字が、大体正確な専業農家の数字ではないかと考えておりまして、専業農家では、離農される率というか戸数が我々が考えているより少ない、やや増えてる感じもあるのかなというような検討を農林業ではしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○１番和気数男君

なかなか農家の場合、どこまでが専業でどこまでが家族、個人的にやられておるかわかりにくいと思いますが、確実に農家数は減っていると思います。

それに対して、新規就農者は、年間 4.7 人ですか、というようなことで、物すごい勢いで減っているなと、農家数が減っているなということがわかりました。

次に、中山間地農業対策として、西予市独自の所得補償などの施策が必要と思われるがいかがですかという質問でございます。

山間地の農地を、車でではありますがこの前回ってみました。ぽつぽつと耕作放棄地が増えてきており、農家の方と話しても、「年取ったしいつまでできるかわからん」、「子どもには生活ができんけんやれとも言えんし、自分で終わりだな」などと厳しい話がたくさん聞かされました。

しかし、このような条件不利地域の一つ惣川では、80 歳を過ぎてもなお産直で毎月 20 万円前後の農産物の販売を行っている元気な高齢者の方とお会いすることができました。

この人たちは、産直農業をすることで、健康で生きがいもでき、今こそコロナで行けなくなったが、数年に一度は海外旅行にも行ける、畑も荒らさずに済むしと、明るく元気に暮らしていることを話していただきました。

産直収入があるから自分の農地で生産し、販売することで生活が成り立っていることだというふうに思いました。

日本の中山間地農業対策のモデルとしているスイスの山岳農家所得、この８割が所得補償と言われております。

条件不利地域で農業を行うことにより、国土の保全がなされるからで、ある研究家によると、最も効率的で国土を保全する施策は、中山間地家族農業を行うことだと言われています。

中山間地で農業を行うことにより、地球環境を守り、食料を再生産することができるからであります。大規模農業はその逆です。

中山間地農業は、国土保全とともに、中山間地の人口減少に歯止めをかけることができます。

今まさに、国際家族農業年でございます。

現行の中山間地等直接支払交付金は、今危機にあっておるようでございます。交付金が少ないことと高齢化からこの事業に参加しない、参加できない農家が出始めたと聞いております。このままでは制度すら維持できなくなりかねないというふうに世話役の方から聞いております。この制度が

崩壊したら、中山間地に大きな取り返しのつかない影響が出ます。

制度の維持のため、中山間農業の振興のため、西予市独自の交付金を現行の２倍以上にすることが必要であると考えます。

国の制度を変えるということは時間がかかるため、まず、西予市独自の施策として、中山間地家族農業の振興を合わせて、西予市から日本全国に発信する明るい情報発信ということで、西予市独自の所得補償を実現してもらうようお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

中山間地域等の農業の生産条件が不利な地域は西予市をはじめ、全国に多数あり、それぞれ高齢化や新規就農者等の担い手確保が厳しい状況でございます。

西予市独自の所得補償等の創設につきましては、市の財政状況を鑑み、現時点では考えておりませんが、中山間地域等直接支払制度事業や多面的機能支払交付金事業の中山間地域において活用可能な補助事業があることから、まずそれらを有効に活用し、耕作放棄地の抑制を図っていくほか、先ほど説明をさせていただきましたが、既存の新規就農支援事業を活用して就農支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○１番和気数男君

中山間地農業、かなり厳しい状況になっております。

その中で、西予市が独自に対策を行うということをもしできたら、非常に有効な地域活性化になることは間違いありませんが、なかなかそのようにはならないというようなことを聞きました。

では次に移らせていただきます。

移譲促進計画についてお伺いをいたします。

移住交流促進事業、西予地域おこし協力隊について、西予市では、現在様々な事業を行っております。

この前の市民の説明会で、市長が「今年は71 人の移住者ができた」というふうに言われておりましたので、私は驚きましていろいろ勉強させてもらいました。

現在様々な事業を西予市では行っているわけですが、各種支援制度や地域おこし協力隊などについて、内容や実績、成果、今後の方針についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

移住・定住促進に関わる各種支援制度、そして地域おこし協力隊の実績や成果、今後の方針という多岐に渡る御質問でございますので少々お時間をいただいて答弁させていただきたいと思います。

まず、移住交流促進事業の取組について御説明いたします。

今年度の移住交流促進事業の取組として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、対面での移住相談等の開催が難しい中、昨年度に引き続き、一般社団法人西予市移住定住交流センターが中心となって、オンラインでの移住相談やオンライン移住フェアへの出展を継続して実施しております。

また、今年度の新たな取組として、田舎暮らしに興味のある都市部在住者と移住者を呼び込みたい地域のマッチングを図るため、西予市移住マッチング事業を開催しております。

この事業は、お互いが年間を通した交流を行うことで、より深い関係を構築し、将来的な２拠点居住や移住に結びつけることを目的にしております。オンラインと対面での２回の交流を既に終え、年明け１月に３回目の交流を予定している状況ですが、既に参加者からは、西予市での暮らしや地域に対して大変好意的な意見等をいただいておりますので、今後のさらなる関係構築を目指してまいります。

また、西予市内の市民・事業者・地域づくり団体等が参画した西予市移住交流促進協議会での意見をもとに、今年度より新たに西予市移住交流促進支援事業を設け、市内での交流人口や関係人口の拡大を目的に、市民や市内事業者が整備するシェアオフィスやゲストハウス、また、地域づくり

団体が整備するお試し移住住宅等に対して助成を行っております。

現在この助成事業を活用して、野村町野村と明浜町俵津でゲストハウスの整備や、野村町野村で高校生の下宿先とするシェアハウス整備が進んでいるほか、コワーキングスペースの整備について具体的な相談があるなど活用が進んでいるところです。

宿泊場所が少ない地域でのゲストハウスの整備やワーケーション等にもつながるコワーキングスペースの整備に伴い、今まで以上に多くの方々との交流の拡大が期待でき、さらには将来的な移住等へ結びつけばと期待するところであります。

このように、知名度の低い南予の市町の一つである西予市としては、直接的な移住に対するＰＲだけでなく、特に今年度からは、交流人口や関係人口の拡大に向けて積極的にアプローチをしているところです。

今後も、西予市移住交流促進協議会で策定いたしました西予市移住定住アクションプランや協議会での活発な意見等も参考とし、協議会メンバー並びに一般社団法人西予市移住定住交流センターと協力しながら、西予市らしい移住施策を検討してまいりたいと考えます。

あわせて、現在、来年度より、愛媛県並びに西予市を含む南予の５市町が連携した子育て世代にターゲットを絞った移住施策の取組について協議を進めておりますので、市単独でのＰＲに加え、広域連携による取組により、今まで以上に潜在的な移住希望者にアプローチできるものと期待しております。

現時点の移住者の推移といたしましては、10 月末現在で 77 人と前年の 41 人と比べ大きく伸びている状況ですので、今後も引き続き積極的にＰＲをしてまいりたいと考えております。

続きまして、西予市が募集を行っている地域おこし協力隊制度の説明とあわせて、活動状況等について御説明申し上げます。

まず、西予市では２種類の協力隊を募集しております。

１つ目として、西予市の会計年度任用職員として活動を行う雇用型の地域おこし協力隊でありまして、現在４名の隊員が、ジオパークの推進や公営塾の運営をはじめとする高校の魅力化事業に携わっていただいております。

２つ目として、市内のそれぞれの地域づくり組織などのニーズに合わせて、その地域の課題や取組をミッションとして業務を委嘱する個人事業主型の地域おこし協力隊、通称田舎で働き隊があります。この協力隊の特徴として、地域などが設定した業務を担うのに合わせて、その協力隊としての活動や卒業後の定住に向けた支援をそれぞれの地域づくり組織が行うといった点です。現在、この個人事業主型の協力隊は 12 名いまして、業務内容は、移住コーディネート、特産品開発、新規就農、空き家等の利活用など、その地域の課題によって様々であります。現在活動している隊員は 16 名で、これは、現在の愛媛県下で一番多い数となっております。

また、西予市の協力隊は、卒業後の市内定住率は 65％と全国平均 50.7％よりもよい状況にありますので、将来的な地域課題の解決や移住者の獲得に向けて、地域おこし協力隊の取組は有効であると考えております。

また、本議会において予算計上させていただいておりますが、着任後、よりスムーズに協力隊活動に取り組めるよう令和３年度から始まった地域おこし協力隊インターン制度なども活用しながら、今後も積極的に協力隊を募集してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○１番和気数男君

再質問３点ばかりお願いします。

まず、71 人の移住者ということですが、私かなり大きな人数ではないかと思っております。この要因は何でしょうか。全国的な傾向なのか、西予市だけが増えたのでしょうか、お伺いします。

もう一つは、マッチングということをよく聞くんですが、一番最初のマッチング、これは実際どのようにどこで行っておられるのでしょうか。

それから３点目、地域おこし協力隊の卒業生で市内に残っている方、どのような仕事をされているのか。起業されているかなどについてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

まず、西予市の移住者は、先ほど申し上げましたとおり増えておりますが、これ全国的な傾向かというところでございますが、実は全国の移住者を調査した資料というものが確認できませんでしたので、全国的な数値についてはお答えできないところですが、愛媛県全体では増加傾向にございます。令和３年度は９月末時点ではありますけれども、令和２年度と比べてみますと本市を含みます 15 の市町が増加しているような状況にございます。

続いて、最初のマッチングのところについてはどういったところかという御質問でございましたけれども、やはりこちらが情報発信をして、それをいかにキャッチしていただくかというところが重要だと考えておりまして、移住者へ向けての情報発信は、市のホームページに移住者向けのページを設け、情報発信を行っております。

その他、移住に関する業務を委託している一般社団法人移住定住交流センターが中心となって、対面やオンラインによる移住フェアの場での情報発信のほか、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどのＳＮＳを活用とした情報発信やライブ配信、このようなことを行っております。

最後に、協力隊から定住された方は、また起業している人もいるのかというような御質問でございましたけれども、協力隊を卒業し現在も定住している 17 名のうち、起業、または就農したものが９名、民間企業等へ就職したものが７名、その他が１名となっております。

起業の内容といたしましては、特産品の開発及び販売、飲食業、新規就農、デザイナーなど様々でございますが、いずれも地域産業の活性化には一役担った事業を行っていただいているという認識でおります。

以上、３つのお問合せについて答弁いたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○１番和気数男君

昨年２月に西予市移住定住交流センターもでき、幅広い移住を受入れるということもできるようになっております。

そして、地域おこし協力隊、確か 11 年目になろうかと思います。それぞれの地域で卒業生も活躍をされておられます。私はこの地域おこし協力隊の方がたくさん残ってもらえることが大きな成果だとは思っておりますが、しかし最終目標は、このことによって地域が元気になることだと思います。

実際行っておられる２つの点については、私はじっと見守って、できることがあれば応援したいなというふうに思っております。

先日、横林に行きまして、地域おこしの隊員と、それから地元の方といろいろ意見交換することができました。

そのときに、両方とも言われておりますのが、応援隊の方は非常にいいところに来たと。みんなが温かく迎え入れてくれておると言われており、何とか卒業しても頑張っていきたいというふうに思っておられます。また、受入団体の地域の方も非常にいい人が来てもらったと、みんなで温かく迎え入れるよう協力していきたいと、そして、卒業後の仕事についてもいろいろと考えておられるようでございます。

非常に厳しい厳しい中山間地の起業ということになると農業ということになるかと思いますが、なかなか大変なものであろうかと思います。

どうか地域全部で見守っていって、大きな成果を生んでいけたらいいなというふうに思っております。

以上、質問を終わります。

○佐藤議長

以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩いたします。（休憩　午前 11 時 06 分）

○佐藤議長

再開いたします。（再開　午前 11 時 58 分）

ただいまから議案順に質疑を行います。

（日程２）

○佐藤議長

日程第２、議案第 83 号「行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について」から、議案第 113 号「令和３年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）」までの 31 件を一括議題といたします。

これより本案 31 件に対する一括質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第 83 号から議案第 113 号までの 31 件はお手元に配信の委員会付託表のとおり各常任委員会へ付託いたします。

（日程３）

○佐藤議長

次に、日程第３、議案第 118 号「四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

〔下澤政策企画部長登壇〕

○下澤政策企画部長

議案第 118 号「四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、四国西予ジオパークに関する自然科学や地域に関わる文化等についての資料の収集と保管、調査研究等を行うとともに、教育活動を通し、西予市全域に広がるジオパークの魅力を広く発信し、地域交流の形成を図るため、その拠点施設の設置及び管理に関する条例を定めるものであります。

当施設は、ジオパークの基本情報や各地域のジオパークを紹介する西予ギャラリー回廊、常設展示室及び企画展示室のほか、多目的ホールや研修室等を設け、ジオパークの魅力を理解していただくとともに、当施設から市内各サイト及び観光地等への誘導を促進し、持続可能な地域振興を図るものです。

また、当施設の整備に伴い、西予市城川地質館につきまして、令和３年 12 月をもって閉館することから、あわせて条例を廃止するものであります。

なお、当施設の開館時期につきましては、令和４年度の早い時期を予定しております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第 118 号は総務常任委員会へ付託いたします。

（日程４）

○佐藤議長

次に、日程第４、議案第 119 号「令和３年度西予市一般会計補正予算（第９号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 119 号「令和３年度西予市一般会計補正予算（第９号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、まず 11 月 19 日に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、児童を養育している者の所得が児童手当の所得制限限度額を超えている場合を除き、高校生等までの子どもがいる世帯に対し、子ども１人当たり 10 万円相当の臨時特別給付金を支給する。そのうち、子ども１人当たり 5 万円の現金給付については先行して実施することが決定されました。

このことを受けまして、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業として 2 億 3676 万 8000 円を計上するものであります。

次に、田之筋小学校校舎の外壁劣化調査の結果、早急に改修工事を行う必要が生じたため、外壁改修工事費として 751 万 3000 円を計上するものであります。

これらの事業の財源につきましては、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費及び事務費国庫補助金の特定財源を計上し、不足する財源につきまし

ては、財政調整基金を繰入れし、収支の均衡を図るものであります。

これらによりまして、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 4428 万 1000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 329 億 4623 万 7000 円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第 119 号は関係常任委員会へ付託いたします。

（日程５）

○佐藤議長

次に、日程第５、請願第１号「米価の暴落阻止のため過剰在庫の市場隔離と生活困窮者への食料支援を求める請願」及び陳情第１号「西予市内建築業者の育成に関する要望書」の２件を一括議題といたします。

請願１件及び陳情１件の詳細につきましては、お手元のタブレットに配信いたしております請願・陳情文書表を御参照ください。

ただいま議題となっております請願１件及び陳情１件については産業建設常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会においては、各議案、請願及び陳情について十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12 月 17 日は午後２時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会　午後０時09分

第　4　日

12 月 17 日（金曜日）

令和３年第４回西予市議会定例会会議録（第４号）

１．招集年月日　令和３年１２月１７日
１．招集の場所　西予市議会議場
１．開　　議　令和３年１２月１７日
　　午後　２時００分
１．閉　　会　令和３年１２月１７日
　　午後　３時０６分
１．出席議員
　１番　和気数男
　２番　宇都宮久見子
　３番　信宮徹也
　４番　宇都宮俊文
　５番　加藤美香
　６番　中村一雅
　７番　河野清一
　８番　佐藤恒夫
　９番　山本英明
　１０番　竹﨑幸仁
　１１番　小玉忠重
　１２番　源　正樹
　１３番　井関陽一
　１４番　中村敬治
　１５番　二宮一朗
　１６番　兵頭　学
　１７番　森川一義
　１８番　酒井宇之吉
１．欠席議員
　なし
１．地方自治法第１２１条により
　説明のため出席した者の職氏名
　市長　管家一夫
　副市長　宗　正弘
　教育長　松川伸二
　総務部長　山住哲司
　政策企画部長　下澤広幸
　生活福祉部長兼
　福祉事務所長　藤井兼人
　産業部長兼
　生活福祉部産廃処理施設担当部長　酒井信也
　建設部長　三瀬計浩
　医療介護部長　山岡薫彦
　会計管理者　三瀬　功
　消防本部消防長　酒井広一
　教育部長　宇都宮　裕
　明浜支所長　上中保博
　野村支所長　和氣岩男
　城川支所長　藤川忠男
　三瓶支所長　片山勇一
　総務課長　一井健二
　財政課長　宇都宮明彦
　監査委員　正司哲浩
１．本会議に職務のため出席した者の職氏名
　事務局長　冨永　誠
　議事係長　三好祐介
１．議事日程　別紙のとおり
１．会議に付した事件　別紙のとおり
１．会議の経過　別紙のとおり

議　事　日　程

1　議案第８３号　行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について
議案第８４号　西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第８５号　西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第８６号　西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第８７号　西予市公園条例の一部を改正する条例制定について
議案第８８号　西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
議案第８９号　西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について
議案第９０号　西予市野村高齢者工芸館条例を廃止する条例制定について
議案第９１号　西予市野村トレーニングセンター条例を廃止する条例制定について
議案第９２号　西予市有料駐車場の指定管理者の指定について
議案第９３号　西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について
議案第９４号　西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について
議案第９５号　高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について
議案第９６号　西予市物産会館の指定管理者の指定について
議案第９７号　西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について
議案第９８号　西予市渓筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について
議案第９９号　西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について
議案第１００号　西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について
議案第１０１号　西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について
議案第１０２号　西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について
議案第１０３号　西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について
議案第１０４号　西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について
議案第１０５号　西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について
議案第１０６号　八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について
議案第１０７号　愛媛県市町総合事務組合規約の変更について
議案第１０８号　愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について
議案第１０９号　市道路線の廃止について
議案第１１０号　市道路線の認定について
議案第１１１号　令和３年度西予市一般会計補正予算（第８号）
議案第１１２号　令和３年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
議案第１１３号　令和３年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）
議案第１１８号　四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例制定について
議案第１１９号　令和３年度西予市一般会計

補正予算(第９号)

請願第　１号　米価の暴落阻止のため過剰在庫の市場隔離と生活困窮者への食料支援を求める請願

陳情第　１号　西予市内建築業者の育成に関する要望書

２　議案第１２０号　林道黒森支線地すべり災害復旧工事請負契約について

３　議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

1　議案第８３号　行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について

議案第８４号　西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第８５号　西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第８６号　西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第８７号　西予市公園条例の一部を改正する条例制定について

議案第８８号　西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第８９号　西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について

議案第９０号　西予市野村高齢者工芸館条例を廃止する条例制定について

議案第９１号　西予市野村トレーニングセンター条例を廃止する条例制定について

議案第９２号　西予市有料駐車場の指定管理者の指定について

議案第９３号　西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について

議案第９４号　西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について

議案第９５号　高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について

議案第９６号　西予市物産会館の指定管理者の指定について

議案第９７号　西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について

議案第９８号　西予市渓筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について

議案第９９号　西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について

議案第１００号　西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について

議案第１０１号　西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について

議案第１０２号　西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について

議案第１０３号　西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について

議案第１０４号　西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について

議案第１０５号　西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について

議案第１０６号　八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について

議案第１０７号　愛媛県市町総合事務組合規約の変更について

議案第１０８号　愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

議案第１０９号　市道路線の廃止について

議案第１１０号　市道路線の認定について

議案第１１１号　令和３年度西予市一般会計補正予算（第８号）

議案第１１２号　令和３年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議案第１１３号　令和３年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第１１８号　四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例制定について

議案第１１９号　令和３年度西予市一般会計

補正予算(第９号)

請願第　１号　米価の暴落阻止のため過剰在庫の市場隔離と生活困窮者への食料支援を求める請願

陳情第　１号　西予市内建築業者の育成に関する要望書

２　議案第１２０号　林道黒森支線地すべり災害復旧工事請負契約について

３　議員派遣の件について

開会　午後２時00分

○佐藤議長

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

（日程１）

○佐藤議長

日程第１、議案第 83 号「行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について」から、議案第113号「令和３年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）」まで、議案第118号「四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例制定について」及び議案第119 号「令和３年度西予市一般会計補正予算（第９号）」、請願第１号「米価の暴落阻止のため過剰在庫の市場隔離と生活困窮者への食料支援を求める請願」及び陳情第１号「西予市内建築業者の育成に関する要望書」の 35 件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長源正樹君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

源正樹君。

〔源総務常任委員会委員長登壇〕

○源総務常任委員会委員長

総務常任委員会審査報告を行います。

去る 12 月６日の本会議において当委員会に付託されました議案９件について、10 日に委員会を開催し審査を行いました。

結果はお手元に配信のとおり、全て全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

これより審査経過について抜粋して報告いたします。

議案第111号「令和３年度西予市一般会計補正予算（第８号）」の審査では、財政課所管分において、歳入歳出予算の調整に伴い財政調整基金繰入金を 4213 万円減額し、財政調整基金の残高が今回の補正後21億4871万円となる見込みになるとの説明がありました。

まちづくり推進課所管分では、城川町に建設されている四国西予ジオミュージアムの開館日程について質疑があり、建物の完成は令和４年３月中旬を見込んでおり、オープンについては、令和４年４月23日を予定、前日22日には落成式及び講演会を行い、関係者及び地域の方々の内覧を予定しているとの答弁でした。

また、高校魅力化事業の地域おこし協力隊インターン制度について質疑があり、今年度から総務省で新たに開始された制度であり、約２週間から３カ月の間、大学生等に対し地域おこし協力隊の取組を就業体験として実施するもので、三瓶公営塾に６名募集する予定であるとの答弁でした。

学校教育課所管分では、ＩＣＴ支援員について質疑があり、今年度から始まったＧＩＧＡスクールにおいて、ＩＣＴ支援員が効果的に活用され、事業の効果も上がり、教職員の負担軽減の点でも大変役立っており、当面はこの支援員の活用を進めていきたいとの答弁でした。

また、児童が使用するドリルソフトについて質疑があり、ソフトの利点として、小学校１年生から６年生までの学習内容の振り返りや予習が円滑にでき、子どもたちが実際にそのドリルをやった結果が瞬時にわかり成績等にも反映されるため、教職員の業務改善にもつながるとの答弁でした。

消防総務課所管分では、八幡浜地区施設事務組合からの脱退に関する住民に対する周知について質疑があり、三瓶町の３地区では住民説明会を開催しているが、旧東宇和地区の住民に対してもしっかりと理解を求めるよう進めていくとの答弁でした。

議案第118号「四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例制定について」では、ジオミュージアムの観覧料について、ギャラリーしろかわとのセット料金等は考えられないかという質疑に対し、観覧料については周辺施設との連携が必要だと感じている。令和４年度のジオミュージアムの入館者の状況を見極め、早ければ令和５年度から共通券の導入について検討したいと考えているとの答弁でした。

議案第119号「令和３年度西予市一般会計補正予算（第９号）」の教育総務課所管分では、小学校管理事業において、老朽化した小学校校舎の定期的な点検の実施状況について質疑があり、毎年度の初めに校舎等の点検は行っているが、専門業

者等を入れての劣化調査等は現在行っていない。ただ、今回のように剥落する場所が多数あることから、来年度予算等で専門的な調査ができるように配慮していきたいとの答弁でした。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和３年 12 月 17 日、総務常任委員会委員長源正樹。

○佐藤議長

次に、厚生常任委員会委員長中村敬治君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

〔中村厚生常任委員会委員長登壇〕

○中村厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会審査報告を行います。

去る 12 月６日の本会議において当委員会に付託されました議案８件について、12 月９日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案８件については、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

これより議案審査の過程において委員より出された質疑、並びに部課長の答弁等を抜粋して報告いたします。

議案第 89 号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 90 号「西予市野村高齢者工芸館条例を廃止する条例制定について」では、跡地利用について質疑があり、西予市野村老人憩の家については、現在計画している復興まちづくり計画及び野村地区肱川周辺水辺づくり計画に基づいた整備を計画している。西予市野村高齢者工芸館については、平成 30 年７月豪雨で朝霧湖マラソンや乙亥相撲の備品保管倉庫が被災しており、これらの備品保管庫として活用したいとの答弁でありました。

議案第 111 号「令和３年度西予市一般会計補正予算（第８号）」の人権啓発課所管分では、成年後見制度利用促進に係る中核機関の設立時期について質疑があり、年度内に設立検討委員会を開催し、中核機関設置に向けた協議を重ねていく予定である。正確な時期は未定であるが、早い時期に設置できるよう進めていきたいとの答弁でありました。

子育て支援課所管分の放課後児童健全育成事業では、国庫負担金の返還金について質疑があり、放課後児童健全育成事業は市内９カ所の施設で行っており、施設全体で 277 人の利用計画としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、家でみていただいたことなどの理由から 42 人減の 235 人の実績となったため、国庫負担金を返還したとの答弁でありました。

福祉課所管分では、避難行動要支援者名簿の記載対象者の要件について質疑があり、避難行動要支援者は、75 歳以上の独居高齢者、高齢者のみの世帯、介護認定３以上の方などである。令和３年７月６日時点で、避難行動要支援者は市内に 5,793 人で、そのうち自主防災組織や消防団、近隣協力員等の避難支援関係者への情報共有や個別避難計画の作成に同意を得られている方は 4,340 人であるとの答弁でありました。

また、避難行動要支援者名簿の活用について質疑があり、同意を得られた方の名簿については、平常時から地区の自主防災組織や消防団などに持っていただいて、災害時の安否確認や避難行動の要支援に役立てていただく予定であるとの答弁でありました。

議案第 119 号「令和３年度西予市一般会計補正予算（第９号）」子育て支援課所管分では、子育て世帯への臨時特別給付金 10 万円の給付方法について質疑があり、臨時特別給付金 10 万円のうち５万円については現金で支給するとの国の方針に従い、年内に支給する予定であるが、残り５万円については、現在国においてもクーポン券か現金か支給方法について議論されており詳細が決まっていない。子育て世帯の保護者からは現金給付を希望する声も聞くため、関係機関と協議しながら希望に沿った形での給付としたいと考えているとの答弁でありました。

また、5 万円をクーポンで支給した場合の事務手数料について質疑があり、国の方針が定まってないため、費用の試算は行っていないが、クーポンの印刷代のほか、換金するための委託手数料等が発生することが考えられることから、現金給付に比べ事務的経費がかかる見込みであるとの答弁でありました。

さらに、給付金の支給対象者と非対象者についての質疑があり、支給対象者については、令和３

年９月分の児童手当給付対象児童数 2,816 人、高校生等の児童数 900 人、公務員の児童手当対象児童数 870 人、10 月１日から令和４年３月 31 日に生まれる新生児 114 人、合計 4,700 人を見込んでいる。対象外の児童数については、高校生や公務員の児童数は把握できてないが、令和３年９月分の児童手当受給対象者のうち、特例給付の 35 世帯 59 人が対象外となるとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和３年 12 月 17 日、厚生常任委員会委員長中村敬治。

○佐藤議長

次に、産業建設常任委員会委員長小玉忠重君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

小玉忠重君。

〔小玉産業建設常任委員会委員長登壇〕

○小玉産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告をいたします。

去る 12 月６日の本会議において当委員会に付託されました議案 20 件、請願１件、陳情１件につきまして、12 月９日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案 20 件については、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。また、請願第１号については不採択、陳情第１号については採択と決定いたしました。

これより議案及び請願等の審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第 83 号「行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について」では、国において、新型コロナウイルス感染症拡大への対応を契機とし、押印、書面規制、対面規制の見直しが進められており、本市においても、手続にかかる負担軽減を図るとともに、行政手続のデジタル化を推進するため、条例内の西予市火入れに関する条例に規定する押印義務について廃止するとの説明がありました。

議案第 87 号「西予市公園条例の一部を改正する条例制定について」では、条例の改正箇所について質疑があり、三滝渓谷自然公園の中の視覚体験館、竜沢寺緑地公園内のベンチ５カ所、グラススキー場、トリムコース、テニスコート、グラススキー場内の売店等を廃止予定で、除却を検討しているとの答弁でありました。

議案第 92 号「西予市有料駐車場の指定管理者の指定について」では、委員より、駐車場をコインパーキング化し、管理員として周辺を案内できるような人材を配置してはどうかとの質疑があり、現在、時間貸しの駐車場を無料化する計画をしており、管理人による利用料の徴収業務が不要となり人件費の削減が可能となるため、廃止の方向で調整していること、コインパーキングについては、今後の課題として協議するとの答弁でありました。

議案第 95 号「高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について」では、組合員数について質疑があり、令和３年４月１日現在、愛媛県漁協明浜支所は、正組合員が 80 名、准組合員が 70 名であるとの答弁でありました。

議案第 97 号「西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について」では、ケール栽培について、地元の栽培状況と生産量が不足した際の仕入先について質疑があり、東宇和農協の約 17 戸から仕入れており、生産ほ場面積は春で 582 アール、秋で 242 アール、不足の際の仕入先は、大洲市のＪＡ愛媛たいき、松山市のＪＡえひめ中央、春は長野県、秋は鹿児島県であるとの答弁でした。

議案第 111 号「令和３年度西予市一般会計補正予算（第８号）」農業水産課所管分では、農業環境保全向上活動支援事業費の田んぼダム実施場所について質疑があり、宇和町坌所地区及び清沢地区の２カ所において試験的運用を行うとの答弁でした。

建設課所管分では、危険空家除却事業について、国・県より５件分の追加内示を受け、補助金の増額補正をするとの説明がありました。毎年希望者は増えていくと思うが対応はできるのかとの質疑に対し、今年度は補助枠を 40 件申請し、要望どおり 40 件の補助が確定しており、今回５件の追加で内示を受けたこともあり、新年度の予算要求としては 45 件を国・県に要望していくとの答弁でありました。

請願第１号「米価の暴落阻止のため過剰在庫の市場隔離と生活困窮者への食料支援を求める請願」では、米価の暴落阻止のための過剰在庫の市場隔

離ということと、生活困窮者への食料支援を求めることとの整合性が見当たらないとして、全会一致で不採択と決しました。

陳情第１号「西予市内建築業者の育成に関する要望書」では、本年は、木材価格においてウッドショックと呼ばれる急激な値上がりが起きたという背景も鑑み、市内建築業者の育成と木材や鉄骨・鉄筋などの価格高騰への対策とするため、全会一致で採択と決しました。

以上、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

令和３年 12 月 17 日、産業建設常任委員会委員長小玉忠重。

○佐藤議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第 83 号から議案第 89 号までの７件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 83 号「行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について」から、議案第 89 号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」までの７件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、議案第 83 号から議案第 89 号までの７件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 90 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 90 号「西予市野村高齢者工芸館条例を廃止する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 90 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 91 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 91 号「西予市野村トレーニングセンター条例を廃止する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 91 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 92 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 92 号「西予市有料駐車場の指定管理者の指定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 92 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 93 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 93 号「西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 93 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 94 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 94 号「西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 94 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 95 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 95 号「高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 95 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 96 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 96 号「西予市物産会館の指定管理者の指定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 96 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 97 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 97 号「西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 97 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 98 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 98 号「西予市渓筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 98 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 99 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 99 号「西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 99 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 100 号を採決いたします。

議案第 100 号「西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 100 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 101 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 101 号「西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 101 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 102 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 102 号「西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 102 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 103 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 103 号「西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 103 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 104 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第104号「西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第104号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第105号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第105号「西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第105号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第106号及び議案第107号の２件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第106号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について」及び議案第107号「愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」の２件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、議案第106号及び議案第107号の２件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第108号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第108号「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、議案第108号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第109号及び議案第110号の２件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第109号「市道路線の廃止について」及び議案第110号「市道路線の認定について」の２件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、議案第109号及び議案第110号の２件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第111号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第111号「令和３年度西予市一般会計補正予算（第８号）」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第111号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第112号及び議案第113号の２件を一括して採決いたします。

議案第112号「令和３年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」及び議案第113号「令和３年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）」の２件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第112号及び議案第113号の２件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第118号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第118号「四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第118号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第119号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第119号「令和３年度西予市一般会計補正予算（第９号）」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第119号は原案のとおり決定いたしました。

次に、請願第１号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択であります。

お諮りいたします。

請願第１号「米価の暴落阻止のため過剰在庫の市場隔離と生活困窮者への食料支援を求める請願」は原案のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立少数であります。よって、請願第１号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第１号を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第１号「西予市内建築業者の育成に関する要望書」は原案のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第１号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

（日程２）

○佐藤議長

次に、日程第２、議案第120号「林道黒森支線地すべり災害復旧工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

〔酒井産業部長登壇〕

○酒井産業部長

議案第120号「林道黒森支線地すべり災害復旧工事請負契約について」提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、令和元年８月 14 日から令和３年２月 25 日にかけて発生した地すべり活動による法面及び路体崩壊等の変異に対し、適切な森林管理を行う重要な林道として早期の復旧を図るため、12 月 14 日、事後審査型条件付一般競争入札を執行し、山本建設株式会社 代表取締役山本初市氏と請負金額 1 億 9470 万円で、工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいま部長から説明のありました地すべり工事について質疑をいたしますが、山本建設株式会社が仮契約しているということでございますが、この工事内容を見ますと、この工事に関係する建設業の許可は山本建設においては、一般土木工事ととび土工工事ではなかろうかと思いますが、参考資料についております工事概要を見ますと、現場吹付法枠工とか、植生基材吹付、モルタル吹付、アンカー工 36 本とか、種子吹付、横穴排水ボーリングが８本で 260 メートルあると。そして、集水井戸の工事もございます。このように多岐にわたっておるわけでございますが、主に法面工、アンカー工、ボーリング工等でございます。

特殊工事が主たる工事になっておりますが、こういうことになりますと、下請に出されるんじゃなかろうかと思われるわけですけれども、西予市の工事請負契約約款、あるいは土木工事の共通仕様書に当てはめて下請に出されることについて、内容について十分審査されたのか、その審査の概要についてお知らせ願ったらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

ただいまの中村議員からの御質問にお答えさせていただきます。

今回の入札の方法につきましては事後審査型の条件付一般競争入札とさせていただいております。これにつきましては、入札を行いまして、落札候補者を決定いたしまして、その上でその落札候補者から、この工事に関する同種工事の施工の実績、また技術者の資格従事者等の内容を提出いただきまして、その内容を審査した上で、落札者として最終的には決定をする流れとなっております。

今回の工事につきましては、下請に出す予定については、これだけの工種がありますので下請が出るのは当然でございます。今回の工事の建設業の許可につきましては特定ということで、今回あらかじめ公告をし実施しておるところでございます。細かい下請の内容につきましてはまだこちらで承知をしておりませんので、御了承いただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

審査をどのようにされたのか、要するに下請人として出されるということになれば、工事自体が十分元請ができないんじゃないんかと思うわけですけれども、下請に出すものについてね、パーセントが半分以上になると、西予市としては、共通仕様書あるいは約款に違反するとかしないとか、その辺も含めて、事前に十分検討されてないと仮契約自体もなかなか結べないのかなと思っておりますので、その辺のところ仮契約を結ぶに当たってそういうところまで十分審査されているのかどうかということをお尋ねしておるわけです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

この落札者の決定の段階におきましては、まず、会社の実績、過去 20 年間に１件の工事請負額が 1 億円以上の土木一式工事における元請として実績がある者、そして、技術者の要件としては、土木工事に係る監理技術者の資格を有する者をこの施工場所に専任で配置すること、これらのことができるかどうかという段階で審査をいたしております。

したがいまして、現段階におきまして、その下請の発注の状況等についてまで審査をするわけではございません。

先ほど申し上げた段階での審査ということで落札者と決定をしているところでございます。

以上でございます。

○佐藤議長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 120 号は会議規則第 37 条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 120 号「林道黒森支線地すべり災害復旧工事請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 120 号は原案のとおり決定いたしました。

（日程３）

○佐藤議長

次に、日程第３、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信いたしております本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件に

ついては本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任を願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

第４回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。11 月 29 日から本日まで、19 日間にわたる会期の中で、一般質問をはじめ、上程いたしました条例制定、補正予算、指定管理者の指定などの重要な案件をいずれも原案どおり可決いただきました。議員の皆様方におかれましては熱心な御審議をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

今議会の開会挨拶の中でも触れましたが、新型コロナウイルスの新規感染者数は、現在のところ、国内では１週間の１日平均 100 人台で推移しており、オミクロン株の懸念もありますが、落ちついた状況が続いております。県内でも 20 日間以上新規感染者が確認されておりません。

当市におきましても、３回目のワクチン接種が今月から医療従事者を対象に始まっており、今後、段階的に接種券の送付及び予約受付を行い、接種を進めてまいります。安心して生活できる環境を整えるためにも、可能な限りワクチン接種を受けていただきますようお願いいたします。

そうした状況の変化に伴い、今後、社会経済活動の回復に向けて、社会全体の動きが活発化してまいります。

感染予防対策の徹底に努めながら、飲食業や観光業などの分野では、徐々に活気が戻ってきているようですし、これまで実施を見送っていたイベントや集客事業も開催の動きが見えてまいりました。

当市におきましても、令和４年成人式を西予市全体 326 名を対象に、宇和文化会館において、年明け１月３日に開催する予定といたしております。開催がかなわなかった令和３年の新成人の皆さんには申し訳なく思うところでありますが、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

コロナ禍にありまして、若者の生活環境も大きな影響を受けており、進学や就職で西予の地を離れている新成人の皆様の中には、西予市の実家に帰省するのも久しぶりという方も大勢いらっしゃると思います。成人式の機会に、友人や家族との久しぶりの再会を喜び、近況の報告や将来を語り合うなど、成人の節目の日を大切に迎えていただきたいと思います。

現在、国会では、第１次補正予算の審議が進められております。とりわけ子育て世帯への 10 万円の臨時特別給付金につきましては、連日報道等で注目を集めているところであります。

当市では、先行給付の５万円につきましては、今議会で補正予算の議決をいただいたところであり、まずは 12 月 24 日に本年９月分の児童手当の支給を受けている保護者世帯に支給できるよう準備を進めてまいります。

国においては、先般３つのパターンの支給方法について指針を示されたところです。全国的に現金給付の傾向が強いようで、10 万円の一括支給を予定している自治体もあるようですが、本市におきましては、昨日の新聞報道にもありましたように、クーポン券ではなく現金給付によることとし、関連経費は１月中に補正予算措置をする予定であります。２月上旬の児童手当支給日に合わせて、所定の期限までに申請のあった世帯を含め、約 2,450 の対象世帯に給付予定といたしております。この臨時給付金の支給を受けられた対象世帯の皆さんには、有効に活用いただきまして、地域経済の活性化につながるよう市内消費に努めていただければと思っているところであります。

今年も残すところあと２週間余りとなりました。

今年は東京オリンピック・パラリンピック 2020 の開催の年でもあり、本来であれば国中が活気あふれる年になるところでしたが、やはり新型コロナの対応・対策に振り回された１年でありました。

こうした中にありましても、当市では、平成30 年７月豪雨からの復旧・復興は着実に進めることができ、災害復旧工事につきましては、遅れておりました農業施設、河川関連工事などもめどが立ってまいりました。来年度中にはおおむね完了する見通しであります。

年明けの１月中旬には、四国西予ジオパークの再認定の可否が決定されます。よい知らせが届くことを信じているところであり、４月にはジオミュージアムもオープンいたします。アフターコロナにおける人流の活発化に合わせて、大勢の来館者を期待するとともに、西予市の魅力に触れていただきたいと思っております。

また、現在、野村支所の改築工事を進めており、来年秋ごろには完成予定であります。豪雨災害からの復興のシンボルでもあり、行政機関だけにとどまらない、民間団体・機関との複合施設であり、新しい行政形態の表れの一つとも感じております。

そして、地域づくり活動センターに関しましては、最終の準備段階に入ります。市政懇談会も残すところ２つの地区となりましたが、会の中でいただきました意見等を踏まえ、年度内に計画を策定し、令和５年４月からのセンター化に向けて、それぞれの地域で具体的な活動に関する計画づくりに入っていただきたいと思っております。

地域づくり活動センターは、人口減少、少子高齢化、また、厳しさを増す財政状況の中で、地域の皆さんと行政が知恵を出し合える新たな地域づくりへの挑戦であり、新たな一歩を踏み出す転換期でもあると考えております。

今後さらに地域との情報の共有、連携を深め、進めてまいりたいと思います。

来年の干支は寅であります。寅は勇猛果敢で決断力と才知の象徴と言われますが、来年は壬寅に当たるようで、厳しい冬を越えて、芽吹き始め、新しい成長の礎となるイメージもあるようでございます。まさしく、当市にとりまして、大きな改革を迎える前の大きな基礎を築く年となります。

引き続き御支援、御協力をお願いいたします。

師走に入り、気ぜわしさも感じるようになりました。比較的温暖な気候が続いており、年末年始も強い寒波が襲来する予想は低いようでありますが、今晩はこの冬一番の寒気が流れ込むとの予報も出ているようで、突然の寒波ということもございます。

議員各位におかれましては、健康に十分御留意をいただき、穏やかに新しい年を迎えられますことを御祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。１年間誠にありがとうございました。

○佐藤議長

これをもって、令和３年第４回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会　午後３時06分

地方自治法第123条第２項の規定によりここに
署名する。

西予市議会議長

同　　議員

同　　議員

付　　録

令和３年第４回西予市議会定例会会期日程表

会期11月29日（月）～12月17日（金）　　（会期19日間）

月　　日	曜日	日　　程	備　　考
11月29日	月	本会議（開会）	・全員協議会（午前８時45分開会） ・理事者提案理由説明 ・質疑 ・即決議案採決 ・行政報告会
11月30日	火	休　　会	
12月１日	水	休　　会	
12月２日	木	休　　会	・質疑通告〆切
12月３日	金	本　会　議	・一般質問
12月４日	土	休　　会	
12月５日	日	休　　会	
12月６日	月	本　会　議	・一般質問 ・質疑・委員会付託 ・全員協議会
12月７日	火	休　　会	
12月８日	水	休　　会	
12月９日	木	常任委員会	
12月10日	金	常任委員会	
12月11日	土	休　　会	
12月12日	日	休　　会	
12月13日	月	休　　会	
12月14日	火	休　　会	
12月15日	水	休　　会	・討論通告〆切
12月16日	木	休　　会	
12月17日	金	本　会　議	・行政報告会 ・全員協議会（午後１時開会） ・委員長報告 ・質疑・討論・採決 ・即決議案採決

令和３年第４回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件　　名	議決年月日	議決結果
議案第　81号	ＣＡＴＶ整備事業　野村サブセンター整備工事請負契約について	03.11.29	原案可決
議案第　82号	西予市同報系防災行政無線デジタル整備(宇和地区)に伴う機器の取得の変更について	03.11.29	原案可決
議案第　83号	行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について	03.12.17	原案可決
議案第　84号	西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	03.12.17	原案可決
議案第　85号	西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	03.12.17	原案可決
議案第　86号	西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	03.12.17	原案可決
議案第　87号	西予市公園条例の一部を改正する条例制定について	03.12.17	原案可決
議案第　88号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	03.12.17	原案可決
議案第　89号	西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について	03.12.17	原案可決
議案第　90号	西予市野村高齢者工芸館条例を廃止する条例制定について	03.12.17	原案可決
議案第　91号	西予市野村トレーニングセンター条例を廃止する条例制定について	03.12.17	原案可決
議案第　92号	西予市有料駐車場の指定管理者の指定について	03.12.17	原案可決
議案第　93号	西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について	03.12.17	原案可決
議案第　94号	西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について	03.12.17	原案可決
議案第　95号	高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について	03.12.17	原案可決
議案第　96号	西予市物産会館の指定管理者の指定について	03.12.17	原案可決
議案第　97号	西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について	03.12.17	原案可決
議案第　98号	西予市渓筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について	03.12.17	原案可決
議案第　99号	西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について	03.12.17	原案可決
議案第　100号	西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について	03.12.17	原案可決
議案第　101号	西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について	03.12.17	原案可決
議案第　102号	西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について	03.12.17	原案可決
議案第　103号	西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について	03.12.17	原案可決
議案第　104号	西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について	03.12.17	原案可決
議案第　105号	西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について	03.12.17	原案可決

議案番号	件　　名	議決年月日	議決結果
議案第　106号	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について	03.12.17	原案可決
議案第　107号	愛媛県市町総合事務組合規約の変更について	03.12.17	原案可決
議案第　108号	愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について	03.12.17	原案可決
議案第　109号	市道路線の廃止について	03.12.17	原案可決
議案第　110号	市道路線の認定について	03.12.17	原案可決
議案第　111号	令和３年度西予市一般会計補正予算(第８号)	03.12.17	原案可決
議案第　112号	令和３年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第２号)	03.12.17	原案可決
議案第　113号	令和３年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）	03.12.17	原案可決
議案第　114号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	03.11.29	原案可決
議案第　115号	西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	03.11.29	原案可決
議案第　116号	西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	03.11.29	原案可決
議案第　117号	西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	03.11.29	原案可決
議案第　118号	四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例制定について	03.12.17	原案可決
議案第　119号	令和３年度西予市一般会計補正予算(第９号)	03.12.17	原案可決
議案第　120号	林道黒森支線地すべり災害復旧工事請負契約について	03.12.17	原案可決
請願第　１号	米価の暴落阻止のため過剰在庫の市場隔離と生活困窮者への食料支援を求める請願	03.12.17	不 採 択
陳情第　１号	西予市内建築業者の育成に関する要望書	03.12.17	採　　択
報告第　21号	専決処分事項の報告について	03.11.29	報　　告
	議員派遣の件について	03.12.17	承　　認

諸　般　報　告　書

月　日	出席者	行事名
９月３日	全議員	令和３年第３回定例会 一般質問
９月６日	全議員	令和３年第３回定例会 一般質問
９月７日	全議員	令和３年第３回定例会 一般質問・質疑・委員会付託
	関係議員	決算審査特別委員会
	全議員	行政報告会
９月９日	関係議員	総務常任委員会
	関係議員	厚生常任委員会
９月10日	関係議員	産業建設常任委員会
９月17日	全議員	行政報告会
	全議員	令和３年第３回定例会
	議長・関係議員	議会運営委員会
	関係議員	消防体制検討特別委員会
	関係議員	市民と議会との意見交換会実行委員会
９月22日	関係議員	決算審査特別委員会（総務分科会）
９月24日	関係議員	決算審査特別委員会（厚生分科会）
９月27日	関係議員	決算審査特別委員会（産業建設分科会）
９月28日	関係議員	議会だより編集委員会
10月４日	関係議員	決算審査特別委員会
10月６日	関係議員	議会だより編集委員会
10月８日	全議員	行政報告会
	全議員	議員全員協議会
	全議員	令和３年第３回定例会閉会
10月12日	議長・副議長	愛媛県市議会議長会秋期定期総会
10月18日	議長・関係議員	市民と議会との意見交換会（厚生常任委員会）
10月19日	議長・総務委員長	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会定例会
10月25日	関係議員	総務常任委員会所管事務調査
11月４日	議長・関係議員	市民と議会との意見交換会（総務常任委員会）
11月５日	議長・関係議員	西予市道路格付専門委員会
	関係議員	市民と議会との意見交換会実行委員会
11月８日	議長・副議長	四国西南地域市議会議長懇談会定期総会
11月９日	議長	西予市クロッケー大会
	全議員	行政報告会
11月15日	議長	全国過疎地域自立促進連盟定期総会
11月17日	関係議員	産業建設常任委員会所管事務調査
11月18日	議長	あきる野市議会行政視察受入

月　　日	出　席　者	行　　事　　名
11月19日	議長・関係議員	議会運営委員会
	関　係　議　員	議会だより編集委員会
11月22日	議　　長	南予水道企業団定例会
11月25日	議長・関係議員	議会運営委員会
11月26日	議長・産建委員長	建設事業推進協議会
11月27日	議長・関係議員	第170回乙亥大相撲
11月29日	全　議　員	議員全員協議会
	全　議　員	令和３年第４回定例会 開会

令和３年12月10日

西予市議会議長
　佐　藤　　恒　夫　様

総務常任委員会
委員長　　源　　正　樹

委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事　　件　　名	審査結果
議案第 83号	行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について	原案可決
議案第 84号	西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第 88号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第106号	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について	原案可決
議案第107号	愛媛県市町総合事務組合規約の変更について	原案可決
議案第108号	愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について	原案可決
議案第111号	令和３年度西予市一般会計補正予算(第８号)	原案可決
議案第118号	四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例制定について	原案可決
議案第119号	令和３年度西予市一般会計補正予算(第９号)	原案可決

令和３年12月９日

西予市議会議長
　佐　藤　　恒　夫　様

厚生常任委員会
委員長　　中　村　　敬　治

委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事　　件　　名	審査結果
議案第 85号	西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第 86号	西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第 89号	西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第 90号	西予市野村高齢者工芸館条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第111号	令和３年度西予市一般会計補正予算(第８号)	原案可決
議案第112号	令和３年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第２号)	原案可決
議案第113号	令和３年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）	原案可決
議案第119号	令和３年度西予市一般会計補正予算(第９号)	原案可決

令和３年12月９日

西予市議会議長
　佐　藤　　恒　夫　様

産業建設常任委員会
委員長　　小　玉　　忠　重

委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事　　件　　名	審査結果
議案第 83号	行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について	原案可決
議案第 87号	西予市公園条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第 91号	西予市野村トレーニングセンター条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第 92号	西予市有料駐車場の指定管理者の指定について	原案可決
議案第 93号	西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について	原案可決
議案第 94号	西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について	原案可決
議案第 95号	高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について	原案可決
議案第 96号	西予市物産会館の指定管理者の指定について	原案可決
議案第 97号	西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について	原案可決
議案第 98号	西予市渓筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第 99号	西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第100号	西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第101号	西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第102号	西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第103号	西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第104号	西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第105号	西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第109号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第110号	市道路線の認定について	原案可決
議案第111号	令和３年度西予市一般会計補正予算（第８号）	原案可決

令和３年12月９日

西予市議会議長
　佐　藤　　恒　夫　様

産業建設常任委員会
委員長　　小　玉　　忠　重

請　願　等　審　査　報　告　書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	事　　件　　名	審査結果
請願第１号	米価の暴落阻止のため過剰在庫の市場隔離と生活困窮者への食料支援を求める請願	不 採 択
陳情第１号	西予市内建築業者の育成に関する要望書	採　　択

総務常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第83号　行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について

議案第84号　西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第88号　西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第106号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について

議案第107号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について

議案第108号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

議案第111号 令和３年度西予市一般会計補正予算（第８号）

議案第118号 四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例制定について

議案第119号 令和３年度西予市一般会計補正予算（第９号）

以上９議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第111号「令和３年度西予市一般会計補正予算（第８号）」の財政課所管分では、歳入歳出予算の調整に伴い財政調整基金繰入金を4213万円減額し、財政調整基金の残高が今回の補正後21億4871万円となる見込みになるとの説明があった。

まちづくり推進課所管分では、城川町に建設されている四国西予ジオミュージアムのオープン日程の質疑について、建物の完成は令和４年３月中旬を見込んでおり、オープンについては、令和４年４月23日を予定、前日の22日には落成式及び講演会を行い、関係者及び地域の方々の内覧を予定しているとの答弁であった。また、高校魅力化事業の地域おこし協力隊インターン制度についての質疑について、今年度から総務省で新たに開始された制度であり、約２週間から３か月の間、大学生等に対し地域おこし協力隊の取組を就業体験として実施するもので、三瓶公営塾に６名募集する予定であるとの答弁であった。

政策推進課所管分については、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更に伴い、八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金が廃止されることから、西予市の出資金9308万7000円が返還されるとの説明があった。

教育総務課所管分については、スクールバスの利用範囲についての質疑に対し、今後市長部局のまちづくり推進課とともに全体を見越して柔軟に対応していきたいと考えているとの答弁であった。

学校教育課所管分については、ＩＣＴ支援員についての質疑に対し、今年度から始まったＧＩＧＡスクールにおいて、ＩＣＴ支援員が効果的に活用され、事業の効果も上がり教職員の負担軽減の点でも大変役立っており、当面はこのＩＣＴ支援員の活用を進めていきたいとの答弁であった。また、児童が使用するドリルソフトについての質疑に対し、ドリルソフトの利点として、小学校１年生から６年生までの学習内容の振り返りや予習がスムーズにでき、子ども達が実際にそのドリルをやった結果が瞬時にわかり成績等にも反映されるため教職員の業務改善にもつながるとの答弁であった。

消防総務課所管分については、八幡浜地区施設事務組合からの脱退に関する住民に対する周知の質疑について、三瓶地区３地区では住民説明会を開催しているが、旧東宇和地区の住民に対してもしっかりと理解を求めるよう進めていくとの答弁であった。

議案第118号 「四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例制定について」では、ジオミュージアムの観覧料について、ギャラリーしろかわとのセット料金等は考えられないかという質疑に対し、観覧料については周辺施設との連携が必要だと感じている。令和４年度の四国西予ジオミュージアムの入館者の状況を見極め、早ければ令和５年度から共通券の導入について検討したいと考えている。またふるさと祭りなどとの連携についても担当課、地域との協議を行いたいとの答弁であった。

議案第119号「令和３年度西予市一般会計補正予算(第９号)」教育総務課所管分では、小学校管理事業において老朽化した小学校校舎の定期的な点検の実施状況の質疑について、毎年度の初めに校舎等の点検は行っているが、専門業者等を入れての劣化調査等は現在行っていない。ただ、今回のように剥落する場所が多数あることから、来年度予算等で専門的な調査ができるように配慮していきたいとの答弁であった。

以上、総務常任委員会審査報告とする。

令和３年12月17日

総務常任委員会
委員長　　源　正樹

厚生常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第85号　西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第86号　西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第89号　西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について

議案第90号　西予市野村高齢者工芸館条例を廃止する条例制定について

議案第111号　令和３年度西予市一般会計補正予算（第８号）
（歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分）

議案第112号　令和３年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議案第113号　令和３年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第119号　令和３年度西予市一般会計補正予算（第９号）
（歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分）

以上８議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第89号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」、議案第90号「西予市野村高齢者工芸館条例を廃止する条例制定について」では、跡地利用について質疑があり、西予市野村老人憩の家については、現在計画している復興まちづくり計画及び野村地区肱川周辺水辺づくり計画に基づいた整備を計画している。西予市野村高齢者工芸館については、平成30年７月豪雨で朝霧湖マラソンや乙亥大相撲の備品保管倉庫が被災しており、これらの備品保管庫として活用したいとの答弁であった。

議案第111号「令和３年度西予市一般会計補正予算（第８号）」の人権啓発課所管分では、成年後見制度利用促進に係る中核機関の設立時期について質疑があり、年度内に設立検討委員会を開催し、中核機関設置に向けた協議を重ねていく予定である。正確な時期は未定であるが、早い時期に設置できるよう進めていきたいとの答弁であった。

子育て支援課所管分の放課後児童健全育成事業では、国庫負担金の返還金について質疑があり、放課後児童健全育成事業は市内９カ所の施設で行っており、施設全体で277人の利用計画としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、家でみていただいたことなどの理由から42人減の235人の実績となったため国庫負担金を返還したとの答弁であった。

福祉課所管分では、避難行動要支援者名簿の記載対象者の要件について質疑があり、避難行動要支援者は、75歳以上の独居高齢者、高齢者のみの世帯、介護認定３以上の方などである。令和３年７月６日時点での避難行動要支援者は市内に5,793人で、そのうち自主防災組織や消防団、近隣協力員等の避難支援関係者への情報共有や個別避難計画の作成に同意を得られている方は4,340人であるとの答弁であった。

また、避難行動要支援者名簿の活用について質疑があり、同意を得られた方の名簿については、平常時から地区の自主防災組織や消防団などに持っていただいて、災害時の安否確認や避難行動の要支援に役立てていただく予定であるとの答弁であった。

議案第119号「令和３年度西予市一般会計補正予算(第９号)」子育て支援課所管分では、子育て世帯への臨時特別給付金10万円の給付方法について質疑があり、臨時特別給付金10万円のうち5万円については現金で支給するとの国の方針に従い年内に支給する予定であるが、残り5万円については、現在、国においてもクーポンか現金か支給方法について議論されており詳細が決まっていない。子育て世帯の保護者からは現金給付を希望する声も聞くため、関係機関と協議しながら希望に沿った形での給付としたいと考えているとの答弁であった。

また、5万円をクーポンで支給した場合の事務手数料について質疑があり、国の方針が定まっていないため、費用の試算は行っていないが、クーポンの印刷代のほか、換金するための委託手数料等が発生することが考えられることから、現金給付に比べ事務的経費がかかる見込みであるとの答弁であった。

さらに、給付金の支給対象者と非対象者について質疑があり、支給対象者については、令和３年９月分の児童手当受給対象児童数2,816人、高校生等の児童数900人、公務員の児童手当支給対象児童者数870人、10月１日から令和４年３月31日に生まれる新生児114人、合計4,700人を見込んでいる。対象外の児童数については、高校生や公務員の児童数は把握できていないが、令和３年９月分の児童手当受給対象者のうち、特例給付の35世帯59人が対象外となるとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和３年12月17日

厚生常任委員会
委員長　　中村　敬治

産業建設常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第83号　行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について
議案第87号　西予市公園条例の一部を改正する条例制定について
議案第91号　西予市野村トレーニングセンター条例を廃止する条例制定について
議案第92号　西予市有料駐車場の指定管理者の指定について
議案第93号　西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について
議案第94号　西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について
議案第95号　高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について
議案第96号　西予市物産会館の指定管理者の指定について
議案第97号　西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について
議案第98号　西予市渓筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について
議案第99号　西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について
議案第100号　西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について
議案第101号　西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について
議案第102号　西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について
議案第103号　西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について
議案第104号　西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について
議案第105号　西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について
議案第109号　市道路線の廃止について
議案第110号　市道路線の認定について
議案第111号　令和３年度西予市一般会計補正予算（第８号）
請願第１号　米価の暴落阻止のため過剰在庫の市場隔離と生活困窮者への食料支援を求める請願
陳情第１号　西予市内建築業者の育成に関する要望書

以上20議案について、原案可決決定した。
また、請願第１号については不採択、陳情第１号については採択と決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第83号「行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について」では、国において新型コロナウイルス感染症拡大への対応を契機として、押印、書面規制、対面規制の見直しが進められており、本市においても手続きにかかる負担軽減を図るとともに、行政手続きのデジタル化を推進するため、条例内の西予市火入れに関する条例に規定する押印義務について廃止するとの説明があった。

議案第87号「西予市公園条例の一部を改正する条例制定について」では、条例の改正箇所について質疑があり、三滝渓谷自然公園の中の視覚体験館、竜沢寺緑地公園内のベンチ５カ所、グラススキー場、トリムコース、テニスコート、グラススキー場内の売店等を廃止予定で、除却を検討しているとの答弁であった。

議案第92号「西予市有料駐車場の指定管理者の指定について」では、委員より、駐車場をコインパ

ーキング化し、管理人として周辺を案内できるような人材を配置してはどうかとの質疑に対し、現在、時間貸しの駐車場を無料化する計画をしており、管理人による利用料の徴収業務が不要となり人件費の大幅な削減が可能となるため、廃止の方向で調整をしている。コインパーキングについては今後の課題として協議するとの答弁であった。

議案第95号「高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について」では、組合員数について質疑があり、令和３年４月１日現在、愛媛県漁協明浜支所は正組合員が80名、准組合員が70名であるとの答弁があった。

議案第97号「西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について」では、ケール栽培について、地元での栽培状況と、生産量が不足した際の仕入先について質疑があり、東宇和農協の約17戸から仕入れており、生産ほ場面積は春で582アール、秋で242アール、不足の際の仕入先は、大洲市のＪＡ愛媛たいき、松山市のＪＡえひめ中央、春は長野県、秋は鹿児島県であるとの答弁であった。

議案第111号「令和３年度西予市一般会計補正予算（第８号）」農業水産課所管分では、農村環境保全向上活動支援事業費の田んぼダム実施場所について質疑があり、宇和町杢所地区および清沢地区の２カ所において試験的運用を行うとの答弁であった。

建設課所管分では、危険空家除却事業について、国県より５件分の追加内示を受け、補助金の増額補正をするとの説明があった。毎年希望者は増えていくと思うが対応はできるのかとの質疑に対し、今年度は補助枠を40件申請しており、要望どおり40件の補助が確定している。今回、５件追加で内示を受けたこともあり、新年度の予算要求としては45件を国県に要望していくとの答弁であった。

請願第１号「米価の暴落阻止のための過剰在庫の市場隔離と生活困窮者への食料支援を求める請願」では、米価の暴落阻止のための過剰在庫の市場隔離ということと、生活困窮者への食料支援を求めることの整合性が見当たらないとして、全会一致で不採択と決した。

陳情第１号「西予市内建築業者の育成に関する要望書」では、今年は木材価格においてウッドショックと呼ばれる急激な値上がりが起きたという背景も鑑み、市内建築業者の育成と木材や鉄骨・鉄筋などの価格高騰への対策とするため、全会一致で採択と決した。

以上、産業建設常任委員会審査報告とする。

令和３年12月17日

産業建設常任委員会
委員長　小玉　忠重